

十萬圓に達し高麗紙と稱し窓張用として清國に輸出せらるるもの一年十萬圓に及ぶ

**釀酒業** 朝鮮人の飲用せる酒は其種類頗る多きも藥酒、濁酒、白酒、燒酒及び過夏酒は其主要なるものにして需要者多く隨て釀造高多し

次に内地人の工業に付き述へんに朝鮮半島に於ける内地人經營の工場は其數八十餘に及へるも何れも小規模にして未だ見るに足るべきもの少く其中稍々發展したるものを舉ぐれば精米、鐵工、卷煙草、煉瓦製造、電氣、製材、造船、釀造及び製造業にして朝鮮工業界の前途は頗る遼遠なりと云はざるへからず

**精米業** 朝鮮全土を通して二十の工場あり而して京畿道及び慶尙南道に於て其過半数を占む

**鐵工業** 鍛冶業の傍ら小道具の製造、諸機械の修繕を營むに過ぎず工場を有するもの約十箇所あれども是亦大規模のものにあらず

**煙草製造業** 朝鮮人は煙草を嗜好すること甚しく隨て京城、釜山、仁川、大邱等に於て内地人の煙草製造業に従事する者多く現に内地人工業中の重要なものに

屬す

**煉瓦製造業** 麻浦、永登浦等にて官營せらるるもの外内地人及び清國人の經營せるもの少なからず唯々燃料に乏しきは斯業の爲め遺憾とする所なり

**釀酒業** 内地人の移住と共に清酒の需要激増し近時各地に於て清酒釀造業に従事するもの少からず中には大規模の設計に出づるものありて製造者數八十一年の造石高二萬石に垂んとせり

**電氣事業** 京城に日韓瓦斯電氣株式會社ありて京城、龍山間の瓦斯電氣事業を経營するの外仁川、釜山、鎮南浦に電氣會社あり尙ほ平壤、大邱、木浦に於ても既に會社の成立を見たり

**製材造船業** 共に漸く緒に就くに至れり

**其他** 製筵業、鐘詰業等將來有望なるか如し  
**官營工業**としては印刷局及び煉瓦製造所あり印刷局は龍山に在り明治三十八年の創設に係り印刷、製紙、製本、彫刻等の業務を營む所にして主として官廳の所要を辨するものなれども又力めて民間の要求にも應せり同所は明治四十年以來工場

の改築機械の増置、技術者の備聘等に努め、今や極めて精巧なる印刷物を出版し得るに至れり。煉瓦製造所は煉瓦、瓦及び土管の製造を主とし、官公建築事業の需要に應じ兼て民間斯業の模範たらんとするの目的を以て、明治四十年創めて煉瓦工場を漢江の沿岸麻浦に設け、尋て瓦及び土管工場を京仁線永登浦に設置し、引續き事業を經營せり。又染織、陶器、木工等の技術を傳習し、併せて改良の模範を示さんか爲め、明治四十年京城に工業傳習所を設置し、染織、陶器、金工、木工、應用化學及び土木の六科を置き、傳習生を教習せり。

左に工業所有權に關し、附言せんに、帝國政府は明治四十一年八月米國と條約を結び、米國は其本國に於て朝鮮人に對しても工業所有權の保護を與ふると同時に發明意匠、商標の保護に關しては朝鮮に於ける治外法權を撤退し、日本國は内地に行はると同様の法令を朝鮮に施行して、米國人の發明意匠、商標を朝鮮内に於て保護すへきことを約し、同年八月を以て韓國特許法令外三令を施行し、四十二年十一月韓國實用新案令を施行し、統監府特許局を設け、之を管理したりしか。日韓併合と同時に此等諸令と共に統監府特許局を廢止し、同時に特許法、意匠法、商標法、實用新案

法及び著作權法を朝鮮に施行し、工業所有權保護に關する一切の事務は農商務省特許局に、又著作權保護に關する事務は内務省に屬すること爲り、朝鮮に於ける既得の權利を認め、其效力を内地にまで及ぼすと同時に内地にて既得せる權利も亦當然に朝鮮に及ぶものと爲せり。

### 第三十二章 鑛業

朝鮮に於ける從來の鑛業は一二海外資本家の企業に係るもの外は、姑息幼稚なる古來の慣行に放任せられ、且つ之が行政に就ては何等方針の一定せるものなく、外國人の企業は國際條約により權利を得たるもの外は一般に之を嚴禁したりしか。時勢の進運は鑛政の革新を促し、明治三十九年鑛業法を公布施行し、内外人一般に均等安固なる鑛業權を附與するに至り、爾來内外資本家の朝鮮鑛業に注目するもの増加し、探掘出願者は年を逐ふて加はれり、而して鑛業法の支配を受くるものの中、金、銀、銅、鉛、錫、安質母、尼、水銀、亞鉛、鐵、滿、俺、黑鉛、石炭、石油、硫黃の十四種を鑛物と稱し、砂金、砂鐵、砂錫の三種を砂鑛物と云ふ。

左に鑛業法發布後の許可件数を掲記すへし

種別	國籍別			三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年
	朝鮮人	内地人	外人					
鑛業	合計	一六	一	一九	二六	二七	二七	二七
	合計	一	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
砂業	合計	二	三	二	二	二	二	二
	合計	二	三	二	二	二	二	二
總計	合計	一九	四	二二	二八	二九	二九	二九

**金** 朝鮮に於ける主要なる鑛産物は金にして鐵、石炭、黒鉛、銅、雲母之に次ぐ金の産地として著名なるは平安北道雲山金坑なり米國人の經營に係り其鑛區は平安南道雲山郡全部を包括し年産額二百八十萬圓以上に及へり其他忠清南道稷山

**鐵** 朝鮮は鐵鑛に富み各道到る處發見せられ其種類は褐鐵鑛を多しとし赤鐵鑛之に次ぐ鐵鑛の大部は採掘の儘内地に移送し内地の鐵工所にて精製す各道中最も産出の多きは黃海道鐵山、慶尙道慶興の二郡にして現に枝光製鐵所の所管に屬し年額約四十萬圓なり又同道安岳郡鐵山は近時五萬噸の産出あり其他同道黃州郡の鐵山も將來有望なるか如し

**石炭** 無煙炭は平安南道平壤郡及び江東郡に産し明治四十年以來官營事業となし平壤鑛業所を設置し採掘に従事せり鑛量頗る豊富品質優良にして明治四十年中の採掘量七萬八千餘噸販賣高六十六萬餘圓に上れり褐炭は諸所に發見せらるるも主要なるは慶尙北道長鬐及び咸鏡北道生氣嶺の二炭坑なり

**黒鉛** 鱗狀纖維狀、葉理狀及び土狀等の種類あり前二者は多く北鮮地方に産し後二者は南朝鮮に産出す平安北道龜城、昌城並に朔州附近より産するものは鱗狀



なり而して一年の水産額は六百二十餘萬圓に達す現行漁業法令は明治四十四年六月の發布に係る漁業令同令施行規則及び漁業取締規則にして同法令に於ては漁業を免許漁業許可漁業届出漁業の三種に分ち更に免許漁業を六種に許可漁業を九種に届出漁業を三種に細分せり左に各道沿岸に於ける漁業根據地の重なるものを掲ぐへし

道別	漁業根據地
京畿道	仙狹島、水深島、靈興島、江華島附近にして潮流激甚なるが故に他に好適地なし
忠清南道	竹島、煙島、於音島、孤島、鹿島、元山島、安沙竹島、價諷島、其他ノ諸島嶼
全羅南道	群山浦、古群山島、嶺島、法海島、七山島、離島、木浦、右水營、珍島、塔島、獅子島、所安島、青山島、濟州島、巨文島、國島、父島、雁島、突山島、新浦、麗水邑、新坡浦、松島、島南浦、猶島等
慶尙南道	大邊、豆毛浦、西生浦、蔚山浦、牟浦、甘浦、九樂浦、迎日浦、浦項、忍山浦、洛東江、巨濟島、釜山、馬山浦、臥島、鎮海浦、統營、蛇梁島、欲知島、烏島等
江原道	濱長營里、漢津、慶浦、鴨也津、長箭津、致弓及び嶺島等
咸鏡道	元山港、松田浦、四湖、新浦、咸津港、楮津、綱津浦、楡津、羅津浦、陸基浦等

朝鮮人の漁業は從來粗笨なる漁具漁法によりて行はれ専ら半島内の需要を充た

すに過ぎざりしか近來内地人漁業者の精良なる操業を目睹するに及び之か感化を受け日本形漁船又は日本式漁具を應用して漁業を改良し或は遠海の魚族を捕獲して内地及び清國に輸送を計る等漸次好良の徴候を呈するに至れり朝鮮人の漁具として見るに足るべきものは江原道の地曳網、慶尙道の臺網、忠清京畿黄海三道の弓船中船等のみ漁舟は造るに鉋を施さす且つ木釘を用ふるを以て脆弱にして遠洋の漁業に適せず而して朝鮮人にして漁業に従事するものは戸數約三萬三千、人口約七萬人あり

朝鮮海に於ける内地人の漁業は遠く數百年の昔時に濫觴し爾後歲月と共に漸く發展し明治四十一年日韓漁業協定書の締結によりて從來兩國間に存在せし通漁規則を廢し更めて日本は韓國漁業法により韓國人と等しく漁業權の享有行使を得るに至り韓國併合後の今日に於ては漁業令の支配の下に當然内地に於けると同様完全なる漁業權を享有することとなり一年間内地人の出漁船數四千、出漁人員二萬、漁獲高三百九十餘萬圓に及へり

第二節 製鹽業

半島の沿岸到る處として製鹽の業行はれざるはなく各道中最も盛なるは全羅南道にして朝鮮全産額の大半を産出す羅州鹽之なり之に亞くは京畿道にして南陽鹽と稱せらる産出最も少きは平安北道なり而して其製法は海水を直に煎熬し又は豫め海水を鹽田に導き濃厚の鹹水を作り之を煎熬して製するものなるか故に燃料の乏しき此地に於ては其産額自ら少くして半島民の需要を充す能はず由來朝鮮は一般に降雨少なく空氣乾燥し殊に海水濃厚にして製鹽に適し沿岸の地形亦製鹽場を造るに適せる所尠からざるに拘らす鹽田は僅に三千五百町歩産額二億五千萬斤價格二十五萬圓を出てす之を半島内消費額三億五千萬斤に比すれば一億斤の不足額は之を海外の輸入に仰かざるへからず茲に於て政府は明治四十年京畿道仁川府朱安面に六千坪の天日製鹽場を造り試験を行ひしに其結果良好なるを確かめ更に平安南道鎮南浦廣梁灣に二千町歩及び朱安に六十町歩の天日製鹽場を新設し又内地式製鹽の試験田を慶尙南道釜山府内石南面龍湖里に設置せしか其製鹽の品質は純白小粒にして普通の煎熬鹽に異ならず前途有望なるか如し

### 第三十四章 財政經濟

從來舊韓國政府には度支部なるものありて財務機關の任に當れるか當時の内地人財政顧問は之を廓清し徵稅機關を特設すべきことを提議したる結果明治三十九年管稅官官制を制定し度支部大臣直轄の下に各道に稅務監を置き觀察便をして兼務せしめ以て稅務監督の任に充て更に樞要の地に稅務官を配置して稅務執行機關とし稅務主事を各郡に駐派し其執行を分掌せしめ又漸次各地に財政顧問支部を設置し獨り稅務のみならず地方財務を監督し以て不正の誅求不當の支出を防遏し且つ地方經濟狀態の進捗に努めたり統監府開廳後諸般政務の改善に著手し財政整理に關しては(一)舊貨の回收を實行し中央銀行を定めて兌換券の發行を公認し(二)農工銀行手形組合及び金融組合を設立せしめ(三)豫算の編成及び實行を計り中央銀行をして國庫金の出納を掌らしめ(四)地方財務機關の組織を定め財務監督局財務署を設け(五)關稅事務を統一し保稅倉庫を設置したる等其施設する所頗る多く著々奏功する所ありしか明治四十三年日韓併合新官制實施と共に舊

韓國政府度支部を移して朝鮮總督府の一部と爲し朝鮮に於ける豫算決算並に國庫金融に關する事務を管掌せしめ總務部會計局をして豫算執行の任に當らしめ和倚り相待ちて朝鮮に於ける財政を掌理することと爲し財務監督局、財務署なる特設機關を廢止し府郡をして徵稅の事務に當らしめ又朝鮮銀行をして中央金庫の業務を掌らしめ各農工銀行其他の銀行は支金庫事務を郵便局所は國庫金取扱事務を兼掌せしむ

第一節 豫算

舊韓國にて合法的豫算を調製せしは明治三十八年なりとす此以前は形式上豫算なるものなきにあらざりしも單に其名を存するのみに止まり收支全く不明に屬せり明治四十三年併合當年の韓國豫算は歳入に於て經常部臨時部を合せ二千三百七十六萬餘圓歳出に於て同二千七百十四萬餘圓なりしか併合後第一年即ち明治四十四年度の朝鮮總督府特別會計の豫算は日韓政務機關の合併に加ふるに治道、鐵道建設、港灣改修等の施設の爲め増大して歳入歳出各四千八百七十四萬餘圓を計上するに至れり左に豫算の種目及び金額を掲記すへし

歳入ノ部

四八、七四二、七八二

經常部

二四、〇六七、五八三

第一款 朝鮮歳入

二四、〇六七、五八三

臨時部

二四、六七四、一九九

第一款 公債募集金受入

一一、三三四、一九九

第二款 補充金

一一、三五〇、〇〇〇

歳出ノ部

四八、七四二、七八二

經常部

二七、八九一、四三七

第一款 李王家歳費

一、五〇〇、〇〇〇

第二款 總督府

二、八〇四、六五四

第三款 裁判及監獄費

二、五二二、八三一

第四款 警務費

二、八五九、二五五

第五款 地方廳

四、二三三、四四三

第六款 總督府醫院

二五〇、五六九

第七款 慈惠醫院	三五二、三八一
第八款 諸學校	二七二、六七二
第九款 稅關	六〇三、八〇八
第十款 專賣局	二六六、八二五
第十一款 勸業模範場	二〇六、四一六
第十二款 工業傳習所	六三、六三〇
第十三款 平壤鑛業所	七四五、八八四
第十四款 通信費	二、八四四、九五三
第十五款 鐵道事業費	五、二七七、八六七
第十六款 修繕費	三一六、八三六
第十七款 諸支出金	四五、九一六
第十八款 公債及借入金利子	一、七三三、四九七
第十九款 豫備金	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時部	二〇、八五〇、三四五

第一款 學事諸費	二七、七八七
第二款 勸業費	三一五、六一八
第三款 憲兵補助員費	一、〇五一、二五六
第四款 朝鮮部隊費	二四八、四七九
第五款 臨時警備費	一五六、五五〇
第六款 臨時土地調查費	一、七五七、二四六
第七款 補助費	一、四三六、八九六
第八款 臨時出資金	七九〇、〇〇〇
第九款 營繕費	一、二五一、一七〇
第十款 治道費	二、三七二、六四四
第十一款 海關工事費	二、〇二六、〇六二
第十二款 電信電話營繕費	三〇〇、〇〇〇
第十三款 航路標識營繕費	一二〇、〇〇〇
第十四款 鐵道建設及改良費	八、五〇〇、〇〇〇
第三十四章 財政經濟	一六九



- 第十五款 鹽田築造及廳舎新營設備費 二二五、三六六
- 第十六款 平壤鑛業所第二次擴張費 七八、七七一
- 第十七款 鎮南浦水道工事費 八〇、〇〇〇
- 第十八款 赤田川改修費 八二、五〇〇
- 第十九款 發電水力調査費 三〇、〇〇〇

第二節 租 稅

國稅は地稅、戶稅、家屋稅、酒稅、煙草稅、關稅、噸稅、鹽稅、鑛稅、水產稅及び雜稅の十一種とす左に其各稅に付き概説すへし

地稅 地稅は一に結稅と云ふ結稅の起原は判然せざるも高麗の末世に創まり少くとも五百二十年以上を經過したるものなりといふ本來結は土地の肥瘠により六等に分ち一等地は一萬平方尺二尺ハ曲尺三尺三寸を以て一結即ち一百負を課し二等地には八十五負以下均しく十五負の減差を付し六等地二十五負に至りて止む故に二等地に對する一結は其面積に於ては一等地に對する結の等級間の減差に比例して増加せられ以下順次に六等地まで均しく其等級間の減

差に比例して面積は逆に遞増せらる之に因て地稅の負擔に等差を設けたるものにして現在總結數は約九十九萬結なり

等級面積	平方尺	坪數
一 等 地	一〇、〇〇〇	三、〇二五
二 等 地	一一、七六四	三、五五八
三 等 地	一四、二八二	四、三二一
四 等 地	一八、一八	五、四九九
五 等 地	二五、〇〇〇	七、五六二
六 等 地	四〇、〇〇〇	一二、二二〇

結は一方に地積を表示することとなるも之を以て直に面積の稱呼となすは適當ならず地稅を賦課する便宜上援用し來りたる一の課稅標準にして内地の地租條例に於ける地價に相當するものなり而して面積の單位を別に田にありては斗落畑にありては日耕と稱するものあり甚だ漠然たるものなれども普通に行はる即ち一斗落は一斗の粃を播種すべき面積、一日耕は牛一日の耕し得べき範圍を指稱するものなり

地税は水田に米、旱田に黄豆を收むるを正式とし其税率は一定して動かさざりしか後(年分)の制を設け毎年九月調査の状況により等級を分ちて課税することとなれり更に甲午改革(明治二十七年)の際一般に金納の制に改むるに當り米價を標準とし各地毎に換算したるを以て二十三等となり後ち數次の改正を経て現行税率は八圓より二十錢に至る十三等に區分せらる

八〇〇	六、六〇	五三〇	四二〇	四〇〇
三、七〇	三、一〇	二六〇	二一〇	一、三〇
一、〇〇	五〇	二〇		

現行地税の納期は明治四十二年の規定に係り平安南北、咸鏡南北四道は其年二月及び十二月、其他の九道は其年十二月及び翌年二月を以て其年度の納期と定めたり而して年税總額は約六百四十五萬圓なりとす

戸税 戸税は李朝開國當時より存在せるものにして現に家屋税法を施行せざる地方に於て一戸を構ふるものに賦課する税なり舊記によれば陸戸の軍丁は京に上番す而して其郡に在るものを保軍とし布、麻布、木、木綿、錢を上納して軍需を

補ふ每丁布木は各一匹、錢は二兩を上納せしめ之を軍布と稱せり後改めて洞布となし每洞より徴收せしか明治二十七年之を金納とし毎戸十七錢五厘乃至四十五錢を二期に分納せしめ、四十年各戸毎三十錢を賦課することとなりしか、四十二年に至り納期を四月及び九月とし各期半額を徴收することとなり現行課税戸數は約二百十萬戸、年税總額六十萬圓なり

家屋税 家屋税は戸税を徴收せざる京城府、各郡廳所在地等の市街地に對し施行するものにして明治四十二年二月家屋税法を公布したるに始まる本税は家屋の廣狹に由り一等より四等に分ちて課税し尙ほ家屋の構造即ち石造、煉瓦造又は瓦葺を甲種とし其以外のものは之を乙種とし更に之を家屋の間(六尺半平方)數により四等に分ちて課税す納期は五月及び十二月の二期とす現在の課税戸數は約二十萬戸、年税總額は二十餘萬圓なり

等級	課税標準及税率
一等	三十間以上 甲種 八圓
二等	十間以上 乙甲種 一、四圓 五十錢

三 等	四間以上	乙甲種	八十錢
四 等	四間未滿	乙甲種	五十錢
		乙種	四十錢
			三十錢

酒稅 酒稅は明治四十二年中酒稅及び煙草稅法を發布施行したるに始まる、酒類は酒精を含有する強弱と之か製造方法の差異とにより釀成酒、蒸溜酒及び混成酒の三類に分てり而して酒類を製造せんとするものは製造所一箇所毎に政府の免許を受くるを要し酒稅は其製造場一箇所毎に造石數に應し五月及び十一月の二期に分ち納付するものにして現在の釀造石數は各種類を通し百七八十萬石にして年稅額二十餘萬圓なり

釀成酒稅は一石一圓より五十石二十圓に至り其以上は五十石を増す毎に十圓を加ふ

蒸溜酒稅は一石一圓より五十石五十圓に至り其以上は三十石を増す毎に三十圓を加ふ

混成酒稅は二石六圓より五十石百五十圓に至り其以上は三十石を増す毎に九十圓を加ふ

煙草稅 煙草稅は耕作稅及び販賣稅の二種に區別し煙草耕作者及び販賣者に賦課す耕作者は免許を受くるを要し植付根數九百以上は年稅二圓、九百以下は年稅五十錢を毎年十一月に納付すべく販賣を爲す者亦免許を受くるを要し卸賣は年稅十圓、小賣は年稅二圓とし毎年一月を納期とす而して現在の耕作販賣者は約三十萬人にして年稅總額約四十八萬圓なり

關稅 商業の章下に説明せり

噸稅 一噸に付き五錢を賦課す年稅總額約九萬圓なり

鹽稅 鹽を製造せんとする者は免許を受くるを要し鹽稅は毎三箇月の製造斤量により四期に納付するものにして百斤に付き六錢を課し年額三萬六千餘圓なり

鑛稅 鑛區稅、鑛產稅及び砂金採取稅の三者にして鑛區稅は鑛區一千坪毎に年稅五十錢、鑛產稅は鑛產物價格の百分の一、砂金採取稅は鑛區一千坪若くは河床延長一町毎に年稅一圓を課す現在の年稅額は十五萬二千餘圓なり

水產稅 漁業令は本年六月を以て全部改正せられたること既記の如くなるも之

か税法は未だ發布に至らざるか爲めに今尙ほ舊法に因りて徴收せり其税額左の如し

一 第一種第三種第四種及第五種免許漁業

採捕物價格百圓迄毎に

金 一 圓

二 第二種免許漁業

區劃水面一千坪迄毎に

金 一 圓

三 第一種許可漁業

曳網類每一漁具

金 十 圓

小地曳網類每一漁具

金 三 圓

四 第二種許可漁業

汽力に依る底曳網類

汽船總噸數百噸以上のもの每一隻

金百五十圓

同 百噸未満のもの每一隻

金七十五圓

風力又は潮流に依る底曳網類每一漁具

金 六 圓

小打瀬網類每一漁具

金 三 圓

五 第三種許可漁業

捲網類每一漁具

金 十二 圓

操網類每一漁具

金 四 圓

小手繰網類每一漁具

金 二 圓

六 第四種許可漁業

潜水器每一臺

金 十五 圓

七 第五種許可漁業

飼附漁業每一漁業

金 十 圓

漬場築磯漁業每一漁業

金 五 圓

八 第一種届出漁業每一漁船

金 四 圓

九 第二種同 同

金 三 圓

十 第三種届出漁業

漁船を使用するもの每一漁船

金 一 圓

漁船を使用せざるもの毎一漁業者

金五十錢

茲に地方費賦課金に關し附言すへし地方費は地方公共事業の經營に充つるか爲め明治四十二年四月舊韓國法律地方費法により制定せられたるものにして京城府及び各道に設けられたる費金の總稱なり而して現行賦課金の課目中主なるものは地稅附加稅市場稅屠獸稅及び權利取得稅の四なり

### 第三節 貨幣

朝鮮に於ける貨幣は特に朝鮮内に通用せらるる新式硬貨銀行兌換券舊貨幣に屬する白銅貨及び葉錢並に内地貨幣にして其本位は内地と同しく金貨本位なり新貨幣は二十圓金貨十圓金貨五圓金貨五十錢銀貨二十錢十錢五錢白銅貨一錢半錢青銅貨の九種にして其額六百四十餘萬圓なり此外舊貨幣三百二十萬圓内地貨幣六十萬圓並に銀行券發行高約一千三四百萬圓を通算するときは朝鮮内通貨の總額は約二千三四百萬圓なり而して其新貨幣たる硬貨の品位量目等に關する規定は内地の貨幣制と同一なりとす

### 第四節 金融機關

明治三十五年以前は朝鮮には中央金庫の機關なかりしか三十六年二月第一銀行の支店を京城に開設するや舊韓國政府は之に委託するに中央金融機關の事務取扱を以てし兌換券の發行を公認し日本政府も亦勅令を以て銀行券の發行を認め之をして中央銀行たるの任務を遂行せしむるに至れり三十九年舊韓國政府は銀行條例を發布し又漢城天一の兩銀行に資金を貸與して其行務を革新せしめ同時に農工銀行條例を發布し農工業の開發及び一般金融調和の目的を以て各地に農工銀行の設立を獎勵し補助金を支給せり漢湖農工銀行は此種銀行の創始にして次て大邱平壤全州光州及び元山に農工銀行の設立を見たり而して明治四十二年十一月に至り曩に第一銀行に委託したる中央銀行業務取扱を解き朝鮮銀行をして之に代らしめたり

朝鮮銀行 明治四十二年の設立に係り第一銀行京城總支店より中央銀行としての業務を繼承し同年十一月を以て開業したるものにして資本金を一千萬圓とし本店を京城に支店を大阪及び朝鮮内樞要の地に置き中央銀行として國庫の出納銀行券の發行を爲すの外左の營業を爲す

- 一、爲替手形其他商業手形の割引
  - 二、平常取引する諸會社銀行又は商人の爲め手形代金の取立
  - 三、爲替及荷爲替
  - 四、確實なる擔保附貸付
  - 五、諸預り金及び當座貸越勘定
  - 六、金銀貨貴金屬及び諸證券の保護預り
  - 七、地金銀の賣買及貨幣の交換
  - 八、尙ほ政府の認可を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付を爲し營業の都合によりては國債證券地方債券其他確實なる有價證券を買入るることを得
- 内地人設立銀行** 朝鮮に於ける内地人の設立に係る銀行は第一銀行(資本金一千萬圓)十八銀行(三百萬圓)第三百三十銀行(五百萬圓)周防銀行(百二十五萬圓)及び密陽銀行(五百萬圓)にして獨り密陽銀行は貯蓄を專業とするも其他は皆普通銀行にして内地に本店を有し朝鮮に於けるものは支店若くは出張所なり
- 朝鮮人設立銀行** 朝鮮人設立の普通銀行は天一銀行(資本金五十萬圓)漢城銀行(三

十萬圓)及び韓一銀行(五十萬圓)の三銀行にして何れも京城に本店を有せり

**農工銀行** 明治三十九年發布の農工銀行條例により設立したるものにして農業の開發上長期の貸付を爲すの外普通銀行の業務を營むものにして現今本店は京城(資本金四十萬圓)平壤(二十萬圓)大邱(二十萬圓)全州(十萬圓)光州(十萬圓)及び元山(二十萬圓)の六箇所に支店出張所は各地に二十七箇所あり

**漢城共同倉庫會社** 明治三十八年の設立にして貨物の寄託を引受け預證券を發行し商品擔保貸付を爲すと共に商業手形の割引を兼營す資本金は十五萬圓にして本社を京城に出張所を仁川、江景及び平澤に設く

**手形組合** 明治三十八年九月公布の手形組合條例により組合員の發行したる手形は組合に於て之を保證し其流通を確實圓滿ならしむる目的にて同年十二月京城に設立し現に平壤、大邱、晋州、全州、光州、鎮南浦及び水原に支所を設け組合員六百人基本金三十餘萬圓を有せり

**地方金融組合** 明治四十年公布の地方金融組合條例に基き地方小農の金融を緩和し兼て委託販賣共同購入を營み其他米穀の擔保貸付倉庫建設等を爲すもの

にして政府は各組合に對し基本金一萬圓を無利子にて貸付し組合區域内の營農者を組合員とせり現在組合數二百基本金百萬圓組合員三萬一千餘人なり

### 第三十五章 通信

朝鮮に於ける往古の郵政に關しては文獻の徵すべきものなく茫邈として考ふべからずと雖も新羅朝炤智王の時(千四百二十餘年前)四方に郵便を置き有司に命し官道を治めしめたるをあり當時は専ら軍事上に使用したるものにして驛路の制此に胚胎したるもの如し高麗朝の初め驛路を大路、中路及び小路の三に區別し成宗の朝(九百二十餘年前)驛に驛長を置き驛務を管理せしめ元宗の朝(六百三十餘年前)官の高卑により驛にて補給する馬匹の數を定め又軍事上急を要する場合に於ける驛馬傳送の法を定む李朝宣祖の時(三百十餘年前)明の制度を模倣して擺撥を設け軍事上のみならず一般公文書を傳送するの制を創む擺撥に騎撥、步撥の二あり前者は騎馬遞送にして後者は徒歩遞送なり一定の距離を隔てて站を設け站到擺將及び軍丁を置く其遞送線路に西撥、北撥及び南撥の三ありて西撥は平安道

義州に北撥は咸鏡道慶興に南撥は慶尙道東萊に至る線とす李朝顯宗の時(二百三十餘年前)京畿に監司を置き六郵館を創設し以て驛馬の事務を處理す英宗の時(百七十餘年前)馬牌の制ありて官の高卑により驛に於て供給すべき馬匹の數を定む明治二十八年日本政府の勸告に基き各驛撥站を廢し茲に始めて近世的通信制度を採用するに至り明治三十三年萬國郵便聯合に加盟し稍々其體を爲せるも事業の經營は頗る幼稚にして到底通信機關としての信用を置くに足らず加ふるに年々多額の缺損を生せり

朝鮮に於ける帝國通信事業の施設は明治九年十一月釜山に郵便局を設置し郵便業務を取扱ひたるに始まり爾來居留民の増加に伴ひ漸次各要地に郵便局を増設し十三年郵便爲替及び貯金郵便貯金業務を、十七年電信業務を、三十三年小包郵便業務を三十五年電話事務を創設せり然るに明治三十七年二月日露の國交斷絶は日韓間の通信關係に一大革新を來し遂に其翌三十八年四月韓國通信事業の委託を受け兩國通信機關を合同統一し爾來全然日本の法規に依りて執行するに至れり而して此等通信機關は暫く遞信省の管理に屬せしか三十九年統監府開廳後統

監の管理に移属し次て韓國國庫金の出納及び保管事務をも取扱ふに至りしか四  
 十三年日韓併合新官制の實施と共に總督管理の下に觀測航路標識に關する事務  
 を合せて總督府通信局の所管となり今や内地人又は外國人の居住地道廳所在地  
 は勿論郡廳所在地朝鮮人部落に至るまで全土到る處通信の便を有せざるはなき  
 に至れり左に通信機關數一覽表を示すへし

年 度	郵便局	郵便電信取扱所	電信取扱所	郵便所	郵便所	郵便所	受渡所	計	郵便切手賣捌所
明治四十一年度	五三	一九六	一	八二	一五二	二	二	四八四	四八四
同 四十二年度	五三	一九五	一	八四	一五二	二	二	四八六	五一八
同 四十三年度	一九二	一	五九	一四二	一〇九	二	二	五〇三	八五五

備考 郵便局所にて取扱ふ事務は左の如し

- 郵便局 郵便、爲替、貯金、電信、電話
- 郵便所 郵便、爲替、貯金
- 電信取扱所 電信
- 郵便所 郵便

## 第三十六章 交通

### 第一節 道路

朝鮮從來の道路は京城を基點として各道に到るものにして分ちて九街道とす義  
 州街道、慶興街道、平安街道、釜山街道、仁川街道、鎮南街道、羅州街道、保寧街道及ひ江寧  
 街道即ち是なり然れども此街道なるものも頗る不完全にして幅員狭く加ふるに  
 凸凹起伏甚しく運輸をなすには人肩又は馬背に倚るの外なき状態なりしか明治  
 三十八九年に於て京釜及ひ京義兩鐵道線全通し交通は漸く便宜を得るに至りし  
 か半島内陸の開發は管に一部鐵路の開通によりて辨すへきにあらざれば明治三  
 十九年以來政府は諸道路の改修を行ひ要路には地方費を支出して其費に充て最  
 近道路規則を發布し勉めて改修を計りつつあり改正道路は地方により同しから  
 ざるも幅員は二間半乃至三間半以上とし廣きは六間稀には十五間に至るものあ  
 り

### 改正道路表



區 間

區 間	總距離
鎮南浦、平壤間	一三、一八
木浦、光州間	二二、〇五
大邱、慶州間	一七、二八
群山、全州間	一一、二四
水原、利川間	一二、〇八
公州、小井里間	九、〇六
晉州、馬山間	一六、〇〇
安州、寧邊間	七、一五
海南、河東間	三五、〇〇
清津、鏡城間	六、〇一
麻田洞、新義州間	〇、二三
黃州、同停車場間	〇、二八
海州、龍塘浦間	一、二一

大邱、新市街線	〇、二四
仁川、新市街線	〇、〇五
慶州、浦項間	七、二三
天安、溫陽間	三、〇〇
清州、烏致院間	四、一八
鎮南浦、廣梁灣間	四、〇〇
永興、柳島間	八、〇〇
咸興、西湖津間	四、一八
沙里院、載寧間	六、〇〇
清津、豆滿江、清津、 の内、茂山嶺附近	五、〇〇
摩天嶺、摩天嶺、 南嶺、咸興嶺	四、〇〇
大邱、漆谷間	四、一八
京城市街線	一、一九
全州附近	五、〇〇

第二節 鐵道

朝鮮鐵道の起原は明治二十九年米國人「モールス」なるもの韓國政府より京城仁川間鐵道敷設の特許を得て線路工事中明治三十一年十一月澁澤榮一氏の組織に係る京仁鐵道引受組合と「モールス」との間に工事成後同線を引受くるの契約を締結し三十二年一月更に右契約を變更し工事の竣成を俟たずして組合に引受け同年五月組合を變更して京仁鐵道合資會社となし引續き工事を進め同年九月十八日仁川鷺梁津間二十哩餘の運輸を開始す是を以て朝鮮に於ける鐵道運輸營業の嚆矢となす續て三十三年七月鷺梁津西大門間五哩餘の工事成し茲に京仁間全線の運輸營業を開始せり

京釜線は明治二十七年八月日韓兩國間に協定せられたる暫定條約及び三十一年九月締結の京釜鐵道合同條約に基き且つ三十三年九月發布の法律及び勅令に準據し三十四年六月を以て成立したる京釜鐵道株式會社に於て同年八月工を起せり而して三十六年十月京釜鐵道株式會社は京仁鐵道の一切を買收して朝鮮に於ける鐵道統一の端を啓けり尙ほ同年十二月日露兩國間の形勢切迫せるに當り政

府は京釜鐵道速成に關する命令を發し大に其工を進め三十七年には南北の各區間に於て百十三哩に涉り便乗載の取扱をなすに至り同年十一月末には全線二百六十七哩餘を竣成し三十八年一月一日運輸營業を開始せり

京義及び馬山線は明治三十七年二月日露戰役開始後兵站總監の下に臨時軍用鐵道監部を置き同監部員は同年三月朝鮮に渡り直ちに工兵隊及び鐵道隊を役して工事に著手し速成を旨として工事を急施し三十八年二月龍山開城間開通し越て同年四月に至り清川大寧の兩江を除き開城新義州間碧瀾渡支線及び兼二浦支線の工事成し三十九年三月右兩江の假橋成り此に於て京義全線列車を運轉するに至りたり又馬山線は明治三十八年五月全部開通す而して京義線（碧瀾渡支線を除く）は三十八年七月より馬山線は同年十月より貨客の便乗載を開始せり

明治三十九年鐵道國有の議決するや同年三月京釜鐵道買收法令發布となり同法令に依り政府は同年七月一日を以て京釜及び京仁線二百九十三哩六分を買收し同日統監府鐵道管理局を設置せり尙ほ京義及び馬山線は戰時急施の必要上軍陸に於て之に任したりと雖も平和克復せられ且つ統監府鐵道管理局の設置に依り

朝鮮鐵道經營の機關成るに當り三十九年九月一日を以て京義線三百二十二哩九分、馬山線二十五哩を統監府鐵道管理局に引継きたり是に於て朝鮮の鐵道は全部國有たるに至れり

鎮南浦支線即ち平南線は平壤鎮南浦間三十四哩餘の線路にして明治四十二年度其工を起し四十三年十月を以て營業を開始せり

湖南線は京釜線大田に起り木浦に達する幹線と之より分岐して群山に至る支線とを併せ延長百七十四哩半の線路にして明治四十三年四月實測に著手し尋て工事を起し現に大田江景間三十七哩餘の營業を爲せり

京元線は龍山に起り元山に達する百三十六哩餘の線路にして明治四十三年四月以來實測及び工事に著手し今や龍山議政府間二十哩餘の開通を見貨客の輸送を行へり

朝鮮南滿兩鐵道を連絡すへき鳴綠江上五千尺の一大鐵橋は明治四十二年中工を起し豫定の進行を以て工事を竣了し本年十一月一日開通式を挙げ茲に始めて歐亞鐵道の連絡を見るに至れり

鐵道及び輕便鐵道に關する事務竝に以上各線一切の業務は日韓併合後朝鮮總督の管理の下に總督府鐵道局の所掌に歸せり左に現在の營業線路を表示すへし

京釜線

京釜本線

二七四<sup>哩</sup>九<sup>分</sup>

馬山支線

二四八

仁川支線

一八四

計

三一八、一

京義線

京義本線

三〇九、七

兼二浦支線

八、九

碧瀾渡支線

三、六

鎮南浦支線

三四、三

計

三五六、五

湖南線

湖南本線

三七七

京元線

京元本線

二〇四

合計

七三二七

第三節 水運

朝鮮半島三方遶らすに海洋を以てす而も從來朝鮮人は三百石を超へざる帆船又は權にて漕行する小船によりて遠島近嶼に航行するのみなるか故に其航海權は自ら内地人の獨占に歸し日本郵船會社大阪商船會社を始め私人所有の汽船は沿岸若くは内地要港及び海外諸港を航行せり左に定期航路表を掲ぐへし

西	方面	汽船所有者	線名	航期	寄港地
同	日本郵船會社	朝鮮線	每四週一回以上	神戶—下關又ハ門司—長崎—釜山—仁川—大連—太清又ハ天津—牛莊	
同	同	北鮮線	每三週一回以上	橫濱—四日市—神戶—下關又ハ門司—仁川—大連—太清又ハ天津—牛莊	
大阪商船會社	同	天津線	每三週一回以上	橫濱—四日市—神戶—下關又ハ門司—仁川—大連—太清又ハ天津—牛莊	
同	同	牛橫線	每三週一回以上	橫濱—四日市—神戶—下關又ハ門司—仁川—大連—太清又ハ天津—牛莊	
同	同	仁大川阪線	每三週一回以上	大阪—神戶—下關又ハ門司—釜山—馬山—木浦—群山—仁川	

東海				西海			
同	吉田秀次郎	釜山汽船株式會社	原田十次郎	日本郵船會社	同	釜山汽船株式會社	福田有造
雄元	雄釜	延釜	雄下	神戶	釜山	木釜	群木
基山線	基山線	日山線	基關線	浦羅斯德線	濟州島線	法木聖浦線	木釜山浦線
一箇年三十六回	一箇年二十四回	二箇月一回以上	每三週二回以上	每四週一回以上	一箇月一回以上	二箇月一回	三箇月一回
元山—四湖—獨津—雄基	釜山—蔚山—延日—竹箭—江陵—襄陽—杆城—長箭湖—元山—四湖	釜山—蔚山—延日	下關—釜山—元山—城津—鏡城—清津—雄基	神戶—門司又ハ下關—長崎—釜山—元山—清津—浦羅斯德	釜山—長承浦—欲知島—安島—巨文島—牛島—濟州島	木浦—智島—法聖浦	木浦—智島—法聖浦—苗浦—群山
元山—四湖—獨津—雄基	釜山—蔚山—延日—竹箭—江陵—襄陽—杆城—長箭湖—元山—四湖	釜山—蔚山—延日	下關—釜山—元山—城津—鏡城—清津—雄基	神戶—門司又ハ下關—長崎—釜山—元山—清津—浦羅斯德	釜山—長承浦—欲知島—安島—巨文島—牛島—濟州島	木浦—智島—法聖浦	木浦—智島—法聖浦—苗浦—群山

下の關釜山間聯絡航路に使用する船舶は千五百噸以上のものにして日々雙方より定期に出航し一は釜山發京城經由の急行列車に接続し一は下の關門司に於て新橋行鹿兒島行の列車に接続し以て内地朝鮮間の連鎖を爲せり海上百二十二哩片道十時間にして渡航し得へし

朝鮮の河流は天然に放任して堤防植林の如き人工的設備を加へざるか爲め可航水路として十分の利便なしと雖も所謂五大江と稱する漢江洛東江大同江豆滿江鴨綠江は何れも舟楫の便を有し其他錦江臨津江等交通に資するものなきにあらす

## 第三十七章 京畿道

沿革 往古馬韓の域たり漢朝鮮を滅して四郡を置くや本道の一部は樂浪郡に屬せり後ち百濟高句麗新羅の各領に分屬せしか新羅全土を統一したる後漢州を置く高麗朝成宗王に至り開城府と爲し顯宗王の時京畿と稱し文宗王に至り再び開城府となせしか忠肅王の時楊廣道と改め恭讓王に至り京畿左右道に分て

り李朝太祖は漢陽(京城)に都し京畿左右道の名を襲きしか太宗王の時京畿とし觀察使營を京城西門外に置き府牧郡縣を分置す太皇帝の時京畿を廢し漢城(京城)仁川開城の三府とし各觀察使を置き其翌年三府を廢止し漢城府に府尹を置き京畿觀察府を水原に置いて漢城府以外の三十八郡を管し明治四十年觀察府を道と改稱す四十三年日韓合併に際し道廳を水原より京城に移し二府三十六郡四百九十五面を管す

位置廣袤 朝鮮の中央に在り北は黃海道に隣し西は黃海に面し南は忠清南北道に東は江原道に接し面積七百六十五方里あり

地勢 道内到處丘陵起伏し山峯亦其間に聳立し恰かも地上に怒濤狂瀾を畫くの状態あり而して西より東に進むに従ひ山岳漸く高きを加ふるも險峻嶺の横はるもの窄なり地勢斯の如きを以て耕地は皆山間に介在し廣袤一里を超ゆるもの稀にして平地は漢江河岸又は海岸に存す沿海には江華喬桐月尾永宗等の諸島嶼羅列し仁川の如き良港あり

交通 京釜京仁京義の鐵道あり仁川港には内外港に汽船の往來あり又漢江の流

れ中部を横断して舟楫の便あり交通運輸の利十三道に冠たりと雖も一般道路は廣きもの六尺狭きは二三尺に過ぎず且つ屈曲迂回勾配急にして車馬の交通に困難なり僅に平澤安城間水原濱汀浦間水原利川間等は新に道路の改修を爲せるかため交通便利なるのみ

住民 本道は李朝五百二十年間王都の所在地たりしを以て文化の度他道に優り隨て兩班儒生多く半島勢力の本源たり而して此等兩班か多く地主たるか又は此等より買得したる富豪か地主たるか故に農民の八九分は小作人にして貧困者少からず道内朝鮮人戸數三十萬五千餘人口百三十六萬三千餘内地人五萬四千七百餘外國人五千二百餘あり

産業 京城以南は比較的水田多く以北は畑地多し畑地は重に漢江臨津江流域に存す荒蕪地も亦處々に散在するも概ね河水の汎溢を免かれざるか又は礮礮の地なるか爲め之を開墾せんには少からざる費用を要すへし道内の耕地面積は水田約八萬三千五百餘町歩畑地約六萬三千四百餘町歩あり農産物の重なるものは米年産額八十萬六千石麥二十一萬二千石大豆十五萬五千石棉花三萬三千

貫煙草六萬貫大麻一萬一千貫なりとす農家の副業は葦蓆蓆笠草靴繩吹の製造及び養蠶造林等とす

農家の副業中最も汎く行はるるは養蠶にして各郡到る處多少の家蠶又は柞蠶の飼育を爲さざるはなし就中最も盛なるは楊州郡にして營利的に之を營むもの少からず

京城以北は比較的樹木多く以南に少く道内三分の一は相應に成林を見建築用材及び燃料に不足を感せざるも三分の二は過半禿山にして燃料にさへ缺乏を告ぐるもの如し商業は京城仁川開城等の都會地を除くの外見るべきものなく殊に朝鮮人は此等以外の村邑にありては常設の店舗を設くるもの極めて稀にして物資の賣買は總て毎月定日に開市する市場に於て之を爲すのみ工業としては安城郡の金屬器製造水原郡に於ける機業陰竹郡に於ける精米業永登浦に於ける瓦製造醬油釀造等にして工場總數約六十を有するも概して未だ幼稚の域を脱せず製鹽業は古來有名にして重に南陽郡及び仁川府より産出し年額約五千萬斤なり

産物 米、麥、大豆、小豆、大麻、煙草、花蔴、金屬器、陶磁器、牛豚、食鹽、魚類及び貝類の外、珪石、其他の礦物を産す

### 第一節 京城府

沿革 高句麗の時北漢山郡たり百濟始祖温祚王之を取りて城を築く百濟第十三世近肖古王都を南漢山より此地に徙し第二十一世蓋鹵王の時高句麗の長壽王來り侵し都城を圍む王出走して害に遇ふ其子文周王都を熊津(公州)に移す後ち新羅第二十四世眞興王北漢山に至り封疆を定め北漢山州軍主を置き第三十五世景德王改めて漢城郡と爲す高麗朝の初め楊州と稱し第六世成宗王始めて十道を定め十二州節度使を置くに際り左神策軍と稱し海州と相竝んで左右二輔たり第八世顯宗王の時安撫使に改め又知州事と爲し楊廣道に隸す第十一世文宗王の時南京留守官とし第十五世肅宗王都城を此地に建て第二十五世忠烈王改めて漢陽府とし末世恭讓王の時京畿左道に隸す李朝太祖二年都を此に定め漢城府と改め判府事を置き第八世睿宗王判府事を判尹と爲し明治二十九年更に府尹と改め四十三年日韓併合に際し漢城府を京城府と改稱し府尹を置くこ

と舊の如く以て今に至る

府勢 本府は京畿道の中央に位し楊州及び高陽二郡を以て東北西の三方を包み南方漢江を隔てて廣州、果川、始興の三郡に界す府内山陵起伏し僅に漢江流域に於て平野を見るに過ぎず隨て耕地面積少く田六百六十町歩畑百餘町歩を算するのみ京釜、京仁、京義、元山の鐵道各線及び釜山、羅州、義州、慶興、平安、仁川、鎮南保寧、江寧に通する九箇の街道は總て府内京城を基點とせり又電氣鐵道ありて府を東西に斜走するの外漢江には舟楫の便を有し河口には仁川の良港を控へ四通八達水陸兩運の利至大なり住民は農商業者及び勞働者の數殆んど相伯伸し徒食の兩班今尙ほ頗る多く各地方の地主たるもの少からず他府郡に比し文字を知り國語を解するもの多きも文明の餘弊を受けて漸く純朴の風を減するもの如し管内五部八面にして内地人一萬一千三百餘戸三萬九千人朝鮮人六萬四千戸二十三萬八千餘人外國人七百餘戸二千三百餘人あり物産は米、麥、大豆、蔬菜、果實、獸皮及び鳥類等なり

京城 百濟始祖温祚王始めて此地に築き近肖古王漢山(南漢山)より此に遷都し高

句麗小獸林王及び平原王も一時此に都せることあり新羅の僧道詵の密記に曰く尋て王たるものは李氏にして漢陽に都すと高麗肅宗王之を患ひ親ら地を相し尹璣等を遣はして役を董さしめ五年にして成る南京と號し李樹を植へ李姓を擇て尹と爲す王歳に一ひ巡狩し龍鳳の書を埋めて王氣を歷したりと傳ふ恭愍王宮闕を築かしめ恭讓王亦此に遷都す李朝太祖高麗朝を滅ほし王位に即くに及び鷄龍山に奠都せんとしたるも參判柳觀の議を納れ漢陽に定都し即位四年の秋工役畢り漢城と號す太皇帝の時攝政大院君之を修築せり漢城は別に京城の稱あり明治四十三年日韓併合の際名を京城と定む

京城は北に北漢山、南に木覓山(南山)、東に駱駝山、西に白蓮山、仁王山の諸峯ありて自然の城壁を成し加ふるに山を亘り谷を越て高一丈乃至二丈、周圍三里餘の城壁を繞らし漢江の水、城外東南一帯を遶り山河襟帶要勝の地たり、城壁は八城門を設け各々二層樓より成り結構壯麗なり、就中南大門(崇禮門)、東大門(興仁門)の二門を以て最も雄大とす

京城は朝鮮に於ける首府なるを以て從來此地を焦點とする九街道を有し各方面に通ずる交通機關たり、京釜、京義兩鐵道の完成は朝鮮の南北兩端を連結する交通幹線となり、南釜山より關釜連絡船によれば十時間にして内地に達し北は鴨綠江の架橋によりて新義州より直に南滿鐵道に會し其枝線は馬山、木浦(二部開通)、元山(二部開通)、鎮南浦の各方面に於て港灣に出て海路八方に通ず、電車は市の中央鍾路を集點として、東西南の三方に通ず、街路は平坦にして、電車通りは其幅十間を超え、其兩側は各種の商店櫛比し、人馬の往來纒るか如し、毎朝東南の二大門内に市を開き、都鄙の物産及び日用品を賣買す、内地人の多數は市の中央以南に住し、就中本町通り(別名泥規)は、滿街悉く日本風の商店軒を連ね、往來雜踏、賑を極む、交通の狀況此の如く加ふるに政治及び經濟上の中心にして、貨物集散の盛なる半島中、其比を見ず、出入貨物の年額は實に二千萬圓に達すといふ、産業は各種商業の外、内地人の經營に係るものは、鐵工業、鍛冶業、酒醬油味噌釀造業、卷煙草、石鹼、洋家具、靴紙箱製造業、金銀細工業、牛乳搾取業、精米業、洋服裁縫等業にして、朝鮮人の工業は帽靴輿眼鏡等の製造業及び裁縫業等なり、内地人一萬一千四百戸、三萬九千人、朝鮮人五萬二千六百餘戸、二十三萬八千餘人、外國人七百二十戸



二千三百餘人居住す集散貨物の重なるものは金巾、綿布、紡績絲、綿麻布、米、大豆、雜穀、麥粉、砂糖、酒、食料品、味噌、醬油、野菜、果物、魚類、海草、鹽、煙草、金屬品、紙、陶磁器、燐寸、石油、薪炭、牛皮、繩、木材、藥品、石材、其他の建築材及び石炭等なり朝鮮總督府、朝鮮駐劄軍司令部、警務總監部、京畿道廳、京城府高等法院、控訴院、地方裁判所、區裁判所、憲兵隊本部、警察署、監獄、關稅局、郵便局、總督府醫院、漢城病院、稅關出張所、居留民團役所、商業會議所、中學校、工業傳習所、美術製作所、專修學校、高等女學校、商業學校、小學校、高等普通學校、普通學校、幼稚園、圖書館、朝鮮銀行、第一銀行支店、百三十銀行支店、十八銀行支店、漢城銀行、農工銀行、韓一銀行、朝鮮商業銀行、東洋拓殖株式會社、日韓瓦斯電氣會社、三井物產會社支店、三越吳服店出張所、勸業會社、起業會社、染物會社、內國通運會社支店、日韓貿易會社、共同倉庫會社、印刷會社、手形組合、基督教會、東本願寺別院、其他各宗布教所及び英米獨露白清の各國領事館等此地に在り

京城に於ける内地人發展の小史を綴るは必ずしも無益の業に非るべきを以て左に之を概説すへし

抑々京城に於ける日本公使館は今を去る三十年前即ち明治十三年始めて西大門外蓮池の邊清水館に開設せらる當時は支那の勢力隆盛の時代にして我公使の韓皇謁見の如き容易に行はれざりしなり而して内地人の京城に在住するに至りしは明治十五年大院君の變亂後ありとす然れども當時は殆んど軍隊の御用商人のみにして其數極めて少かりし十六年二月仁川開港せらるるや我領事より入京票なる許可書を得て仁川より京城に入る内地人漸く増加するに至れり竹添公使の所謂十七年事變後我公使館は南山に移り十八年三月漢城の開市となり鎭洞(鎭町)に我公使館の新設せらるるや内地人居住者は茲に居留民總代なるものを設け始めて公共事務を處理するに至れり時に内地人は十九戸八十九人にして重に領事館の前通りを其居住區域と爲せり翌十九年は三十四戸百六十三人と爲り二十年には六十五戸二百四十五人を算し居住區域は擴大して泥岷(本町)に及へり當時京城仁川間の交通は水路仁川を發し一部は牛馬背若くは橋輿に倚りしか二十一年日韓兩國人の合同に由り一會社を起して漢江の汽船往來を開始し頗る京仁間に歡迎せられたり又通信は十九年以前は全然飛脚の來往に止まりしか同年中内地人が陸運業を創始して書面の往復を引受け二十一年には領事館構内に仁

川郵便局出張所を開始するに至り一般通信に多大の便益を享けたるも尙ほ未だ電信の取扱を爲さず剩へ日本仁川間の航路は漸く三週一回に過ぎざりしなり而して在住内地人は二十年六月を以て京城居留民規則を制定し茲に執行機關たる總代議決機關たる居留民會を設け議員選舉の制を創定し又商業會議所を起し其翌二十一年には不完全ながら子弟の教育所を開始せり時に戸數八十六人口三百四十人なりき二十三年には百三十六戸五百二十二人を算し公共事務の増加と共に事務所の擴張を要し鑄洞に總代役場を新築したり尋て二十八年日清戦争の結果は朝鮮に於ける我が政治的勢力の増大と共に内地人の商權亦俄然擴大して殆んど市場を獨占するの狀勢を示し戸口激増して四百九十六戸一千五百六十六人と爲り其居住區域は愈擴張して南大門通に我商人の店舖を見るに至れり然るに同年十月閔妃殞落の事件起り次て翌年二月時の皇帝露國公使館に移るに至り形勢一變して内地人の各地方に扶植したる商權は一朝にして覆され中央に於ける商勢も亦影響を蒙むれり此の如く時勢は變轉し内地人の勢力に消長ありしと雖も大勢は既に動かすべからずして内地人の地盤は漸く堅固と爲れり而して日清

戦役の半よりは内地京城間の電報も公衆の爲め取扱を開始し且つ米國人の掌中にありし京仁鐵道をも我に買収して三十二年中之か開通を見たり然れども三十一年以來數年間は所謂白銅貨問題の爲に朝鮮の經濟界は紛亂錯綜を極め延て内地人商店も少からざる倒産者を生ずるに至り三十六年までは殆んど不景氣の聲を以て滿されしか其翌三十七年二月日露戦争開始と爲り一時我が邦人は少からず疑懼の念を懷きしか幾もなくして兵火は滿洲に遠さかり韓國に於ける我國の地位は頗る鞏固を加へ白銅貨問題亦解決し三十八年一月には京釜鐵道全通し戦争の終了に尋て十二月には統監府の開設を見るに至れり時に内地人は千九百八十六戸七千六百七十七人を數へり爾來數次の條約を経て韓國を我が保護國と爲し尋て明治四十三年八月二十二日の締約により全然韓國を我國に併合し朝鮮總督府を設置するに至れるの事蹟は現に讀者の記憶に新なる所なるを以て茲に之を省略すへし今や内地人は京城市内に入る處に散住し其數實に三萬九千人の多數を算し居留民團なる自治團體を設けて自ら公共事務を處理せり

龍山 京城の南方に位して之と相連なり東南一帶漢江環流して自然の境界を爲

し鷺梁津及び素砂と相對し廣袤約二方里を有す一脈の丘阜京城より來りて此地を中斷し漢江河岸に達す丘の兩面は平坦にして舟楫の便を得陸上には京城と電車の連絡あり且つ京釜、京義、京元三鐵道線の分岐點たるのみならず漢江水運の仲繼場たり水陸の便併せ得て四通八達の要衝に當り通信機關亦完備す商況は冬季に於て沈衰するも夏季は盛況を呈す用水多量にして水質良好なれば將來商工業地として望を囑するに足るべく又好箇の舟遊地たり目下工業と見ざるべきものは麻浦煉瓦工場、鐵工場、精米所、硝子製造所等に過ぎず此地は明治十七年の開市に係るも内地人の移住するに至れるは二十五年以降にして三十七年日露戰爭後は突如として發展の氣勢を昂め一大市街を爲すに至り四十年には一ひ居留民團を設置したるも後ち京城居留民團に合併せり内地人二千五百八十餘戸九千三百餘人朝鮮人八千七百餘戸四萬一千三百餘人居住す師團司令部、兵器廠、陸軍倉庫支庫、總督官邸、總督府鐵道局、總督府印刷局、憲兵分隊、警察署、郵便局、銀行、勸業模範場支場、煉瓦工場、瓦斯電氣會社、本派本願寺別院、日蓮宗興國寺、精米所、硝子製造所、鐵工場、小學校等あり

**露島** 京城の東方里餘京元線の一驛にして龍山を距る六哩餘漢江流域の一部たり附近一帶坦々たる平野にして地味膏腴なり勸業模範場支場及び東洋拓殖會社出張所あり共に果樹蔬菜の栽培を行ひ成績頗る良好なり在住内地人は學校組合を設け小學校を經營せり

**昌德宮** 京城北部廣化坊にあり李朝太祖李成桂の建造する所にして文祿の役兵火に罹り光海君元年(慶長十四年)修築したるものなりと云ふ現今李王殿下の居殿たり宮の正門を敦化門といふ門を入りて右折すれば右に李王職あり左に仁政殿あり二層の樓閣にして殿の結構裝飾共に莊美を盡し廻らすに朱塗りの廻廊を以てす仁政殿の東方に當り六角の榭樓を見る之れ有名なる承華樓にして三層の石基悉く花崗石を以て積上げ上に六角の欄干を有する一亭を設く規模大ならずと雖も構造巧妙を極む樓を右にし阪路を北に進めは一大庭園に入る園内逆池あり池に而して石段數十階を重ね其上に二層の大樓を建つ之れ即ち宙合樓にして階上階下合せて八十疊を敷くへし曾て宮中の宴會所たり所謂昌德宮内の秘苑とは此樓閣以北の稱にして此より一帶の風色幽邃靜寂を極め丘

阜秀麗、松杉鬱蒼たる所、苑池瀉く更に北面し、阪路を降れば、玉流泉に至る風景一段の雅趣を加へ、綠翠滴るの邊、清泉奇石の間に湧き滾々として清水絶わす、眞に仙境の思あり、苑内群鳥飛翔し、老松の上、鷺鶴の巢ふを見る、若し夫れ杜鵑花満開の季に至れば、滿苑紅澹を装ひ、翠綠と相映し、人をして賞觀に堪へざらしむ。

博物館 昌德宮構内に設く動物園、植物園と共に元と韓國皇室の附屬にして、明治四十二年以來公衆に觀覽せしむ、今は總督府の所管たり、新羅高麗、李各朝に於ける土器、金屬品、玉石、繪畫其他美術工藝品及び參考品等を陳列す。

景福宮 李朝太祖即位の三年建設したるものにして、鄭道傳の命名に係る文祿の役兵燹に罹り、僅に其殘墟を遺すに過ぎざりしか、今より四十餘年前攝政大院君之を再築したるものなり、宮は京城市街の北端、白岳山の前麓に在り、正門を光化門といふ、結構莊大なり、門を入りて進めば、正殿たる勤政殿は軒端高く聳ゆる前庭總て花崗石を敷詰め、左右に石標駢列し、百官の位席を表す、殿内約百坪中央に朱欄の玉座を設け、天井に雙龍玉を争ふの畫あり、金色燦然たり、殿を後にして入り迂曲幾回にして有名なる慶會樓に出つ、高さ二丈餘の大石柱林立して、一大殿堂を

戴く柱の數四十八本、殿上坐ら四方の風景を望むを得へし樓を廻りて蓮池あり、以て一段の風致を添ふ之より進んで、雍和門を入れば、樹木鬱蒼たる所、右に小池あり、池中の小島に醉香亭と稱する一榭を設け、架するに白欄の木橋を以てす、池の東方に松林あり、閔妃終焉の處なりといふ。

茲に大院君の景福宮築造に關する顛末を概説せんに、大院君一ひ攝政の位に座するや、李朝の衰運を挽回するの志あり、乃ち先づ王宮を造營し、天下の耳目を驚殺し、以て王室の尊嚴を示さんと欲し、名を先帝の遺詔に託して、景福宮の再築を企て、令を八道に下し、巨木良材を運致せしめ、更に吏を派して重税を課し、應せざる者には加刑せり、而も税源漸く盡きんとして、宮未だ成らず、乃ち更に全國に令して結頭税を徵す、人民誅求に苦み、怨嗟の聲、閭里に滿つるも、大院君以て意に介せず、偶々材倉に放火する者あり、珍材良木一夜にして灰燼に歸す、人民爲らく工事止むへしと、竊に相慶せり、大院君則ち更に酷吏に命し、工事献金を強徴し、進んで墳墓の樹木を伐採し、以て工事に充てんとす、天下の儒生古老等不可を上疏する者、宮門に接踵す、大院君曰く、苟も國家の爲に之を納む

祖先の墓木何かあらん爾等の祖先若し靈あらは必ず以て首肯すへし尙ほ已むなくんは墳墓を鋤耕し以て國家の財源と爲さんとすと父老等如何ともする能はずして止む斯の如くして宮は天下怨嗟の中に竣成す時に明治三年にして年を費すこと七年有餘なり皇帝此宮に移りてより不祥の事相尋き人民爲に怪異の説を傳ふ明治二十八年閔妃の變は此宮にて演せられしものなり

**慶運宮** 現時李太王殿下の宮殿にして京城西部貞洞に在り宮の正門を大漢門と云ふ元と李朝皇族の邸なりしか第十四世宣祖太王修築して皇城と爲せるものなり文祿の役他の宮闕皆兵火に遇ひて烏有に歸せしか此宮獨り全きを得たりしも明治三十八年四月當時謁見所たりし威寧殿より火を發し殆んど樓閣殿宇の全部を燒盡せり其後構内に惇德殿なる洋式石造の一殿を新造せり其結構莊麗を以て聞ゆ

**昌慶宮** 京城東部善坊に在り宮の正門を弘化門と云ふ李祖太祖の築造にして文祿の役兵燹に罹りしを第十五世光海君の修築したるものなりと云ふ

**慶熙宮** 京城西部餘慶坊に在り李朝始祖の舊邸なりしも今は唯々興化門を存し

宮殿は其址を止めす現に總督府中學校の所在たり

**圓丘壇** 京城南部會賢坊に在り李朝第九世成宗王の建造に係り其後ち清國勅使の接待所に充つ圓形の三層樓にして結構美なり曾て太皇帝の即位式を擧げたる所なり

**獨立門** 京城西大門外約十町に在る花崗石門にして高さ三丈餘あり日清戰爭後清國に對し獨立を宣言したる紀念物にして附近に獨立館あり元と武科の登用試験場たり

**獎忠壇** 京城南山東麓の溪間にあり翠綠に凭り清流を控へ風光賞するに足るものあり忠烈の士を祀る

**關帝廟** 東關帝廟は京城北門外に、南關帝廟は南大門外に、北關帝廟は東小門外に在り何れも支那の關羽を祀る鮮人の崇敬頗る厚し

**南山** 京城市街の南方を劃れる一山にして別に木覓山と云ふ松樹鬱蒼として綠翠滴るか如し山の中腹に一壘あり倭將臺又倭城臺と稱す文祿の役増田長盛の陣營せし處なりと傳ふ臺上に我か甲午戰捷紀念碑あり登臨すれば京城市街の

景を一眸中に收むることを得附近一帯を南山公園とす四時逍遙の客を絶たす  
園内大神宮社及び天満宮あり山頂一字を存し忠武廟と號す諸葛武侯を祀る又  
南山の西腹に漢陽公園あり眺望頗る佳なり

パコダ園 京城北部塔洞に在る一園なり廻らすに煉瓦壁を以てす園内大理石塔  
あり昔時元の宮中より朝鮮王室に寄贈したるものなりと傳ふ塔の高さ四丈餘  
十三層にして毎層悉く佛像を刻む精巧賞觀に値す又龜碑一基あり高さ丈餘彫  
刻亦可なり

老人亭 南山の東麓に在り曾て皇室の別墅たり溪流潺々たる邊青松參差し幽靜  
の境地なり明治二十七年七月十五日我か大鳥公使か韓國委員と改革問題に付  
き商議したる所なり

文廟 孔子廟にして京城東部崇教坊馬頭山の邊に在り儒生の崇拜頗る厚く今尙  
ほ之か享祀を絶たす

鐘樓 京城市の中央繁華の巷たる鐘路街の一隅に普信閣と稱する鐘樓あり樓中  
に高さ丈餘周圍二丈餘の大鐘を懸く李朝太祖の建造に係れり

清水館 京城西大門外獨立門通りの西に在る一樓亭なり亭側に池あり西池と稱  
す昔時旱魃に雨を禱りし所なりと云ふ館は曾て我か公使館を置きし所なり

石坡亭、洗劍亭 京城北門外數町に在り大院君の別墅にして今尙ほ樓亭を存す地  
境幽邃老樹多く又奇岩に富み溪水其間を流る觀楓の勝地なり其下流數町の巖  
上に一亭あり洗劍亭と云ふ李朝仁祖王の建設に係る亦幽靜の一地境なり

孔德里 京城南大門外麻浦街道を行くこと十數町京義線の北方に當り樹木鬱蒼  
たる一丘あり大院君陵の在りし所にして大院君公園所と題する碑あり附近の  
風景愛すべきものあり

清涼里 京城東大門外約三十町京元線の一驛にして龍山を距る七哩餘なり明治  
二十八年十月の事變に刃落せし閔妃を祀れる洪陵及び嚴妃の陵あり附近に元  
興寺、清涼寺、永道寺、蓮華寺、地藏庵、靑龍寺等の寺庵あり一帶の地風氣清涼にして  
夏季此等寺庵に避暑する鮮人少からず殊に元興寺は山腹に位置し眺望に富み  
觀月に名あり

興天寺 京城東小門外には興天寺を始めとし廣國寺、道說寺、海養庵等の寺庵あり

何れも風景に富み亦京城在住鮮人の避暑場たり

## 第二節 仁川府

**沿革** 高句麗の買召忽縣にして別名を彌鄒忽と云ふ新羅景德王の時邵城と改め栗津郡(果川郡)の領縣と爲し高麗顯宗王の時樹州(富平郡)に屬す肅宗王慶源郡と改稱し恭讓王の時府とす李朝太祖仁州と改め太宗王の時始めて仁川と名け郡と爲す世祖王都護府と爲せしか後ち再ひ郡に復す明治十六年仁川港開港と爲るや其年八月別に仁川港通商事務衙門を設置し監理をして外交、裁判、警察、稅務及び普通行政事務を掌理せしめしか二十八年に至り衙門を廢止し同時に仁川觀察府を設け仁川郡以下十二郡を管し翌年之を廢して監理署を置き三十九年監理署を廢止し仁川郡を合せて仁川府と稱し府尹を置き外交、警察、財務以外の行政及び裁判事務を掌理せしめ四十一年八月裁判所の獨立と共に専ら普通行政事務を取扱ひしか四十三年日韓併合に際し仁川府の名を襲き管轄區域亦舊に由り以て今日に至る

**府勢** 東は安山、始興兩郡に接し北は富平、陽川二郡に隣し西及び南は海に面す地

勢概して東北部に高く西南部に低し府内山陵起伏するも亦平野に乏しからず沿海島嶼多し耕地面積は田二千二百町歩、畑千六百町歩あり京仁鐵道府の北方を通するの外京仁街道あり且つ仁川の良港を有し内外交通の便大なり府内朝鮮人は農を業とし又勞働に従事する者多く魚介採拾に従ふ者亦少からず常食は米麥豆等にして細民には粥を啜り黍を混食するものあり内地人の多數は農業又は商業に従事す管内朝鮮人一萬一千一百餘戸、四萬四千七百餘人、内地人三千五百七十餘戸、一萬三千五百人、外國人五百六十餘戸、二千九百人あり産物は米、麥、豆、鹽、魚介及び果實等なり

**仁川** 本道西海岸の中部江華灣内漢江の河口に位し京城を距る二十四哩長崎より四百五十餘哩にあり京畿、忠清、黃海三道水路の要衝に當り北清の咽喉たる大連に臨み更に歐洲貨物の仲繼市場たる上海に接し朝鮮第一の貿易港にして其地形は西方に向ひ突出したる小半島を爲し南方港灣に面して沿海線長く西東に延び其西北は内海によりて圍繞せらる而して此小半島の中央部は東西に長き小丘蟠り市街は西南面の海に臨める地及び東北面の地に設けらる港の前面

には月尾島、小月尾島、沙島等の小島嶼あり以て内港を劃り八尾島一帯の島嶼遙に外廓と爲り以て外港を界す軍艦又は商船の大なるものは外港に其小なるものは内港に碇泊すと雖も潮汐干満の差最高三尋に及ぶを以て干潮時は小汽船の通航にも困難を感ずることあり然れども外港は別に大港灣を爲し水深亦之に適ひ天然の良港を爲す政府は明治四十四年度以降六箇年の繼續事業とし總費三百四十八萬圓を投して本港の修築を企畫し本春其工事に著手せり

此地元と濟物浦と稱する一寒村にして明治十六年一月開港の當時は僅に數戸の倭小なる朝鮮人家屋を見るに過ぎざりしか同年十二月末に於て内地人三百四十餘人を算し爾來時に盛衰ありしも漸く人口を増加し現時内地人三千五百餘戸一萬三千三百人、朝鮮人四千二百八十餘戸一萬六千六百餘人、外國人五百餘戸二千五百餘人を數へ明治四十三年の貿易額は千六百七十餘萬圓に達し朝鮮第一の商港たるに至り電信、電話、電燈、水道等悉く備はれり輸移出品の重要なものは大小豆、米、麥、牛皮、人蔘、紙、薪材等にして輸移入品の主なるものは金巾、石油、木材、煙草、石炭、紙、食鹽、清酒、砂糖、麥粉、麥酒等なり住民の多くは貿易業又は之に關係

ある事業に従事するも近來普通産業も漸く勃興の氣勢を示し水産業、酒造業、醬油味噌製造業、糶摺業、精米業、製鹽業、清涼水製造業、鐵工業等見るべき者あり農業は從來清國人の獨占業たりしか最近果樹栽培の爲め内地人の農園を設くるもの續出せり物産の重なるものは米穀、食鹽及ひ魚類にして府廳總督府觀測所、稅關警察署、郵便局、地方裁判所、支部、區裁判所、監獄、分監、陸軍運輸部出張所、憲兵所、英露、清三國領事館、各國居留地會、居留民團役所、商業會議所、水道事務所、小學校、實科高等女學校、商業學校、幼稚園、普通學校、朝鮮水産組合支部、朝鮮銀行十八銀行百三十銀行各支店、香港上海銀行代理店、三井物産會社出張所、京城共同倉庫會社出張所、電氣會社、醬油會社、米豆取引所、埋築會社、商船會社支店、郵船會社代理店等あり

公園 二あり一は仁川居留民團の經營に係り海に瀕して丘陵上に在り樹木繁茂し遠近の風景を一眸中に收むべく園内に大神宮、金毘羅神社、天滿宮等あり四時逍遙の客を絶たす一は各國居留地會の施設するものにして市街の中部丘陵の中腹に位置し眺望頗る佳なり

海水浴場 仁川港の西北隅に突出せる猫岬に在り眺望絶佳にして名勝の地たり



夏季浴客多し

梶岷驛 京仁線中の一驛にして仁川驛より一哩餘を隔て仁川市街の北部又は東部に往返するものは此驛より乗降するを便とす日鮮人の部落あり附近農園多く白菜其他蔬菜を産す

朱安驛 仁川を距る東北四哩餘京仁線の一驛なり官營天日製鹽場所所在地にして鹽田面積六十町歩を有す鹽質は臺灣天日製鹽と伯仲すと云ふ

月尾島 仁川灣内に在りて仁川港と相對す周回一里餘島中杏花多く税關檢疫所、航路標識管理所、無線電信所等あり明治十五年の變に花房公使の避難せし所なり此島に隣し三町を隔てて小月尾島あり日露戰役當時露艦ワッヤグ、コレイッ此附近に爆沈したり

永宗島 月尾島を距る數町の沖に在り元と永宗鎮の在りし所にして島中漁家三百餘あり奇景多し

文學山 府内舊邑面に在り百濟始祖溫祚王の兄沸流の都せし所なりと傳ふ

第三節 楊州郡

沿革 高句麗時代の買省郡一名昌化郡にして新羅景德王來蘇と改め高麗の初め見州と稱す顯宗王元年楊州(京城)に屬す李朝太祖三年郡を漢陽府(京城)に定め府治を東村大洞里に移すや改めて知州事とし幾ならずして又府と爲す六年又府治を見州の古址に移し楊州と號す太宗王十三年改めて都護府と爲し世宗十二年陞して牧とし鎮を置く燕山君の時此地を空ふして遊幸の境と爲し餘地を各隣邑に分屬せしめしか後ち之を罷む後世郡とし郡守を置き以て今日に至る

郡勢 本郡は本道の中中部より稍々東に位置し東方は加平、楊平二郡に、南は廣州郡に、西は京城府並に高陽、坡州二郡に接し北及び東北は積城、麻田、抱川三郡に隣し東西九里南北十四里の廣袤を有する大郡なり東北西の三方は山嶺重疊して平地に乏しく中部以南は丘陵起伏するも其間平野少からず河流數條ありて灌漑に利し南流して漢江に注ぐ江の流域は地味膏腴にして農産豊なり耕地面積八千六百町歩に及び畑地の廣さは道中第二位を占む京元街道郡の中央を貫き其他四隣各郡に通ずる道路あるも楊州邑京城間を除く外は車を通ずるに容易ならず然れども最近京元鐵道は郡内まで開通し交通上の便利を加ふるに至り又

漢江には舟楫の便あり住民は農を業とし副業として盛に蠶を飼ひ道中養蠶の首要郡たり又栗樹の栽培を爲すもの少からす郡内戸數一萬六千餘人口七萬八千餘あり

楊州邑 郡の北部邑内面に在り京城を距る東北八里なり後に玉流山を負ひ前方平野を控ふ道路は議政府に於て京元街道に接続し且つ京城議政府間鐵路の開通ありしを以て其間交通至便なりと雖も其他高陽、積城等に達する通路は險惡にして車を通せず邑民は主として農業に従事するも多くは小作農にして經濟狀態一般に裕ならず金融亦圓滑を缺けり産物は米穀、粟及ひ鞋等なり朝鮮人五百四十戸二千六百餘人、内地人十戸四十餘人居住す郡廳憲兵分隊郵便局、地方金融組合、公立普通學校在り

議政府 京城、楊州邑間の中央に在り京元線停車場所在地にして龍山を距る二十哩餘なり附近沃野拓け有望の地なり毎月日鮮人の移住者を増加す昔時李朝太祖一時文武官を置きし所なりと云ふ

水落山 議政府の東方二十町に在り千仞の奇巖萬丈の斷崖削立し頗る奇勝に富

めり

回龍寺 議政府の西三十町、道峰山麓に在り李朝太祖其諸王子の争を避け文武官を率ゐて此寺に二年間を過せしことあり

楡巖寺 邑の北三里に聳ゆる天寶山中に在り半島著名の古刹にして山水の形宛然天竺の阿蘭陀寺に似たりと云ふ

道峯山 邑南三里、菴夜面に在り山勢高峻奇石怪岩多く山中に望月寺の一刹あり

第四節 水原郡

沿革 高句麗時代の買忽郡にして新羅朝水城郡と改め高麗太祖水州都護府を置き忠宣王水原府と爲す恭愍王の時府人紅巾の賊に興せしことあり李朝世祖の代此地に鎭營を置き宣祖王に至り府使をして防禦使を兼ねしむ正宗王留守府と爲し近代に至り郡とし別に觀察府を置きて京畿一團を管せしめ後ち觀察府を觀察道廳と改めしか日韓併合の際之を京城に移して京畿道廳と改め爾來今日に及ぶ

郡勢 本郡は東は龍仁郡に、北は廣州、果川、安山の三郡に隣し西は南陽郡に接し一

部黃海に而し南は振威郡及び廣德江を隔てて忠清南道に境す廣袤東西五里南北十二里あり地勢北方に山を負ひ南西に向て緩傾斜を爲す氣候は比較的温和にして小流各地に通し湧水到る處に存するを以て灌漑に適し地味概して豊饒にして田九千八百町歩畑八千二百町歩に達し本道中最も耕地の廣大なる郡とす京釜鐵道は郡の東北を過きり且つ京釜街道の要路に當るを以て人馬の往來繁し郡内内地人千三百餘人朝鮮人七萬五千餘人あり住民は主として農耕に従事し經濟狀態は比較的潤澤なり産物は米、大豆、小豆、煙草、果實、生牛、牛皮及び鹽等なり

**水原邑** 京釜線中の一驛にして京城を距る南方二十六哩、別名を華城と云ひ李朝留守府を置き日韓併合以前は京畿觀察道の所在地たり此地南に八達山あり東北には光教山脈連互し西南は渺茫たる廣野を控ふ陽智邑に馬車を通し利川邑に新道開通し交通頗る便利なり邑は繞らすに高二丈の城壁を以てし四大樓門を設く今を去る百三十餘年前正宗大王の建設に係れり附近八達山、華山を始めとし樹木繁茂し翠色滴るか如く京釜線中稀に見るの風致なり市街は城の内

に連り商況稍々盛なり邑内内地人戸數三百六十、人口千二百餘朝鮮人戸數二千三百餘、人口一萬二千八百餘あり産物は米、穀、繩、吠及び石材とす郡廳、慈惠醫院、勸業模範場、農林學校、警察署、憲兵分隊、區裁判所、郵便局、學校組合、手形組合、地方金融組合、小學校、普通學校、實業補習學校等在り

**烏山** 京釜線中の一驛にして本郡の南端に位し水原邑を距る南方十哩に在り振威邑には一里餘にして達す交通概して便なり内地人百餘、朝鮮人千百餘人居住す邑民は主として農業に従事し米、麥、大豆を産し牛、鶏、豚の飼養亦盛なり市場は驛を距る五町に在り毎市安城、陽城、白岩等の地方より搬出する物資夥く買客五千を超へ其取引額平均七千圓に及ぶ隨て邑民の過半は商業を副業とし生計狀態概して裕なり學校組合、小學校等在り

**餅店** 京釜線中の一驛にして烏山との間五哩を隔つ内地人九戸二十餘人居住す  
**八達山** 邑の南に峙つ峯巒にして一名を南山と云ふ松樹鬱蒼たり登臨すれば四方數里の景一眸の中にあり「八達山秀景」は水原八景の一に數へらる山上華城將臺の古蹟あり昔時將軍此處に登り萬軍を指揮したりといふ

華虹門、訪花隨柳亭、龍頭閣 邑城の東北果川流れて水原邑に入るの所、河底石を敷き上に壯麗なる門樓を設く之れ即ち華虹門にして之に隣して訪花隨柳亭あり亭の右方に龍頭閣あり穹隆状の水門七箇の上に建つ樓下の流水清澄にして四顧の景頗る佳なり夏秋の好遊地にして華虹觀漲は水原八景の一たり

西湖 水原停車場の北約一哩に在り正宗太王の設けたる貯水池にして周圍一里餘三方山に接し堤上植うるに楊柳を以てし風光絶佳なり西湖落照は水原八景の一に屬す池は現に水原勸業模範場の養魚場たり

光教山 光教積雪として水原八景の一に數へらる山は水原停車場の北一里餘に在り全山松樹を植む四時の風光賞するに足る中腹に白雲寺あり附近の景色畫の如し

華山 水原停車場の西南一里に在り松林翁鬱として周圍七里を超ゆ山中莊祖及び正宗太王の陵あり陵の西南半里に龍珠寺あり地境幽邃杜鵑花の勝地たり華山杜鵑として水原八景中の一たり

螺閣 邑城蒼龍門の附近に在る煉瓦造の圓樓にして内部は螺旋状を爲す昔時樓

上にて月待の宴を張れりと云ふ螺閣待月は水原八景の一に算せらる

北池 邑北半里に在り背面青巒を負ひ前方西湖を望む蓮花の勝地たり北池賞蓮は水原八景の一たり

遲々峴 水原の北方約二里に在る一阪路の名にして阪上遲々臺の碑あり正宗太王以來歴代の王皇陵に幸するとき必ず風箏を駐めたる所なりと傳ふ松柳參差し風光佳なり之より邑に通ずる道路の兩側に松樹楊柳を併植す南堤と稱す南堤長柳は亦水原八景の一に屬す

洗馬臺 餅店驛の西一里に在る松山にして文祿の役加藤清正の古戰場たり今尙ほ城址を存す寶積寺は臺の絶頂に在り登臨すれば水原附近一帯の風色一眸の中にあり

望雲臺 郡内廣徳面に在り臺は忠清南道の牙山と相對し牙山灣を瞰下し最も風致に富めり

第五節 廣州郡

沿革 百濟の始祖溫祚王馬韓を滅して國を建つるや郡城を慰禮禮山より此地に

移し南漢山城と號す近肖古王に至り都を南平壤城(北漢世)に移す唐の蘇定方來て百濟を攻略し軍師還るに及び新羅百濟の古地を併せ此地を改めて漢山州又南漢山州と稱す景德王十五年漢州に改め高麗太祖に至り今の名と爲す成宗王二年各地に收州を置くや本郡を以て其一とす十四年節度使を置き奉國軍と號し關内道に隸す顯宗王の代廢して安撫使に更へ後ち數年にして收に復し李朝の初め之に因り世祖の代鎮を置きしか後之を罷め近世に至り郡とし現今に及ぶ

**郡勢** 本郡は本道中部の一大郡にして東は驪州郡に接し南は陽智龍仁二郡に西は果川郡に隣し漢江北邊を斜走し自然の境界を成して楊平楊州の兩郡及び京城府と相對す郡内山嶽多く耕地は漢江流域竝に中央の川流に沿ふて存在し其他は山間溪谷に點在す漢江には舟楫の利ありて京城方面との物資の集散を助く二條の京釜街道は郡の東西を縦貫し往來頻繁なれども急阪凹凸多く交通困難なり住民は農を以て生業とし生活豊ならず産物の主なるものは米、麥、大豆、生牛、牛皮、薪炭、煙草等にして又銀、銅、砂金、陶土等を産す戸數一萬四千百餘、人口六萬

三千九百餘あり

**廣州邑** 郡内面に在り南漢山上に位置す往古百濟の王都たりし處にして四方繞らすに山を以てし天然の要害を成す交通便ならずと雖も京釜街道に沿ひ人馬の往復比較的少からず邑民は旅宿又は飲食店を營むもの多く其他は農又は日傭を業とし生活概して困難なり毎月四九の日を以て開市し取引稍々活潑なり邑内特産物に乏しく僅に鞋麴器麥等を出す朝鮮人四百四十戸、二千二百八十人内地人は二十人に過ぎず郡廳憲兵分遣所郵便局地方金融組合、公立普通學校等在り

李朝仁祖王の時清の愛親覺羅の兵十萬來りて都城を圍むこと四十餘日城中糧盡き士卒凍飢するもの夥し王事の爲すへからざるを知り都を棄てて逃れ廣州邑の附近漢江東岸の三田渡に至り終に降伏して三跪九叩の禮を行ひ以て和を媾し清の年號を用ひ茲に朝鮮國王の封冊を受くるに至れり

**南漢山城** 百濟の始祖慰禮城より此城に移りしか新羅文武王の時長城を築き曰長山城と稱せり

崇烈殿 郡内に在り百濟第一世温祚王の招魂閣なり温祚の本姓は高氏なれども扶餘氏を冒す其の後裔なきを以て郡守に於て守護職を攝するを例とす百濟は馬韓衰亡の後を承け特立せる一王國にして温祚王は其第一世なり其後嗣三十一世六百七十餘年を経るの間文化を國內に弘め儒教佛教を日本に紹介したるは百濟王朝の功績なり温祚王の招魂閣を郡内に構造し國祭を行ひたる始めは李朝開國二百四十五年にして宣額を下し崇烈殿と稱せしは開國四百四年なり爾後毎年春秋二回班幣祭祀を舉行し來れり

## 第六節 開城郡

沿革 高句麗の扶蘇岬冬比忽の二地にして新羅朝の開城及び松嶽郡たり高麗太祖鐵原より都を松嶽の陽に移すや二郡を併せて開州と號す宮闕を創め市廛を立て五部に分割す光宗王皇都と改稱し成宗王開城府と爲す顯宗王の時契丹來襲し宮闕を侵し民屋亦殆んど盡く則ち府を罷めて縣を置き尙書都省に直隸す文宗王の時又府を設け十一縣を管す忠烈王の時府尹以下の諸官を置き都城内を管し別に開城縣を分置し縣令をして城外を管せしむ恭讓王京畿を分ち左右

道と爲すや開城縣は右道に屬せり李朝太祖三年都を漢陽(京城)に遷すに際り改めて松都とす第二世定宗王一度ひ松都に都せしか第四世世宗王漢陽に復都し開城留守府と爲す世祖王に至り留守を罷め京畿に屬す睿宗王の時復た留守を置き明治二十九年に至り開城府と爲せしか四十三年の改革に際し郡とす

郡勢 本郡は京畿道の西北部に位し東は長湍郡に接し北は黃海道金川郡に境し西は清川江を隔てて黃海道白川郡に對し南は豐德郡に隣す廣袤東西六里南北八里あり中央には松嶽龍首進風の諸峰あれども東南部及び清川江流域には坦坦たる平野を連ぬ土地概ね肥沃にして農耕に適す郡内田四千九百町歩畑一千町歩ありて此等耕地の多くは開城邑若くは京城に居住する富豪の所有に屬し農民の大部分は小作人なれども經濟一般に潤澤にして貧困者少く又商業に従事する者の數之と相伯仲す京畿鐵道及び京義街道は共に郡の中央を過り交通概して便利なり戸數一萬六千餘人口六萬七千一百餘あり産物は米麥大豆小豆粟烟草人蔘等にして又近來果樹の栽培盛に行はる就中人蔘は本郡著名の物産にして夙に世に知らる

開城邑 高麗朝四百七十年間の王都たりしを以て其附近は名所舊蹟に富み歴史の資料たるもの尠からず邑は京義線中の主要驛にして京城を距る北方四十八哩にありて殆んど郡の中央に位置す別名を松都又開州と云ふ松嶽山北に聳へ南方には龍首、進鳳の諸山あり東面は坦々たる平野を控へ繞らすに城壁を以てし松嶽山を抱ひて恰かも半月の状を爲し周圍二里半あり高麗朝時代には外城の幅員五里に及へりと傳ふ南方京城に、北方金川方面に交通頻繁なるも道路不良にして往來至便ならず邑民は皆て官祿に倚り生活せる者過半を占め當時農商業共に見るべきものなかりしか高麗朝の亡ふや邑民多くは二君に仕ふるを屑とせず李朝亦其登用を悦はざるの傾向ありて漸次實業に志すもの多く終に今日の殷盛を來すに至り今や邑中一萬圓以上の資産を有するもの二百人を超へ經濟一般に潤澤にして甚しき困難を訴ふるものを見ず朝鮮人七千二百餘戸三萬一千七百餘人内地人四百四十餘戸千三百餘人外國人四十戸百餘人居住す産物は人蔘、米穀、果實、白菜及び高麗燒等にして郡廳警察署、區裁判所、郵便局、學校組合、守備隊、憲兵分隊、總督府專賣局出張所、朝鮮農會支會、朝鮮人商業會議所、農工

銀行支店、地方金融組合、小學校、普通學校、開城學堂、韓英書院、朝鮮人女學校、基督教會、東本願寺及び淨土宗布教所等あり此地の人蔘は朝鮮著名の産物にして藥用として海外に輸出せられ價亦各國産中に冠たり其製法に依り白蔘、水蔘、紅蔘の別あり年産額約五萬斤なり高麗燻は高麗朝時代の古器物にして此地附近の特産たり主として古墳より發見せらる一箇の價千金を越ゆるものあり製造甚た精巧を極め模樣色澤共に優雅なり現今其製法を識るに由なし

開城城廓 高麗太祖都を此地に奠め王城と爲し降て八世顯宗王に至りて外城を築く規模頗る宏大なりしか如く今纔に當時の景況を憶ふに足るのみ内城は一名を半月城と云ひ周圍三里あり恭讓王の築造に係り後ち李朝太祖之を修築したりと云ふ門樓に藏する大鐘は朝鮮四大梵鐘の一にして高麗二十九世忠穆王當時の名工の作なりと傳ふ

穆清殿 東部太祖里に在り李朝太祖の舊邸にして三世太宗王之を修理す文祿の役兵燹に罹り今より十餘年前再建せるものなりと云ふ

松嶽山 邑の北端に聳へ巖石峨々たり往昔扶蘇山と稱す城壁山顛を繞り開城北

門あり紫霞洞彩霞洞扶山洞琴釣臺雙瀑洞は何れも山の首麓に位置し附近樹木鬱蒼として湧水石に激し飛沫霧を生し清風衣袂を拂ひ絶好の納涼地たり

敬徳宮 邑の南部楸洞にあり李朝太祖の潜邸たり太宗王修築して敬徳宮と稱せしか文祿の役兵火に罹り爾後廢滅に歸せしか孝宗王に至り石壁を築き舊址を存す

壽昌宮 西小門附近松嶽山下に在り高麗中世以後歴王即位の式を擧げし所なり今は唯其跡を存するのみ

滿月臺 開城驛より約二十町松嶽山の首麓に在り高麗王宮たりし延慶宮の蹟にして現に僅に其礎石を存するに過ぎず

善竹橋 邑を距る十餘町東部文忠洞に在り高麗末世の忠臣鄭夢周か李朝太祖の子李芳遠の刺客趙英珪の爲に暗殺せられし處なり後ち英祖王碑閣を樹てて鄭の忠節を嘉す

崧陽書院 邑内東部文忠洞に在り鄭夢周の舊址にして李朝宣祖王始めて書院を建て扁額を賜ひて崧陽書院と云ふ山を負ひ溪に蒞み頗る清雅の地たり院内夢

周の像を掲ぐ

不朝峴 敬徳宮前に在り高麗恭讓王四年高麗朝の末運に乘し武班の主領李成桂王位を奪ひ壽昌宮に即位し敬徳宮に臨み文武百官を設くるに際り高麗の遺臣入朝を背せず峴を踰へて走れり故に此名ありと

大興山城林淵瀑布 城は邑の北方四里にあり今は纔に當時の礎趾を遺すに過ぎず高麗朝以來の國王避難所にして斷崖頗る要害の地たり山中觀音寺あり寺は朴淵瀑布の源に在り高麗四世光宗王の建立に係る境内七重の塔あり瀑布は山城の瀧とも云ふ半島著名の勝地にして瀑水二十丈夏季避暑客少なからず

杜門洞 高麗末世の忠臣數十人李朝に仕ふるを潔とせず此地に遁れて世を終ふ由て此名あり太祖其赤忠を壯とし碑を建てて之を祀れりと云ふ

顯陵 松嶽山の西に在り高麗太祖を祀る以下歴代の王陵概ね此附近にあり

碧瀾渡 土城驛を距る北方三哩餘禮成江の右岸にあり京義鐵道支線を設く仁川港との間舟航絶へず高麗太祖の建立に係る大井洞祠此地に在り祠内池あり太祖の母之に沈めりと傳ふ



第七節 楊平郡

沿革 高句麗の時楊根郡又恒陽郡と云ふ新羅朝濱陽縣と改め高麗朝に至り再び楊根と稱し郡と爲す李朝之に因りしか明治四十年砥平郡を併せて楊平郡と改稱し今に至る

郡勢 本郡は京畿道の東方に偏在し北は加平郡に、西は楊州郡に接し東は江原道に境し南は漢江を隔てて醜州廣州二郡に界す東西十一里南北八里の廣袤を有す北部一帶は山嶽連互し中央に龍門の高嶺あり耕地其間に介在す東部及び漢江流域は平野稍々多く地味肥沃なり道路は總て不完全にして交通便ならず郡内朝鮮人一萬二千九百餘戸、六萬二千五百餘人あり住民は農を以て生業とし比較的勤勉なれども生活の程度は概して低し産物は米、大豆、紙、磁器及び砂金等なり

楊平邑 郡の西部に位し漢江に面す四方各郡に通する道路は概ね險惡なるを以て物資の出入は多く漢江に倚る邑民は農業に従事するも傍ら商業を兼營するもの少からず商況稍々振ひ粃、大豆を京城仁川方面に搬出し魚類、綿布、鹽葎等を

移入す邑氏の生計は概して困難ならざるか如し内地人十戸二十餘人、朝鮮人百七十餘戸、九百五十餘人あり郡廳郵便局、憲兵分遣所、私立龍門學校等此地に在り龍門寺 邑の東北龍門山嶺に在る巨刹なり

第八節 江華郡

沿革 高句麗の穴口郡にして新羅景德王海口と改稱し元聖王穴口鎮を置く高麗の初め今の名に改め縣とす高宗王蒙古の兵を此地に避くるに際り郡と爲し江都と號し元宗王の時松都(開城)に還る忠烈王の時一ひ仁州(仁川)を併せしか尋て舊に復す李朝に及び都護府と爲し明治四十三年の行政改革に際し郡に改む

郡勢 本郡は仁川の西北漢江の河口に横はる島郡にして東西四里南北七里周圍約三十里朝鮮三大島の一にして左方喬桐島と相竝んで漢江の咽喉を扼し海路交通の衝に當り軍事上重要な位置を占むるを以て往昔城壘を築き今尙ほ山陵の頂腹に烽燧砲壘の跡を存し津浦には敗樓殘堡を有し古來數多の戰蹟を思ふに足る島内山嶽重疊し峻阪險路多く交通便ならず住民は慄悍の風を存し主として農業に従事し生計概して裕ならず産物は米、麥、大豆、莞草、蓆、建築石材及び貝

類等にして就中江華蔚は世に知らるる所のものなり内地人九十餘人朝鮮人一萬一千七百餘戸五萬四千八百餘人あり

本島は古來史話に富めり今最近に於ける一二を略述せんに我か慶應二年攝政大院君か佛國宣教師を虐殺したるの故を以て佛國は問罪の師を起し水師提督「ローゼ」軍艦七隻を率ゐて本島に來り江華城を陥れしかは大院君は北關地方の獵虎銃手を募りて防戦し佛軍爲めに大敗して支那に遁逃せる事あり其後十年明治八年我か軍艦雲揚號清國に赴くの途次本島に泊して薪水を得んとしたるに島内の守兵之を砲撃したれば我兵攻めて砲臺を抜き城壘を焼けり翌年二月我か全權辦理大臣黒田清隆副大臣井上馨本島に上陸し申樞尹滋承等と修好の事を議し且つ暴擧を謝罪せしめ日韓修好條規を締結して還る江華條約即ち之なり

江華邑 江華島の東北部に偏在し山麓に位置し四面城壁を繞らし東西二門を設く城は李朝開國二百八十四年江華留守閔鎮遠の築きたるものなりと云ふ邑の東方一里の海岸に月串浦あり仁川を距る二十裡にして其間隔日に小蒸汽船の

航行あり島内第一の貨物集散地たり邑内朝鮮人戸數千二百餘人口五千三百餘内地人四十餘人居住し郡廳警察署郵便局學校組合小學校公私立普通學校及び地方金融組合等在り

聖城壇 邑の南約四里摩尼山上に在り一名を參星壇と稱す傳へ謂ふ太古檀君か天を祭りし所なりと

傳燈寺 邑の南方傳燈山に古刹あり山は檀君か其三子をして築城せしめたるを以て一名三郎城とも稱す高麗忠烈王の時僧印なる者宋に行き大藏經及び玉燈を齎し還りて經を藏め燈を傳へしかは之を傳燈寺と名くと傳ふ

高麗山 邑の西方約一里に在り山の西麓に積石寺あり高麗朝天竺の僧か建立したるものなりと稱す

弘陵坤陵 碩陵 嘉陵 邑を距る一里乃至三里以内に在り何れも王又は王妃を祀れる墓陵なり

信島兵島長烽島 共に本郡の所屬にして江華島の南方に羅列す

第九節 驪州郡

**沿革** 元と高句麗の骨乃斤縣にして新羅朝景德王改めて黃曉と號し沂川郡の領縣と爲し高麗の初め黃驪縣と改稱す顯宗王の時江原道原州に移隸せしめ後ち監務を置く高宗王改めて永義と名け忠烈王陞して驪興郡とす明の太祖洪武二十一年辛酉王本郡に遷りしを以て府に陞し黃驪と稱し恭讓王元年郡とす李朝太宗王復た陞して府と爲し陰竹縣の北部を割て合併し忠清道より京畿道に移隸せしむ後改めて都護府とし睿宗元年今の名となし牧を置く燕山君に至り牧を罷め判官を置く後世郡とし郡守を置き現今に至る

**郡勢** 本郡は本道の東南隅に偏在し東は原州郡を以て江原道に境し南は陰竹郡に西は利川、廣州兩郡に接し北は漢江を隔てて楊平郡に對し東西七里南北十里の廣袤あり地味概して瘠薄ならず且つ灌溉の利あり水田面積凡そ四千九百町歩にして米産額は三萬八千八百石に達し畑地は比較的少し漢江は郡界を東より北に環流し舟楫の便を有し京城との交通は水陸共に不便ならず住民は淳朴にして農を生業とし又商業に従事するもの多し産物は米、麥、大豆其他の雜穀にして鑛産に鐵、砂金、陶土あり戸數一萬餘、人口四萬四千四百餘あり

**驪州邑** 州内面に在り京城より東南十九里を隔つ西方利川邑に通する四里の道路は交通頻繁なり此地は閔族の郷里にして故閔妃の出生地なるか爲め自然京城との往來滋く市衢の體裁邑民の状態等京城に酷似せる所少からず邑民多數の生業は農業なるも又商業地として望あり生計裕ならされども甚しき貧困者稀なり産物は郡の農産物に同じ近年内地人の移住者多く現に四十戸百餘人に及ひ朝鮮人二千五百餘人あり郡廳郵便局、區裁判所、憲兵分隊、學校組合、地方金融組合、小學校、公立普通學校在り

第十節 長湍郡

**沿革** 三韓時代の隰川郡たり高句麗の時長淺城縣と云ひ新羅景德王の時長湍と改め高麗穆宗王の時湍州と稱し顯宗王に至り又長湍縣と爲す李朝太宗王の時臨湍縣とし世宗王の代長湍縣に復し睿宗王に至り都護府に改め後ち復た郡と爲す

**郡勢** 本郡は京畿道の北部に偏位し東は麻田、朔寧の二郡に西は開城、豐德兩郡に接し南は臨津江を挿んで坡州、積城及び交河の三郡に隣し北は黃海道に境す廣

姿東西七里南北十里あり地勢北方より來る分水嶺の餘勢を受け北部一帯は山嶽重疊すれども南部臨津江流域には耕地少からず京義鐵道は郡の南端を貫くも道路は一般に悪くして交通便ならず住民には資産を有する者少く米麥大豆を混食す戸數一萬八百餘人口四萬九千二百餘あり産物は米麥大豆粟人蔘煙草繭等にして殊に大豆は長湍大豆と稱し質良好にして産額少からず又高麗燒の郡内より出づるものあり

長湍邑 郡の南部に位置し京義線長湍驛を距る東北一里二十八町なり白額山邑の背面に聳立す本邑より京義街道に通ずる道路及び朔寧郡に達する通路等あるも概ね坂路にして辛して車馬を通ずるのみ邑民の大部は農を業とし一部は小賣商又は日稼人にして生計は概して困難なるか如し朝鮮人三百餘戸一千五百人あり郡廳憲兵分遣所郵便局及び私立通明學校等在り

長湍驛 京義線の一驛にして京城を距る北方三十八哩に在り附近廣漠たる沃野連り有名なる大豆の産地たり内地人の居住する者三十人なり

高浪浦 臨津江の上流に沿ふ一村にして長湍邑を距る南方約三里に在り臨津江

上流一帯の地方及び京畿江原二道の咽喉部を占め同地方及び仁川との物資集散地として近來漸く發展し小蒸汽船常に其間を航行す新羅敬順王の陵墓たる英陵此地に在り

德津廟 龍神を祀りたるものにして郡の南方津東面大秋浦に在り  
華城寺 松西面景陵里寶鳳山中に在り高麗恭愍王の建設に係り境内七重の石塔あり

長湍石壁 高麗太祖の時郡内及び麻田積城二郡に亘る臨津江沿岸一帯に高さ丈餘の石壁を繞らし王常に遊幸して勝景を賞したる所なりと傳ふ

心腹寺 郡内東道面に在り三韓時代の建立に係る古刹なり  
瓢古壘 臨津江の上流古南面に在り三國時代の古戰場たり

#### 第十一節 南陽郡

沿革 高句麗の時唐城郡と云ひ新羅景德王唐恩と改め高麗朝の初め舊名に復し後ち水州(水原)に隸し又仁州(仁川)に移屬し其後江寧都護府と爲り李朝太宗王南陽都護府と改めしか近世に至り郡と爲す

**郡勢** 東は水原郡に隣し北方は一部安山郡に接し一部黃海に面して半島を形成し東西五里南北六里あり郡内到處丘陵起伏し地形平坦ならざるも比較的耕地に富み東部一帯の住民は専ら農業に従事し海岸地方には製鹽業を営むもの頗る多し生活の程度は低くして細民少からず朝鮮人戸數一萬餘人口四萬九千二百餘あり産物は鹽を以て第一とし古來南陽鹽の名あり年産額十餘萬石とす農産物は穀類豆類及び蔬菜にして水産には鱈、鯉、鰻、鮑、蟹其他の貝類あり

**南陽邑** 郡の北方に偏在し水原邑と約六里を隔て其間車馬の往來あり邑の西方一里餘の石橋洞には仁川との間帆船の定期航行ありて貨物の集散は總て之に倚る邑民の過半は農を業とし生活一般に困難にして基督教盛なり邑内内地人二十餘人朝鮮人三百六十餘戸千七百二十人あり市場ありて毎月二、七日を以て開市し商況稍々見るべきものあり郡廳郵便局、巡查駐在所、地方金融組合、公私立普通學校、私立女學校等在り

**豊島** 邑の西方沖合に在る一小島にして日清戰役に於ける豊島沖の海戰以來名を知らる

第十二節 龍仁郡

**沿革** 本郡は本と龍駒、處仁の二縣を併合したるものにして龍駒縣は高句麗時代の初め龍駒と名け顯宗王の時廣州に屬し明宗王監務を置きしか後ち陞して合と爲す、處仁縣は本と水原府の一部曲にして李朝太祖六年初めて縣令を置けり太宗王十三年に至り二縣を合せて龍仁と稱し縣とす近世郡に改め今日に至る

**郡勢** 本郡は本道の南部に位置し東は陽智郡に、南は陽城、振威二郡に、西は水原郡に北は廣州郡に接す、廣袤東西七里南北五里あり郡内山陵起伏するも又平地及び傾斜地に富み耕地總面積五千三百八十町歩ありて水田畑地相半し米産額四萬九千石あり、京釜街道郡内を縦貫し交通概して便なり、戸數七千九百餘、人口三萬四千餘あり、産物は米、麥、大豆、棉花、煙草、果實、砂金等なり

**巢鶴洞** 水餘面に在り郡の東端に位し其東部を流るる河流は陽智郡との界を成せり此地水原利川間を通する新道の中間に位し西方水原へ五里、東方陽智へ二里、利川へ七里の行程なり尙ほ水原、陽城竝に廣州に通する道路あるも狹隘にし

て車を通せず市場ありて毎月五十の日開市し農産物、雜貨、牛等の取引あり住民は農業又は商業に従事す朝鮮人戸數百十人口千餘、内地人十餘人居住す龍仁郡廳、憲兵分遣所等在り

**龍仁** 郡の北部邑内面に在り元と郡廳所在地にして京釜街道に沿ひ西水原へ二里餘、東南陽智に七里を隔て其間車を通し交通不便ならず住民は専ら農業に従事す内地人の居住者十人あり特種産物なし郵便所、私立普通學校在り

第十三節 坡州郡

**沿革** 坡州縣は本と高句麗の坡害平史縣にして新羅景德王坡平と改め來蘇郡(楊州)の領縣とす高麗朝顯宗王の時長湍縣の所屬と爲し文宗王開城府に隸せしめしか睿宗王に至り監務を置き以て李朝に及ぶ瑞原郡は高句麗時代の述余忽縣にして新羅峯城と改め交河郡の領縣と爲す高麗顯宗王楊州の所屬とし明宗王に及び監務を置き尋て瑞原縣と爲し李朝太祖の初に至り陞して郡と爲す太祖の七年坡平、瑞原を合併して原平郡と爲し太宗王交河縣を廢して原平郡の所屬とし郡護府と爲せしか次て交河縣を復置し同時に郡護府を罷め原平郡に

復す世祖王坡州と改稱し牧を置きしか後ち廢して郡に改め以て今日に至る

**郡勢** 本郡は本道の中部に位し東は積城、楊州二郡に、南は高陽郡に接し西は交河郡に隣し北は臨津江を隔てて長湍郡に對す東西南北共に五里の廣袤を有す東北に坡平、飛鶴の險山聳へ西南部には丘陵點在するも其間平野多く廣灘、延豐、奉日の諸川此平野を灌溉して臨津江に注ぐ四季氣候の劇變稀にして農作物豊稔す京釜鐵道郡の西端を過ぎるの外一般の交通概して便ならず住民の大部は農を以て生業とし商工を副業と爲すものあり生活程度頗る低く多くは米、麥を常食とせずして粟、稗等に蔬菜を混入したるものを用ゆ一般に勤儉力行の性を缺き儉安曠日の風習を脱せず窮乏者少からず産物は米、麥、大豆、煙草、牛皮等にして鑛産に金あり管内戸數五千八百餘、人口二萬八千六百餘あり

**坡州邑** 郡の略々中央に位置し京義街道に沿へるも坂路多く交通便ならず唯々汝山驛に至るの道路は挽車を通す邑民は農を業とし富裕ならざるも窮貧者少し米、麥、其他の雜穀、鰯、果實、薪炭等を産す朝鮮人二百五十餘戸千百餘人内地人八百二十餘人あり郡廳公立普通學校、巡查駐在所等在り

汶山浦 郡の西北隅臨津江畔に在り邑との間一重餘を隔つ京義線の一驛にして北方山を負ひ南方平野を控ふ土地肥沃にして農産に富めり水陸の便極めて宜しく當地方物資の集散地として商況盛なり朝鮮人三百餘戸千三百餘人内地人三十餘戸九十餘人あり市場は毎月五、七日を以て開市し取引貨物の主なるものは明太魚、石首魚、米、大豆、麥、煙草及び金物類なり郵便局、學校組合、巡查駐在所、小學校、地方金融組合等在り

奉日川里 郡の南方條里面に在り本郡第一の市場にして毎月二、七日を以て開市す集散貨物は生牛、米、大豆、麥、煙草等にして商況活潑なり巡查駐在所在り

臨津鎮 郡の北方二里臨津江の左岸に在り京義街道の關門に當る文祿の役小早川隆景、明將李如松を追撃潰走せしめたる地にして又日清日露の兩役我が軍此地に兵站部を置きしことあり

石像彌勒 廣灘面に在り笠を被れる高さ二丈餘の石像二基相並んで天然の岩上に安座す其設立年代詳ならず

鳳樓山城 坡州邑内鳳樓山上に在り文祿年間都元帥權慄なる者山頭に城を築き

日本軍に抗したる所なり頂上の眺望頗る佳なり

恭陵順陵永陵 何れも條里面奉川里に在り恭陵は睿宗太王妃順陵は成宗太王妃

永陵は眞宗太王妃を祀る

輿園 雲泉面に在りて大院君の墓陵たり是れ明治四十二年中京城孔德里より移祀せるものなり

彌陀寺 坡平面に在り郡内唯一の古刹にして今を去る千餘年前の建立に係ること云ふ

#### 第十四節 利川郡

沿革 高句麗の南川縣にして新羅景德王黃武と改め高麗太祖始めて利川郡と爲し高宗王の時永昌と稱し恭讓王の時再び南川と爲し李朝太祖名を利川に復して縣とし世宗王の時都護府と爲せしか後世郡に改め今に至る

郡勢 本郡は京畿道の東南部に位し東北二百は慶州、廣州兩郡に包まれ西は陽智郡に、南は竹山、陰竹二郡に接し、東西五里、南北六里あり郡内山陵到る處に起伏し北に元積屯智、西に松林、大德、五音の楮峯聳立して郡界を爲す耕地は重に郡の中

中央部を貫流する漢江支流の沿岸に散在す京釜街道は郡の中央を過ぎるも凹凸甚しく交通不便なり郡内戸數五千九百餘、人口二萬三千九百餘あり住民は専ら農業に従事し生計概ね困難なるか如し農産物は米、雜穀にして其産額は漸く地方の需用を充たすに過ぎず又煙草及び砂金を産す

利川邑 郡の北方に位し京釜街道に沿ふ京釜線水原驛との間新道開通し其間車を通し交通便なり郡廳守備隊憲兵分遣所、地方金融組合、郵便所、私立普通學校等在り内地人二十戸五十人、朝鮮人三百六十餘戸千六百八十八人居住す

第十五節 豐徳郡

沿革 高句麗時代の貞州にして高麗顯宗王の時開城縣に屬し尙書都省に於て管掌す文宗王に至り開城府に直隸す睿宗王改めて昇天府とし知府事を置き忠宣王に及び降して海豐郡事と爲す李朝太宗王郡を廢して開城に屬せしめしか尋て又郡に復す世宗王の時徳水縣を併せて今の名に改め爾來今日に至る

郡勢 本郡は本道の北部西方に位し東は長湍郡に、北は開城郡に接し西は海に瀕し南は漢江下流を狭んで通津郡に面す東西七里南北六里あり郡の中部以東は峯巒起伏し其他は概して平坦にして灌溉の利に富む京義鐵道は郡の北隅を過きれども一般道路の交通は便ならず住民は貧困者多く生計困難なり耕地の大半は開城又は京城在住者の所有に係り郡民の大部分は小作農にして傍ら蠶業に従事し又漁業商業を營むものあり物産には米、大豆、人蔘及び海産物あり郡内戸數六千三百餘、人口二萬八千百餘あり

豐徳邑 郡の西端に在り北方開城より碧淵渡を経て南方領井浦に通し船に倚りて江華に達する道路に沿ひ其他各方面に通する道路あれども何れも車を通せず邑民は農を以て生業とすれども懶惰の風習ありて蓄財の觀念なく生活に困難するもの多し郡廳憲兵分遣所、私立普通學校等在り

第十六節 抱川郡

沿革 高句麗時代の馬忽郡にして一名を命旨と云ふ新羅堅城郡と改め高麗の初め抱川と爲す成宗王團練使を置きしか穆宗王之を罷め顯宗王楊州に屬せしめ明宗王の時監務を置けり李朝太宗王改めて縣監と爲す光海君の時永平抱川二



縣を併せて都護府とし監營を本縣内稷頭里に設けしか仁祖王監營を廢し縣監に更む明治二十八年郡と爲し郡守を置き爾來今に至る

**郡勢** 本道の東北部に位置し東は加平郡に西及び南は楊州郡に接し北は永平麻田二郡に隣す東西最も廣き所四里十二町、南北同七里六町あり郡は白頭山脈の餘脈を以て圍まれ水源山東方に聳へて加平郡の境に迫り西境には旺方山（又正方山）の一帶ありて楊州郡の東方に蜿蜒し南北又高峯連亘して楊州永平二郡の界を劃り山岳は概ね綠樹疎生して禿山稀なり其他丘阜到る處に起伏して平地に乏しく唯々臨津江の上流たる漢川の流域に於て耕地の點在するあるのみ漢川は郡の中央を貫き北流して永平郡境に至り其下流漢灘江と爲りて自然の郡界を爲すと雖も孰れも灌溉に利せず京元街道郡内を貫通するも京城に至るも車馬を通するに過ぎずして其他一般の通路は多く馬背輻輳に倚らざるを得ず近く京元鐵道開通の曉は交通運輸上の便益を得る少からざるへし住民の大部は農を業とするも小作人又は小農者にして地主は殆んど京城其他の府郡に居住す又商業に従事するものあるも兩班儒生にして悠遊徒食を事とする輩亦

少からず郡内戸數六千三百餘、人口三萬一千餘あり産物の主なるものは米、麥、大豆、粟、薪炭、牛、豚、鶏等なり

**抱川邑** 郡の中央に位置し北に城山を負ひ西約半里にして元山街道に通す京城を距る十二里二十町急行一日にして送す車馬の便あり北元山に達する道路及び四隣郡邑に至る通路は狹隘にして高低多く車を通せず近く京元線の開通を見るも邑の最近停車場は寧ろ楊州郡内、議政府停車場を撰ふを利とす邑民は農を主とし副業として養蠶を行ふもの漸く多く生活の程度は一般に低し主要産物は米、穀、薪炭とす戸數二百餘、人口一千餘あり郡廳、守備隊、地方金融組合、公立普通學校等在り

**塙巨里** 郡内西面に在り京元街道に沿ひ邑との間十五町を隔つ内地人二十餘人居住す憲兵分遣所、郵便所在り

**半月城** 郡内面東邊里に在り石城半月形を成す故に此名あり周圍九百餘尺の石壘あるも其由來詳かならず

**龍淵書院** 北面新坪里に在り文翼公德馨、文簡公綽を祀る肅宗王の賜額あり

第十七節 竹山郡

沿革 本郡は本と忠清道に隸屬し百濟朝に於て延城と云ひ高句麗の時皆次山と稱し新羅の朝介山と改め高麗朝に至りて竹州郡となし李朝太宗王に及び今の名に改め世宗王の時本道に移屬し爾來今日に至る

郡勢 本道の南方に位し東は陰竹郡に、北は利川陽智の二郡に、西は安城郡に隣し南は忠清北道鎮川郡に境す廣袤東西四里南北七里あり西南は山岳重疊して平野を見ざるも東北は平坦にして耕地少からず安城鎮川の兩河及び清溪川は本郡の東北部を流れ沿革の耕地三千餘町歩に達す交通は概して不便なり住民は主として農業に従ふも人智未だ開けず商工業等見るべきものなし産物は豆、米、麥、蕎麥、薪材等にして又少許の陶器及び牛を産す戸數五千六百、人口二萬五千八百餘あり

竹山邑 郡の南方飛鳳山麓に位し京釜線平澤驛は邑の西方約九里に在り京城より釜山に通する街道に沿ひ本郡中比較的交通便利なれども道路の幅員狭く辛ふして車馬を通するに過ぎず邑は曩に東學黨の變亂に際し人家殆んど兵燹に罹

り現に僅に四十餘戸を存するに過ぎず邑民は農を以て生業とするも概ね小作人にして村落に比し寧ろ生活困難なり内地人七戸二十人朝鮮人四十餘戸二百餘人にして郡廳郵便所憲兵分遣所及び私立普通學校等在り

白岩市場 邑を距る西北三里、近三面にあり京釜街道に當り物資の集散稍々盛なり

山城岱 邑を距る東北約半里に在り城中一社ありて宋將軍廟と稱す宋は高麗朝高宗王當時の人にして竹州防護別監となり蒙古の來襲を防ぎ戦利あらずして自刃し後ち其赤忠を表彰するため茲に廟祠を建てたるものなりと傳ふ

七長寺 邑の南方一里、七賢山腹にあり半島著名の古刹にして今を去る一千年前僧慧始か臨濟宗布教のため建立せるものなりと云ふ往時火災に罹り雄壯なる建築物及び寶物は焼失せるも今尙ほ七賢明菴以下五寺あり國史を藏す堂宇宏壯にして現に數十人の僧侶あり

第十八節 安山郡

沿革 高句麗時代の獐項口縣にして新羅景德王改めて獐口郡とし高麗朝の初め

今の名を爲し顯宗王監務を置きしか忠烈王に至り郡に復し李朝之に因り以て今に至る

**郡勢** 本郡は本道の南部西海岸に位置し東及び南は果川水原南陽の三郡に隣し北は始興郡に西北は仁川府に接し西方海に瀕す東西四里南北三里の廣袤を有す郡の東南部は山岳重疊するも西部に至るに従ひ平地多く田畑相半し米一萬六千餘石、麥五千六百石を産す住民の大部分は農を業とし沿海地方に於ては漁業に従事し又製鹽を業とするものあり戸數四千四百九十餘、人口二萬一千八百餘あり産物は米、麥、大豆、煙草、魚類及び食鹽にして蠶産に金あり

**安山邑** 郡内面に在り京釜線始興驛を距る西南三里其間交通便なり其他西北仁川に南方南陽邑に通する道路あるも狹隘にして且つ高低一ならず邑民は概して質朴にして農業に従事するも生活の度低く金融亦圓滑ならざるを常とす内地人の居住するもの五戸十餘人なり米穀の外特種の産物なし郡廳、郵便所、公立普通學校等在り

第十九節 朔寧郡

**沿革** 高句麗の所邑豆縣なり新羅朝朔邑と稱し黃海道兎山郡の領縣たり高麗朝曠梁縣を併せて朔寧郡と改め李朝太宗王の時黃海道安峽郡を合して安朔郡と爲せしか幾もなくして復之を分ち朔寧郡の舊名に復し爾來今日に至る

**郡勢** 本郡は京畿道の最北端に偏在し東及び北は鐵原安峽の二郡を以て江原道と境し西は黃海道兎山郡に界し南は長湍麻田漣川の三郡に隣す廣袤東西八里南北六里あり地勢概ね峻險にして分水山脈の餘派郡の北端を走りて江原黃海兩道の界を劃り支脈郡境に蟠りて天然の要害を形成す臨津江は安峽郡より來りて郡内を縦貫し耕地は其流域に點在して概ね肥沃なり位置地勢此の如きを以て陸路交通概ね不便にして唯々臨津江は水勢稍々急なるも舟楫の便を有す住民は農業に従事し偶々雜貨店、酒幕、飲食店等を營むものあり生計概して頗る困難にして粟、麥を常食とす戸數四千七百餘、人口二萬三千餘あり産物は米、麥、大豆其他の雜穀、荏、麻、煙草及び紙等なり

**朔寧邑** 郡の中央に位し背面山を負ひ臨津江に面す交通頗る不便なるも臨津江は邑を距る上流數里にまで溯航し得べく之を以て運輸交通に資す内地人十餘

人朝鮮人二百餘戸、九百餘人あり、邑民は主として農を以て生業とし、生計裕ならず、大小豆、麥、煙草、梨、馬、豚等を産す。郡廳、守備隊、憲兵分遣所及び私立普通學校等あり。

獐頂里 郡内西面にあり、日清戰役當時大島旅團の平壤攻撃に際し朔寧枝隊の屯營せし所なり。

#### 第二十節 安城郡

沿革 高句麗朝奈兮忽と云ひ新羅朝白城郡と改め高麗の初め今の名と爲し、縣とす。恭愍王の時郡に陞し李朝太宗王の時忠清道より本道に移隸し、現今に至る。

郡勢 本郡は京畿道中の最南端に於て忠清南北兩道の分界點に突出し、東は竹山郡に、北は陽智郡に、西は陽城郡に接し、南は忠清南道稷山郡に境す。廣袤東西四里南北三里あり、郡内禿山、緒峯起伏し、交通便ならず、道路は安城邑、平澤驛間を除くの外漸く人馬を通するに過ぎず。地味は概して肥沃ならず、住民は農を以て生業と爲せども多くは小作にして收穫の一半は地主に徴せられ、他の一半を以てしては一年の生計を支ふるに足るもの少く、生活困難なり。戸數五千四百餘、人口二

萬六千一百餘あり、農産物は米、大豆にして工藝品としては眞鍮、食器、煙管等あり。安城邑 畧々郡の中央に位し、附近一帯小丘起伏して平野に乏し、明治四十三年平澤停車場に通する四里二十町の道路改修後は人車の交通開け、貨物の運輸に便益を與ふるに至れり。邑は道内屈指の市場地にして毎月二、七日を以て開市し、米穀、魚菜、雜貨、牛馬等の取引盛に行はれ、一市の取引高五千圓乃至一萬圓に及ぶ。邑民は半は農業に従事し、他は商工業を營む者又は日傭労働者にして金融は比較的圓滑なり。内地人五十戸、百四十餘人、朝鮮人千百五十餘戸、五千七百人あり。郡廳、警察署、郵便局、學校組合、地方金融組合、小學校及び公立普通學校等在り。

#### 第二十一節 高陽郡

沿革 高句麗朝の達乙省縣にして新羅朝に至り高峰縣と改稱し、交河郡に屬せり。高麗朝に至り幸州と改め、後ち富平府に屬す。李朝太宗王今の名に改め、成宗王の時郡となす。明治二十八年本郡の一府を漢城府へ移屬し、三十九年楊州郡の一部を割きて本郡に併せ以て今日に至る。

郡勢 本郡は本道の中央より稍々西に偏位し、東は楊州郡に、北は坡州、交河二郡に

隣り南は京城府に接し西南は漢江を挾んで陽川金浦の兩郡と相對し東西南北共に四里の廣袤を有す郡内東部は山嶽重疊し其の他亦概ね丘陵起伏し僅に漢江流域に沿ひて平野を有するも堤塘の設なきを以て河水屢々氾濫し耕地と爲す能はず草坪を存するのみ斯の如く一度開墾せる土地も一朝水害あれば土砂を流下するを以て地味瘠薄となり農耕に適せず人民一般に困難の状態なり蘆苔、蘆笠は本郡の特産物なり戸數六千餘、人口二萬九千餘あり

**高陽邑** 郡の東北に偏位し京義街道に當り京城より馬車を通す住民は主として農耕を以て生業とす邑は元と京義街道の宿驛として旅人の往復頻繁にして隨て經濟狀況は順境なりしか京義鐵道開通後は旅客の往來殆んど杜絶せるを以て邑民は生活上漸く困難の狀を呈せり内地人居住者十戸十五人にして朝鮮人百四十餘戸、六百八十餘人あり郡廳憲兵分遣所、郵便所、私立普通學校等在り

**一山驛** 郡内中面にあり京義線の一驛にして龍山より六哩餘を隔つ地勢東北に山を負ひ西南平坦にして水田沃野多し内地人居住者三十人あり

**掛甲樹碧蹄館** 邑内中央の丘上に掛甲樹と稱する古木あり文祿征韓の役日本軍

屯營し甲冑を掛けたる樹なりと傳ふ丘麓に同役の紀念物として有名なる碧蹄館あり

**惠陰嶺** 邑の北二十町にあり文祿の役小早川隆景此地に陣し明將李如松の大軍を邀撃し之を碧蹄館外に擊破せる所にして名あり

**高峯山城** 邑の西北二里、一山驛を距る約半里にあり高麗朝の築造に係り文祿の役加藤清正の攻落せし所なりと云ふ、山頂に登りて四顧すれば東は活山の青嶺を一眸の中に收め、西北は曠野にして漢江の下流其南を流れ天然の勝景愛すへきものあり山腹に萬景寺の一刹あり

**津寬寺** 邑の東南二里半北漢山麓に津寬寺なる巨刹あり高麗朝の建立に係る

**興國寺** 邑の東方二里の高地にあり亦高麗朝の創建にして幽靜の境地たり

#### 第二十二節 加平郡

**沿革** 本郡は高麗の朝、斤平郡と稱し新羅朝に至り嘉平郡と改め高麗朝を經、李朝に至りて今の名に改む明治二十一年中一度江原道の所管に移り春川郡に合併せられしか七年の後ち京畿道の所管に歸して抱川郡の所屬となり翌年再び分

離して今に至る

**郡勢** 本道の東邊に位し東は江原道鐵原郡に境し西は楊州抱川二郡に、南は楊平郡に北は永平郡に接し、東西南北共に十里の廣袤を有す地勢概して平坦なれども本道中僻陬の地に位し交通不便なり住民は専ら農業に従事し傍ら製紙業蠶業を營む者あり戸數五千一百餘、人口二萬六千あり

**加平邑** 那の中央に位し京城、春川、華川、抱川、楊平に至る通路を有するも途上阪路多く交通概ね不便なり産物は粟、大豆、小豆及び金、銀、銅等にして住民の生活状態は概して困難なり内地人の居住者は四戸十人にして朝鮮人は三百三十戸、千四百九十餘人あり郡廳憲兵分遣所、郵便所、普通學校等在り

第二十三節 通津郡

**沿革** 三韓時代には汾津、重城、守安の三縣たり高句麗の時併せて平淮押縣と爲し新羅朝に至り分津縣とし高麗朝通津縣と改め李朝肅宗王の時府と爲し使を置き李朝開國五百四年の改革に際し郡と爲す

**郡勢** 本道の西邊に位置し東は漢江を隔てて交河郡に、西は江華島と相對し

て其間海峡を爲し南は金浦郡に接し北は漢江を挾んで豐德郡に面す隨て三面水を以て包まれ僅に南方のみ陸地に連接し廣袤東西四里南北五里あり地勢概ね平坦にして耕地多し住民は専ら農業に従事し傍ら製鹽業を營めり郡内一般に舟楫の便を有し石油發動機船又は帆船の出入頻繁にして交通便利なり戸數四千五十餘、人口二萬一百餘あり産物は米、麥、大豆、小豆、鹽、鰻其他の魚類にして又石炭鑛あり

**通津邑** 郡の稍々西北に偏在し南は金浦、陽川を経て永登浦に通し西は江華に向ふ道路あり辛ふして車馬を通す邑の西北一里、市口串面山城里には屢々仁川より石油發動機船又は帆船の回航するものあり邑民は農を主とし一部商業に従事し生活困難なるもの少からず朝鮮人百餘戸、四千餘人あり内地人の居住者は十人を超わす郡廳郵便所、巡查駐在所、私立普通學校等在り

**文珠城** 郡内市口串面城内里に在り今を去る二百四十年前肅宗王の時築城せるものなりと謂ふ

第二十四節 富平郡

沿革 高句麗の主夫吐郡なり新羅に至り長提と改め高麗朝の初め樹州と爲す成宗王園練使を置きしか穆宗王の時之を罷む顯宗王知州事と爲し毅宗王安南都護府を置き高宗王の代桂陽と改稱す忠烈王に及び陞して吉州牧とし忠宣王牧を廢し富平と改め府とす李朝太宗十三年都護府を置き世宗王降して縣令に改め後ち數年にして復舊す近世郡に改め現今に至る

郡勢 本郡は本道中部西海岸に位置し東は始興陽川二郡に接し南は仁川府に界し北は金浦郡に隣し西方一帯海に面す丘陵起伏して郡の三方を繞らし其間平野砥の如く一望十里に涉り田園拓け農産豊穰たり然れども排水の利なきか爲め年々雨季に際し水害を被むること夥し京仁鐵道郡の南部を横貫すれども一般の交通は便ならず住民は農を主とし沿海地方には漁鹽業を營むものあり京城仁川に接運するを以て都會地に於ける奢侈の弊習に感染し淳朴の風を缺き生計上窮乏を訴ふるもの如し産物は米麥其他の穀類大豆鹽魚類等にして素砂附近よりは生果蔬菜を産す黃魚面にある市場は毎月六回の開市にして穀類雜貨及び牛鶏等を取引し商況稍々振へり郡内戸數三千七百人口一萬九千二百

餘あり

富平邑 郡の略々中央に位し富平驛を距る東方一里餘に在り仁川街道邑の西南を過り約三里にして仁川に達す交通稍々頻繁なるも車を通せず京城街道は平坦にして幅員廣く從來往來盛なりしか京仁鐵道開通後は漸く寂寥たり邑民は専ら農を業とし生計困難なるもの少からず穀類の外特殊農産物なく鑛産に銅あり朝鮮人二百四十餘戸一千四十餘人内地人八戸十餘人あり郡廳郵便所巡査駐在所地方金融組合私立普通學校等在り

梧柳洞 水呑面に在り京仁線の一驛にして京城との間十哩を隔つ京仁街道の中央に當り往時繁盛を極めしも今は衰頽す内地人五戸十餘人朝鮮人千四百人あり

素砂 石川面に在り京仁線停車場所在地にして京城より十四哩を隔つ附近耕地に富み果樹蔬菜の栽培盛に行はれ殊に清國人にして斯業に従事するもの甚た多く私立蠶業講習所あり内地人百餘人朝鮮人千三百人居住す

富平驛 所井面に在り亦京仁線の一驛にして京城を距る十七哩總督府專賣局出

張所を置きて附近仁川府朱安面に於ける天日製鹽場を經營す内地人四十餘人、朝鮮人七百六十人居住す

古山城跡 富平邑を距る北方約一里、桂陽山頂に在り文祿の役小西行長の築城に係ると傳ふ、荆榛の間に城址を遺せり、附近眺望佳にして遠く仁川、龍山、永登浦を望み京城亦模糊の間に在り

### 第二十五節 金浦郡

沿革 高句麗時代の黔浦縣にして新羅景德王今の名に改め長堤郡(富平)の領縣と爲し高麗の初め之に因る明宗王に至り監務を置き神宗王元年縣と爲す李朝太宗十四年陽川を併せて金陽縣と稱せしか幾もなくして陽川を割て裕川(始興)に移し本縣は富平府に合せしか後も縣を復置し仁祖王の時陞して郡と爲し爾來現今に及ぶ

郡勢 本道中部の南端に位し東は漢江を隔て高陽郡に對し南は陽川富平二郡に接し西方は海に瀕して遠く永宗島及び其附近の島嶼を望み北は通津郡に隣す廣袤東西及南北共に四里あり地勢比較的平夷にして漢江によりて灌溉に資し

農産豐なり道路は未だ改修を加へざるか爲め車を通せず沿海亦船舶の碇繋に適する地なきも漢江には水運の利あり住民は農を業とし海岸地方には漁業に従事するものあり産物中の第一位を占むるものは米にして年産額一萬石に達し其他麥、大豆を産す、礦物に鐵、黒鉛あり戸數二千三百餘、人口一萬一千四百餘あり

金浦邑 郡内面に在り漢江に沿へり北通津に、南陽川に達する道路故に附近各邑に通する徑路あれども何れも未だ不完全にして貨物の輸送は主として漢江の水路に倚る邑民は農を業とし生活程度低く生計裕ならず産物は郡の農作物に同じ郡廳、警察署、郵便局、地方金融組合、公立普通學校在り

章陵 邑の東南十町を距る章陵山腹に在り李朝元宗を祀る周圍一里餘老松蒼鬱として晝尙ほ暗く幽靜の境地たり

### 第二十六節 永平郡

沿革 本と高句麗の梁骨縣なり新羅朝洞陰と改め堅城郡(抱川)の領縣と爲し高麗顯宗王九年東州(鐵原)に隸す睿宗王始めて監務を置き尋て永興縣と改稱す李



朝太祖三年永平と改め近世に至り郡とし郡守を置き今に至る

郡勢 本郡は本道北部の東端、江原道界に偏在し北及び東は漣川郡竝に江原道鐵原郡に境し南は加平郡に、西は抱川郡に隣し東西八里南北六里の廣袤を有す地形高峻にして丘陵起伏し灌漑の便に乏しく隨て水田少く耕地面積四千五百七十町歩の中畑地三千八百餘町を占む道路の重なるものは僅に京元街道のみ交通は頗る不便なり住民は農を業とし生活概して困難なり産物は麥を第一とし米大豆粟之に亞き又木炭、蔬菜を出す戸數四千三百、人口一萬九千六百餘あり

永平邑 郡の稍々北部邑内而在り北漣川邑に、西楊州邑に通する道路あるも廣狹險夷一ならずして交通不便なり邑民の多數は農を本業とし傍ら日用品の販賣に従事するものあり金融逼迫を常とし生計一般に困難なるか如し産物は米穀、野菜、紙等なり朝鮮人二百七十餘戸千三百餘人、内地人二十餘人あり郡廳憲兵分遣所、郵便所、私立普通學校在り

第二十七節 麻田郡

沿革 高句麗朝には麻田淺縣と稱し新羅朝に於て臨瀾縣となり高麗朝に至り麻

田縣と改め李朝に及びて郡となす明治三十九年長湍郡及び積城郡の一部を割きて本郡に併せ以て現今に至る

郡勢 本道の北部臨津江の上流に位し東は漣川及び永平郡に接し南は楊州積城抱川の三郡に、西は長湍郡に、北は朔寧郡に界す廣袤東西南北共に五里あり僻陬の地に介在し交通便ならざるを以て人民概ね未開にして生活の程度極めて低し農産物は大麥を主とし大豆、米、粟之に亞き又煙草を産す戸數三千三百餘、人口一萬四千九百餘あり

麻田邑 郡の略々中央に位す邑内山陵起伏し道路は凸凹甚しく車を通せず物資の運搬は主として人肩馬肩に倚る臨津江に接すと雖も急流にして舟楫の便なし邑民の大部分は農業に従事するも副業なく生活の程度頗る低く粟、稗を常食とする者多し郡廳郵便所、普通學校等在り

燒岩壁、甕峴古戰場 邑内木津面都監浦に燒岩壁あり臨津江支流の合する處にして燒石を以て兩岸を築き頗る奇觀を呈す邑内又甕峴古戰場あり文祿の役李汝松日本軍と戦ひ苦戦十數日にして遂に敗走したる所なりと傳ふ

第二十八節 交河郡

沿革 檀君の世、宣城と稱し箕子の朝、窟河となし高句麗の時代に泉井口縣とし新羅朝に至り今の名に改め郡となす高麗の時一ひ楊州郡に屬せしか李朝太宗王に至り割て縣となし後ち郡に復す

郡勢 本道の中部西邊に位し東は坡州郡に、南は高陽郡に接し西北は漢江、臨津江を隔てて通津、豐徳、長湍の三郡に而し地形全く袋地に屬す南部は漢江、河流に沿ひ平野を見るも北部は山を以て掩はる廣袤約東西四里南北三里にして本道中の小郡なり京義鐵道は郡の東南隅を走れるも郡内道路の見るべきものなく隨て交通殆んど絶無の有様なり住民は農業に従事するも其大部分は小作人にして毎年三、四月の交に至らは常食に窮する者尠からす戸數三千餘、人口一萬五千三百餘あり農産物は米、麥、大豆を主とす

交河邑 郡の中央部に位し約一里にして金村驛に通す邑民は専ら農業に従事するも土地膏腴ならざるを以て概して貧窮の状態なり郡廳警察署、郵便所、機業傳習所及び私立普通學校等在り

金村 京城の北方二十五哩餘に在る京義線中の一驛なり米、石材及び薪炭を産出す内地人二十餘人居す住

長命山 邑内に在り文祿の役長命と云ふ者義兵を募り此山に陣し加藤清正の軍兵と防戦して戦死せり里人哀悼し其名を取りて長命山と名けたりと傳ふ

第二十九節 陰竹郡

沿革 高句麗朝には奴音竹縣と云ひ新羅朝に至り今の名に改む高麗顯宗王の時一ひ忠清北道忠州に屬し李朝太宗王の時忠州より割きて本道に歸屬せしめ縣監を置きしか明治三十二年郡となし今日に至る

郡勢 本郡は本道の最東南隅なる漢江上流に位し南は陰城郡を以て忠清北道と境し東は驪州郡に、北は利川郡に、西は竹山郡に隣す東西南北共に五里の廣袤を有す地勢概して高峻にして白足山、靈嶽山、老星山、雪城山等の緒峯あり清溪川は竹山郡より來り郡の南を流れて驪州郡に入り漢江に注ぐ地砂礫を混し概して肥沃ならず隨て草生地多く耕地少し住民は専ら農業に従事し産物は米を主とし其他の農産物は漸く地方の需要を充たすに過ぎず生活の程度低くして貧困

者少からず例年四、五月の交に至れば既に雜穀を消盡し僅に野草新芽等を混し飢餓を凌ぐ者あり戸數三千三百餘、人口一萬四千三百餘あり

**長湖院邑** 郡の南端にありて東は忠州に、西は安城、平澤及び成歙に、北は京城に通する要路に當り市場繁盛將來有望の地なり然れども道路狹隘にして交通便ならず郡廳は從來陰竹邑にありしか明治四十四年中此地に移す憲兵分遣所郵便所の外日鮮人共同の精米所等あり内地人十戸三十餘人朝鮮人三百餘戸千三百餘人あり

**孔子廟、雪城山** 陰竹の西端に孔子を祀れる堂宇あり其の西南に聳ゆる雪城山には城趾を存す

### 第三十節 振威郡

**沿革** 本郡は高句麗の時釜山縣と稱し新羅景德王振威と改め水城郡(水原郡)の領縣と爲し高麗朝に至る李朝太祖忠清道より割きて本道に移屬し後ち振威郡と改む

**郡勢** 本道の南部に位置し東は陽城郡に、北は龍仁郡に、西は水原郡に接し南は廣

徳江を隔てて忠清南道稷山郡に境し東西三里南北四里あり東北一帯は山陵起伏し振威川郡の西部を流れ其流域三里の平野を成し遠く平澤の平野に連接す京釜鐵道は郡の中央を縦貫し交通稍々便利なり振威川は滿潮時を利用するときは郡内まで舟を溯行することを得住民は農業を主とし米、大豆を産すれども特産物として見るべきものなく經濟狀況は概して潤澤ならず郡内戸數三千六百餘、人口一萬六千七百餘なり

**振威邑** 郡の東北部、振威川の上流に在り京釜線西井里驛を距る一里、烏山驛には一里餘にして達す又京釜街道に沿へるを以て旅客の往來頻繁なり邑民は農を以て生業とし其産物は漸く地方の需用を充すに過ぎず居住内地人は十五戸五十七人にして郡廳、巡查駐在所、郵便所、興農會社等在り

**西井里** 京釜線中の一驛にして京城を距る南方四十二哩に在り朝鮮人五百三十人、内地人三十人居住す

**釜城** 邑の北方、二北而見山里は高麗の朝鎮營を置きし處にして釜城と謂ひ今尙ほ其跡を存す

平澤驛 郡内丙坡面通峰里に在り京城より四十七哩を隔つ附近の平野は約東西八里南北三里に亘る大地積にして地味膏腴且つ水利に乏しからざるを以て近時内地人の農業に囑目するもの多し内地人七十戸百八十餘人居住し學校組合小學校三井物産京城共同倉庫會社各出張所等在り

## 第三十一節 始興郡

沿革 高句麗の仍伐奴縣にして新羅景德王改めて穀壤と稱し栗津郡(果川)の領縣と爲す高麗の初め衿州と改稱し成宗王團練使を置きしか穆宗王に至り之を罷め顯宗王九年樹州(富平)に移隸し明宗王監務を置く李朝太宗王十四年果川郡と合して衿果縣と爲せしか忽にして之を罷め尋て陽川郡に併せ衿陽縣と稱せしも又一年にして廢止し衿川と名け縣監を置く世祖の朝更に果川と合併せしか是れ亦暫くにして復舊す近世郡に改め始興と稱し郡守を置き今日に至る

郡勢 本郡は本道の中部に位置し東は果川郡に南は安山郡に西は仁川府及び富平陽川二郡に隣し東北部一帯は漢江を狹て京城府に蒞む東西四里南北三里あり東南に衿芝山脈を負ひ冠嶽山巍然として郡東に屹立す地勢概して高く漢江

沿岸に於て平地を爲し水運の利を有す耕地面積二千二百餘町歩ありて田畑殆んど相半し地味は概して粘土質にして肥沃と云ふを得す本郡以西の各方面より京城に通する要衝に當るを以て交通頗る頻繁なり京釜鐵道郡の中部を縦斷し西より來る京仁線と郡内永登浦に於て合し以て南北に通す住民は農を生業とし又商工業に従事するものあり金融稍々潤澤にして生計に困むもの少し産物は米麥大豆其他の雜穀蔬菜薪炭等にして金銀銅鉛等の鑛脈少からざるも未だ採掘に従ふものなし郡内戸數二千九百餘人口一萬六千三百餘あり

永登浦 郡の北部に位し京城より五哩餘仁川を距る十九哩餘に在りて京釜京仁兩鐵道の分岐點たり前方數里に亘る肥沃の平野を擁し好箇の農耕地たり然れども其一部は漢江氾濫の爲め時に作物を浸すを遺憾とす邑民の多數は農を生業とし商工業及び日稼人の數と相伯仲す内地人は主として驛の附近に居住し店舖櫛比し内地式小市街を成す通信交通の便器々備はる金融圓滑にして生計概して困難ならず産物は米穀蔬菜醬油煉瓦土管等なり明治四十四年始興邑より此地に郡廳を移す其他警察署監獄分監郵便局學校組合地方金融組合小學校

普通學校在り朝鮮人二千二百八十餘人内地人六百五十人居住す

始興 郡の南部に在る京釜線の一驛にして京城を距る十一哩山間の一平地たり

三幕寺 始興驛の東方約一里半の地に冠嶽山在り山は始興郡の東方に連る山脈

中の最高峰にして其南端に聳ゆる三聖山は海突三千尺の峻峰なり峰上には漢

の宣帝五鳳五年(千九百六十餘年前)の建立に係る三幕寺と稱する古刹在り僧侶常

に三十人内外居住す山上に到れば遠く仁川灣を一時の中に收め南漢山及び北

漢山と對向し漢江の流れ山脚を圍繞して風光頗る絶佳なり

虎伏寺 冠嶽山聯峰中の衿芝山上に在り周圍に青苔に包まれたる城壁あり中に

長さ十三間幅七間の池あり壬辰の役日本軍司令部のありし所にして池は日本

軍か飲用水を得るため開鑿したるものなりと傳ふ

放鶴亭 永登浦驛を距る東方三丁の小丘上に在り漢江支流に蒞む一亭にして明

治三十六年中韓國皇室の建造に係る娛樂所にして帝の來遊毎に數多の鶴を放

ち其高く翔翔する様を觀覽せらる因て此名あり

第三十二節 積城郡

沿革

高句麗朝の七重縣たり新羅の朝重城となり高麗朝に至り積城縣と名け長

湍開城に分屬せしか李朝太宗王の時割て縣監を置き明治二十八年今の名に改

め郡となす

郡勢

本道の北部中央に位置し東南は楊州郡に、西は長湍坡州二郡に接し北は麻

田郡に隣す廣袤東西五里、南北四里あり東南部に紺嶽山連互重疊せるため地勢

概ね峻嶮なり耕地面積は本道中最少にして僅に三百町歩に過ぎず交通不便の

僻地なるを以て人民多くは頑迷にして産業に努むる氣力に乏しく人烟稀薄に

して戸數二千三百餘、人口一萬八百餘に過ぎず且つ生活の程度極めて低し産物

は大豆、土器、木炭及び銅とす

積城邑

郡の北東に偏し郡廳、憲兵分遣所郵便所及び私立普通學校等あり邑民は

専ら農業に従事すれども穀類の産出少きかため生活困難にして粟、稗、麥を以て

常食とす金融圓滑ならず一回の市場取引高僅に二十圓内外に過ぎず内地人居

住者は三戸五人にして朝鮮人戸數百三十、人口三百三十なり

薛仁貴碑、鳳岩寺 邑の東側紺嶽山巔に唐の薛仁貴の碑あり山腹の巖窟は即ち薛

仁貴の穴居せし所なりと傳ふ窟の北に當り八十年前の建立に係る鳳岩寺と稱する寺刹なり

第三十三節 果川郡

沿革 高句麗の栗木郡一名冬斯盼なり新羅景德王改めて栗津郡とし其後ち富林、富安と稱せしことあるも年代詳ならず高麗の初め果州とし顯宗王の時廣州に屬し後ち監務を置く李朝太宗王初めて果川と名け縣監とす尋て衿川(始興郡)と併せ衿果と稱せしも幾もなくして分立し世祖王の時再び衿川に合せられしも亦須叟にして復舊す太皇帝の時縣を廢して郡とし以て今に至る

郡勢 本道の中央より稍々西に偏位し東は廣州郡に、北は漢江を隔てて京城府と相對し西は始興郡に、南は水原安山二郡に隣す地形南北に長く西東に狭くして冠嶽山脈郡の西北より南に至り屹然高峯を成す山中奇岩怪石多く水清澄にして風景絶佳なり京城より水原に通する道路は郡の中央部を東南に貫通し京釜鐵道は郡の西端を、京仁鐵道は郡の北隅を過りて陸運の便に資し北には漢江の大流を控へて舟楫の利大なり土地概ね高燥なるも灌溉の便に富み旱魃の患少

し住民は農を業とし少數の商工業に従事するものあり生活の程度低し農産物は米、麥、大小豆、粟、粟等にして又薪炭、瓦、土器を産す鑛産には金、銀、砂金、砂鐵あり郡内戸數四千百餘、人口二萬二百餘あり

果川邑 郡の中央、郡内面にあり京釜鐵道に近く京城を距る三里餘、南五里にして水原に達す東方五里廣州邑に、西三里半始興邑に通する道路を有するも京釜街道を除くの外は坂路急峻挽車を通せず邑民は専ら農業に従ひ米、雜穀を産すれども特殊産物に乏しく生計概して困難なり朝鮮人二百三十餘戸、一千二百餘人にして少數の内地人あり郡廳憲兵分遣所郵便所、私立普通學校等在り

軍浦塙驛 郡の南端に在り京釜線の一驛にして京城を距る南方十八哩なり古來當地方唯一の市場たり附近山陵多く薪炭の産出少からず朝鮮人四百餘、内地人五十人あり

安養驛 郡の西方下西面に在り京城の南方十四哩餘に位する京釜線の一驛たり附近耕地に富み穀物及び粟を出す内地人の居住者二十人なり

鷺梁津驛 郡の東北隅に偏在する京釜線停車場所在地にして東南に山を負ひ北

面漢江の流れを隔てて京城を展望し龍山、麻浦一帯の地近く眸底に在り此地陶土を多産し古來陶器の製作地たり煉瓦及び瓦製造工場あり此地又仁川水道の水源地にして遠く二十哩の同地に給水す内地人二百人あり

遷々臺 軍浦場驛の東方一里に在る五峯山は老樹鬱蒼風光明媚なり昔正祖大王水原華山に幸し歸途此地に到り其景を望見し徃徊去る能はさりしか爲めに此名ありと云ふ

月波亭 鷲梁津驛前面の高地に在り今を去る三百年前の建築に係り結構精巧を極む元と韓國皇帝の別邸にして漢江の清流を瞰下し風景に富めり今は内地人の所有に歸す

忠書院 鷲梁津驛の側面に在る一院にして李朝英祖王の建設に係り四忠臣を祀る故に四忠書院とも云ふ

### 第三十四節 漣川郡

沿革 高句麗の木工達縣一名熊閃山縣にして新羅の朝功成と改め鐵城郡(鐵原)の領縣とす高麗の初め改めて漳州(又瑋州)と稱す成宗王十四年團練使を置きしか

穆宗王之を罷む顯宗王九年東州(鐵原)に屬し明宗王五年始めて監務を置き忠宣王の時名を漣川と改む李朝太宗王に至り縣監と爲し尋て麻田縣に併せ麻漣縣と稱せしか二年の後復た割て縣とす近世郡とし今に及ふ

郡勢 本道の東北に偏在し西及び南は麻田、永平二郡に、北及び東は朔寧郡並に江原道鐵原郡に境す東西約十里、南北約五里あり郡内山嶺起伏し地勢概して東北に高峻にして南部に低く臨津江の支流あるも灌溉の便少く耕地面積は二千八十町歩を有するも其大部分は畑地なり漣川邑を集點として四隣に通する道路あるも何れも不完全にして車を通するは頗る難事なり京元鐵道本郡を通する豫定なるを以て之か開通は本郡の發展に資すること多大なるへし住民は専ら農を業とし生計の度は劣等なり米、麥、大豆、粟を産す戸數三千人口一萬八百餘あり

漣川邑 郡内面に在り京元線の豫定驛にして開城に十五里を隔つ京城との來往は京義線汝山驛を経るを最も便とす臨津江に依りて高浪浦、汝山に舟運の便あるも交通概して便利ならず氣温は酷暑華氏九十二度、極寒零下四度に及ぶこと

あり特種産物なく内地人三十餘人居住す郡廳郵便所憲兵分遣所普通學校在り

第三十五節 陽智郡

沿革 本郡は高麗の朝水州(水原)の部屬たりしか李朝に至り陽智縣と爲し近世に至り郡に改め以て今日に及へり

郡勢 本道の南部に位し東は利川郡に南は竹山安城陽城の三郡に西は龍仁郡に北は廣州郡に隣し東西四里南北五里の廣袤を有す地勢到る處山嶽重疊し僅に東南方の一部に平野を見るのみ京釜街道は郡の中央を過ぎるも交通は概して便ならず住民は専ら農業に従事するも土地瘠薄にして收穫量少く生計一般に困難なり農産物は米、麥、大豆及び煙草にして又土器を産し鑛産物に砂金あり郡内朝鮮人二千五百餘戸一萬千餘人居住す

陽智邑 郡の中央部に位し京釜街道に沿ひ水原邑との間車馬を通し貨物の輸送に便す邑民は主として農業を營むも多くは小作にして生計裕ならず内地人六戸三十餘人朝鮮人二百五十餘戸一千六百六十人あり郡廳憲兵分遣所私立養蠶傳習所及び私立學校等在り

第三十六節 陽城郡

沿革 高句麗時代の沙伏忽にて新羅景德王赤城と改め白城郡(安城)の領縣とす高麗初朝今の名に改め縣と爲し顯宗王九年水州(水原)に屬し明宗王監務を置く李朝太宗王改めて縣監とし忠清道より移して本道に隸す近世郡に改め今に及ぶ郡勢 本郡は本道の南端に偏在し東は安城郡に北は龍仁郡及び陽智郡の一部に西は振威郡に接し南は廣徳江を隔てて忠清南道稷山郡に對す廣袤東西四里南北五里あり郡内山陵少からざるも平地其間に散在し河流ありて灌漑の便多く水田面積は畑に二倍し米産年額九千石、麥二千石あり住民は質朴にして農を業とし生活の程度は低劣なり郡内戸數二千七百八十餘、人口一萬二千七百餘あり産物は米、麥、大豆、棉花、大麻にして鑛産物に金、砂金あり

陽城邑 郡内面に在り西振威に東安城に通する道路を主要なる者とす其間險阪なきも其他は徑路にして交通便ならず邑民は農業に従事し間々商業を營む者あり内地人の居住する者は未だ十人に達せず郡廳郵便所私立普通學校在り

第三十七節 陽川郡



沿革 高句麗の齊次巴衣縣にして新羅景德王孔巖と改め栗津郡(栗川の領縣とし  
高麗朝顯宗王九年樹州(富平)に屬す忠宣王二年今の名に改め縣令を置き李朝末  
葉に至り郡と爲す

郡勢 本郡は本道の中央より稍々西に偏位し西北は金浦郡に西南は富平郡に、東  
南は始興郡に隣し東北は漢江を隔てて高陽郡に對す廣さ東西三里南北二里に  
して道中の最小郡たり地勢概して南部に高く北部に向て低下し耕地面積千三  
百六十餘町歩に過ぎざるも割合に農産多く米九千四百石麥二千石大豆一千石  
を産す道路未だ不完全なるも漢江舟楫に倚り運輸に便す住民は専ら農業に従  
業するも大部分小作にして生活の程度高からず金融圓滑ならざるを常とす郡  
内戸數千五百餘人口七千七百餘あり産物は米麥大豆粟稗煙草及び若干の川魚  
等也

陽川邑 郡内面に在りて漢江沿岸に位置す永登浦を距る西方二里金浦邑に三里  
を隔つ道路廣からざるも阪崎なくして車を通すべく交通概して便なり邑民は  
農を業とし取引は直接京城と之を爲し且つ金融組合機關を缺けるか爲め邑内

の商業不振なり米穀の外特種の産物なし朝鮮人百七十餘戸八百餘人内地人十  
餘人居住す郡廳郵便所私立普通學校等在り

### 第三十八節 喬桐郡

沿革 元と高句麗の高木根縣(一名高林)にして新羅景德王今の名に改め穴口郡(江  
華)の領縣と爲し高麗明宗王の時監務を置く李朝太祖に至り萬戸を置き知縣事  
を兼ねしめしか尋て縣監に改む後世郡と爲し今に至る

郡勢 本郡は本道の東端に位する喬桐島及び附近の島嶼より成り西北は黃海道  
の延安、白川二郡に對し東南は江華郡に面す郡内山陵起伏するも其間平地少か  
らす耕地面積千六百四十餘町歩ありと雖殆んど灌溉の便なく陽川郡と共に本  
道中最も住民の少數なる郡とす人民は概ね惇朴にして農業に従事す戸數千七  
百餘人口八千七百餘あり産物は米麥大豆を主とし其他莞蔴大麻及び鶏を産す  
喬桐邑 喬桐島は一名を鐵雲島と云ふ江華島の西に在り廣袤東西三里南北一里  
半華蓋山其中央に聳立す本土との交通は江華島を経て仁川に達するものと、黃  
海道延安郡に直通するものとあるも沿岸潮流急激なるか爲め潮時を利用して

渡航するを例とす。邑は島の南方海濱に在り。邑民は農を業とし生活の程度は頗る低し。朝鮮人百三十戸、五百六十餘人、内地人十數人居住す。産物は穀類及び莞紋、蓆なり。郡廳、巡查駐在所、公立普通學校在り。

**晏海樓** 邑内に在り。今を去る二百四十餘年前の建設に係るものにして、當時舟師を備へ西海の防備に當らしめたる所なりと云ふ。

### 第三十八章 忠清北道

**沿革** 古へ馬韓の地なり。三國の世、百濟其中部に占據し、新羅南方を領し、高句麗東北部を占領し、互に争奪を事とせしか。終に皆新羅の併す所と爲る。高麗成宗王半島を分ちて十道と爲すや、本道は當時中原道たり。睿宗王の時には河南道(忠清南道)と合併して楊廣忠清州道と爲り、忠肅王改めて楊廣道と爲し、恭愍王の時、忠清道とし、李朝太祖及び太宗王の時、各其區域に變更ありしも、依然忠清の名を襲へり。後ち公清道、洪忠道等と改稱して、再び忠清道に復せしか。太皇帝(明治二十八年)の時、道を廢し、半島を二十三府に分ち、各觀察使を任差して之を管領せしめたる。

時本道は忠州府の所管たりしも、翌年又府を廢し、十三道を置くや始めて忠清北道と名け、忠州を以て其首府とす。明治四十一年、忠清北道廳の所在地を清州に移し、十八郡百九十九面を管せしめ、爾來今日に及へり。

**位置廣袤** 東は慶尙北道に、西は忠清南道及び全羅北道に、南は慶尙全羅兩北道に、北は京畿及び江原二道に、境す。東西凡そ三十六里半、南北四十里二十町餘、面積約四百九十五方里あり。

**地勢** 四境山嶺に圍まれ、沿海線を有せず。管内山陵起伏し、平野少く、唯々西北方面に至りて稍々眼界の展開するあるのみ。

**交通** 本道交通機關の門戸は京釜鐵道に沿へる烏致院、美江、沃川、伊院、增若、永同、黃澗及び秋風嶺の八驛なり。古來朝鮮の三大街道中の二は本道内を貫通し、路上は高低少からさるも地勢の峻嶮なる割合には寧ろ平夷なり。然れども人車の通するは烏致院、清州間に止まり、其他は旅客貨物皆な人肩馬背に倚らざるを得ず。河川は少からさるも舟楫の便あるものは、漢江の一流のみ。橋梁は何れも不完全にして、僅に人の通行に堪ゆるに過ぎず。

住民 道内古來兩班儒生の居住するもの多く往時廟堂の材は本道の出身に係る者多しと稱せられ一般人民を感化し尙學の風比較的盛なり隨て新教育熱も亦頗る高く公私立學校の新設せらるるもの少からず儒教の社會的勢力は今尙ほ悔るへからざるものあり耶蘇教は清州地方を根據とし漸く盛なるの風あり佛教は未だ言ふに足らざるか如し住民は農業を主とするも概ね小作人にして生活の程度低く貧困者頗る多し管内朝鮮人十二萬一千餘戸、五十四萬七千餘人、内地人九百餘戸二千二百七十人、外國人四十戸百人あり

産業 道内地味は概して瘠悪ならず殊に清州の野は古來農産地として名あり水田面積は約四萬七千九百餘町歩、畑八萬九千二百町歩にして農産物年額は米約二十五萬五千石大豆五萬八千石、麥十五萬七千石なり農家の副業は養蠶、養蜂、麻、棉、煙草等の栽培及び簡易なる工業なり  
市場は管内に約五十あり大邑にあらざれば常設の店舖なく日常必需品は皆市日に於て購買すること他道に於けると同じ商民の數全道を通し約八千五百人なり

工業は寧ろ農家の副業といふへく多少技術ある農民か農閑に製作するに過ぎず獨立せる工業は殆んど皆無なり其種類は機業及び紙、簾、陶器の製造等なり  
民は道内約六千五百人あり

忠州以東の僻陬地に至れば山野は稍々林相を呈するも其他は概して禿山又は稚松倭櫟僅に山骨を掩ふのみ然れども晩近愛林の思想を喚起したるもの如し

砂金は道内到る所に産し殊に清州文義二郡の産良質なり又黒鉛を産す其他金、銀、鑛、炭酸泉等あり

牧畜は亦農家の副業にして主として牛を飼ふも獨立營業するものなし

産物 米、麥、大豆、麻、棉花、莞草、煙草、蜂蜜、楮、麻布、紬、紙、陶磁器、砂金及び黒鉛等なり

#### 第一節 清州郡

沿革 百濟の上黨縣にして一に娘臂城又娘子谷と云ふ新羅神文王の時西原小京を置き景德王の時西原京と爲す高麗太祖初めて清州と稱し成宗王の時初め牧とし後ち節度使を置き全節軍と號し中原道(江原道)に隸す顯宗王の時改めて按

撫使と爲し其後牧に復す李朝世宗王の代一度ひ觀察府を置きしも世祖王に至り鎮とす朝鮮を八道に分割し公州を以て忠清道の首府と爲すや清州は茲に郡と爲る後ち忠清道南北に分たれ北道觀察使忠州に駐まるや清州は北道の一郡として忠州觀察府の所屬と爲れり明治四十一年五月清州は忠州に代りて忠清北道の首都たり四十三年八月日韓合併後尙ほ忠清北道の首府として道廳所在地となり以て今日に至る

**郡勢** 本郡は本道の中央部に位し東は慶尙北道の尙州開慶及び槐山三郡に境し南は文義懷仁兩郡に隣り西は忠清南道の蕪岐全義木川三郡に境し北は鎮川清安の二郡に接す廣袤東西七十里餘南北六里餘あり郡内山陵起伏するも又肥沃なる平野を有す所謂清州の平野と稱するもの是なり河流少からずして灌溉に利するも舟楫の便に乏し住民は農を業とし近來養蠶を副業と爲すもの少からず郡内朝鮮人一萬九千餘戸八萬九千四百餘人内地人二百六十戸七百五十餘人あり産物は米、麥、大豆、棉、麻、莞草、明細綿糸、蔗、陶磁器、金、砂金、畜類等なり

**清州邑** 郡の西部中央に位し一名を青州と稱し忠清北道廳所在地なり京城を距

る東南三十里京釜線烏致院驛を距る東方四里半巨大菴麓に在り北は鵝川の流に臨み西は一帶の山脈逶迤して南に走る川の東南は平野開濶廣袤四里に互り地味膏腴にして鵝水此に灌溉し農産豊穰たり然れども水害を被むるを遺憾とす此地京釜街道に沿ひ旅客の往來繁く商業亦盛にして本道第一の市場たり古來春秋二期に大市を開くの慣例あり氣候適順にして夏季最高氣温九十四度冬季最低十三度なり邑内朝鮮人八百八十餘戸五千餘人内地人百五十餘戸五百餘人あり産物は米、麥、大豆、砂金、煙草、牛等にして郡廳、地方裁判所支部、區裁判所、憲兵分隊、警察署、郵便局、監獄、分監學校組合、地方金融組合、農工銀行支店、小學校、公立普通學校等在り

**龍頭寺** 邑内に在り新羅朝の創建に係るも今は廢絶し唯々銅橋を殘す橋は三十の鐵管を積みたるものなりしか今尙ほ二十を遺せり清州を舟とし此銅柱を橋と爲し行舟の形を表したるものなりと傳ふ

**上黨城** 邑の東北二里の山頂に城壁あり百濟上黨城の古址にして今の城壁は李朝肅宗王の時重築したるものなりと云ふ制勝堂、輔和亭を殘せり城内田畑あり

清泉あり約三十戸の鮮民居住す

華濟嶺 邑を距る西方約半里に在り文祿の役守將趙憲此地に陣し日本軍を防戦したる所なり邑の西門外に碑あり題して倭寇碑と云ふ高さ丈餘幅三尺碑面に趙の戦功を刻せり

金鷄山 邑の南方二里餘に在り李朝第七世世祖王俗離山に行幸の時遙に此山を望見し金鷄の飛翔するか如しと云ひ遂に一寺を創建し金鷄寺と稱すと傳ふ  
落影山 邑の東方八里俗離山麓にあり傳へ謂ふ唐の時此山影中原に落つ氣を望むもの出て彌勒佛像を峯巒の上に畫く由て此山名ありと六峯天を突き怪岩地に蟠るの狀絶景なり山中華陽洞あり岩上非禮不動の四字を刻す清泉奇石多く屈指の勝地なり

第二節 忠州郡

沿革 高句麗の國原一名未乙省にして新羅之を略し眞興王玆に小京を設け貴戚の子弟及び六部の豪民を徒す景德王中原京と改名し高麗太祖に至り今の名と爲す成宗王收を置き尋て節度使を駐派し昌化軍と號し中原道(江原道)に隸す顯

宗王之を廢して安撫使とし後ち八牧の一と爲す高宗王國原京と改め其後再び牧とす李朝世宗王一ひ觀察使を置きしか尋て之を罷め世祖王の時鎮を置く後ち久しく忠清北道の首都となり觀察道廳所在地たりしか明治四十二年道廳を清州に移すや郡と爲り以て今に至る

郡勢 本道の北端に位し東は清風堤川二郡に接し南は延豐槐山兩郡に西は陰城郡に隣し北は京畿道驪州郡及び江原道原州郡に境す東西凡そ十六里南北凡そ七里あり本郡は烏嶺竹嶺二大山脈の會合する所にして郡内峯巒重疊四方に盤曲す地勢概して東南部に高く北部に低きを以て河流は總て北流して原州の興原江に注ぎ漢江の上流を爲す地勢此の如きを以て西南方清州に通するものを除くの外道路概ね險惡にして交通便ならず住民は農業を主とし商業に従ふ者亦少からす米一萬五千石麥大豆各八千石を産するの外棉麻煙草莞草木綿紙牛豚金鐵等を出す

忠州邑 郡の中部漢江の上流に位し京城を距る東南二十八里清州邑の東北十五里に在り古來半島中最も兩班の多き地として知らる京釜線烏致院驛より十九

里の間道路平夷にして急行二日を以て達す邑より漢江の流に従て下れば二日を出てすして龍山に着す邑の南方一里に北倉と稱する一津浦あり此地に京城より貨物を輸送し來り忠州は此等貨物の集散地たるを以て商業盛なり朝鮮人二千五百内地人二百餘人あり集散貨物の重なるものは米、麥、大豆、薪炭、煙草、木綿、雜貨等なり郡廳、憲兵分隊、學校組合、郵便局、區裁判所、地方金融組合、小學校、公立普通學校等在り

忠州城 今を距る四十年前の築造に係り當時四樓門を設け守衛を置きしか明治二十七年東學黨の兵火に罹り民戸の大半と共に灰燼と爲れり

南山城 南山峯に在り傳へ曰ふ高麗時代自ら國王と號せしもの此城に據れりと山頂よりは忠州邑内を瞰下すべく眺望佳なり

逢峴城 邑西數町の地、今其遺址あり後百濟王甄萱一時此城に據れり

彈琴臺 古昔神仙の彈琴の遊を爲せる所なりと傳ふ文祿の役將申稔の陣營を置きし地たり

丹月里 邑の西南に在り文祿の役日本軍此地に次し加藤清正、小西行長と京城攻

撃の先鋒を争ひたりと云ふ

### 第三節 陰城郡

沿革 高句麗時代の仍忽縣にして新羅に至り今の名に改め黑壤郡(鎮川)の領縣とす高麗の初め雪域と稱し忠州に隸屬し後ち監務を置き李朝太宗王改めて縣監と爲す文祿役の後ち一度ひ廢縣となり清安に屬せしか光海君の時分ちて縣とし近世郡に改め以て今日に至る

郡勢 本道の西北部に位し東は槐山、忠州二郡に接し南は清安郡に、西は鎮川郡に、北は京畿道の竹山、陰竹兩郡に境す東西五里半、南北七里半の廣袤を有す郡内山陵起伏し地形中部に高く四境に向て低下し平地に乏しからず耕地面積七千町歩に達し米産額は本道中第三位を占む、朝鮮人九千六百餘戸、四萬八千二百餘人、内地人五十人居住す産物は米、麥、大豆、棉、煙草、紙、金銀鑛等なり

陰城邑 郡の東部に位置し忠州、陰竹、鎮川、清安等の諸郡に通する道路を有し交通比較的便利なり邑内耕地多く地味亦肥沃にして農耕に適せり邑民は農業に従事し傍ら養蠶を行ひ又商業を兼營するものあり内外二箇の市場を有し物貨の

取引盛なり郡廳警察署郵便局地方金融組合公立普通學校等在り

自起石 邑西二里半に在り穹狀を爲して路上に跨り長さ三丈に達す

#### 第四節 鎮川郡

沿革 高句麗の今勿奴郡一名萬努郡(或は首知又新知と云ふ)にして新羅之を併合して黒壤郡と爲す高麗の初め降州と稱し後ち鎮州と謂へり成宗王刺史を置きしか穆宗王に至り之を廢す顯宗王の代清州に併せ高宗王の時割て彰義縣とし縣令を置く元宗王義寧と名け郡となし尋て鎮州監務とす李朝太宗王始めて鎮川と改め縣監を置き燕山君の時一度ひ京畿道に移隸せしか中宗王に至り再び本道に復歸し以て今に至る

郡勢 本郡は本道の西北隅に位し東は清安清州二郡に接し北は陰城郡及び京畿道竹山郡に南は清州郡及び忠清南道木川郡に境し西は木川郡並に京畿道安城郡に界す東西四里半南北六里半の廣袤を有す山脈は多く北東忠州方面より來り西走して清安郡に入り支脈郡内に盤互して頭陞吉祥深谷大門脇呑萬努の諸嶺を成す注川は源を北方陰城郡に發し郡の中央を流れ清州に往て鵲川に注く

地勢此の如くなるを以て道路險惡にして人馬の往來困難なり住民は専ら農を業とし生活狀態概して裕ならず耕地は主として注川流域に點在し其面積本道中各郡に冠たり戸數七千七百餘人口三萬六千九百餘あり産物は米麥大豆其他の雜穀棉煙草蔴にして又砂金を出す

鎮川邑 郡の中央に位置し京釜街道に沿ひ東清安に西木川稷山安城に北陰城等の諸邑に達する通路あるも峻阪多く交通不便なり邑民は農業を主とし傍ら商業を營むものあり戸數二百七十人口千五百内地人二十餘戸四十餘人あり郡廳憲兵分隊郵便局地方金融組合公立普通學校等在り

萬努山 邑の西方四里に在り新羅の名將金庾信の古戰場たり

#### 第五節 沃川郡

沿革 新羅朝の古尸山郡なり景德王の時管城郡と改め高麗朝顯宗王の時京山府(星州)の所屬たり仁宗王の時縣令と爲し明宗王に至り一度廢縣せしか忠宣王沃州と改稱して知事を置き李朝太宗王初めて今の名と爲し慶尙道より本道に移隸せしめ近世に至り郡とす

郡勢 本道の南部に位し東は永同、青山二郡に接し南及び西は全羅北道の錦山郡、珍山郡及び忠清南道の懷徳郡に境し北は懷仁、報恩兩郡に隣す廣袤東西六里餘、南北八里餘あり俗離山の支脈北より來り徳裕山脈南より入りて郡内に入る處に起伏するを以て平地に乏しく耕地面積は本道各郡中最も少し然れども河川多く灌溉の利に富めるを以て農産物は比較的にし京釜鐵道郡内を貫通するも一般の交通は不便なり住民は農を業とし生活の程度低し郡内朝鮮人六千五百戸二萬七千餘人内地人二百三十餘人あり農産物は米、麥、大豆、棉、煙草、麻等にして鐵産には金、黒鉛、砂金等あり

沃川邑 一に管城と云ふ京釜線中の沃川驛を距る二十餘町に在り俗離徳裕二山脈の間に介在し附近に錦江の支流を有するも舟楫の便なし道路は概して險惡にして交通便ならず市場ありて二、七の口開市す集散貨物は米、大豆、薪炭、木綿、麻布、煙草、雜貨等なり邑内朝鮮人三百三十戸一千五百二十人内地人二十餘人居住す郡廳、郵便所等在り

沃川驛 郡内面に屬す京釜線中の一驛にして釜山を距る百五十九哩餘沃川邑と

の間二十餘町を隔つ憲兵分隊郵便所學校組合小學校等在り内地人朝鮮人孰れも百二十餘人居住す

伊院驛 伊南面に在り京釜線停車場所在地にして別に伊原と稱す西南に六聖山を控へ北に月平山を負ひ交通不便なり集散貨物は沃川驛に同し内地人四十人朝鮮人四百七十餘人あり

龍巖寺 沃川驛の南一里に在り結構見るへく風光掬すへし

陽山 沃川驛を距る六里の地に在り新羅武烈王の勇將欲連か百濟軍と戦ひ戦死したる所にして名あり

#### 第六節 清風郡

沿革 高句麗の沙熱伊縣にして新羅朝に及び清風と爲し奈堤郡(堤川)の領縣たり

高麗顯宗王の時忠州に隸し後ち監務を置く忠肅王に至り陞して知郡とす李朝顯宗王更に陞して府とし忠州鎮管の兵馬同僉節制使を置けり後世郡に改む

郡勢 本郡は本道の東部に位し東は丹陽郡に、北は堤川郡に、西は忠州延豊兩郡に接し南は開慶郡を以て慶尙北道に境す東西六里、南北五里半あり地勢概して東



北に高く南北に低く白根山南方に登へ錦繡、義巖、錦屏、大徳、飛鳳等の諸峯東方より北方に羅列す漢江上流郡内を横貫し舟楫の便あり陸路交通は概して不便なり耕地は主として西南部に在り住民は農を以て生業と爲せとも麥、大小豆、米等の農産物は地方の需用を満たすに足るのみ生計一般に困難なるか如し戸數四千六百、人口二萬二千五百餘あり鑛産物に金及び鐵あり

清風邑 郡の稍々北部に位置し西忠州に、東丹陽に通するの外又堤川街道に沿へるも路上峻阪少からず邑民は農を主とし副業として商工に従ふ麥、大豆、棉、紙、油を産す住民二百四十戸一千二百餘人にして郡廳、郵便所、私立普通學校等在り  
錦屏山 邑の北方に在り一名を屏風山と云ふ山中花楓多く遙に望めは燦として錦帳の如し山麓に風穴あり冷風徐ろに生し春夏の候、風勢最も強しと下ること數町にして水穴あり清泉湧出し涼氣磅礴たり

第七節 槐山郡

沿革 高句麗の仍斤内郡にして新羅之を略して槐壤郡を置き高麗朝槐州と稱し顯宗王の時忠州に屬し後ち監務を置く李朝太宗王に至り今の名に改め郡とす

郡勢 本道の中部南方に位し東は延豐郡及び慶尙北道の開慶郡に境し南は報恩清安二郡に接し西は陰城郡に、北は忠州郡に隣す廣袤東西約六里、南北五里餘あり俗離山、烏嶺の支脈來りて郡の東南部に蟠屈し南川、北川の諸流茲に發源して忠州郡に入り漢江に注ぐ地味概して豊饒ならず耕地面積少く産物は穀類を主とするも其産額多からず住民の生活程度亦低し鑛産には金あり郡内朝鮮人五千七百十戸二萬四千九百餘人内地人七十餘人あり

槐山邑 郡の中部に位置し忠州、陰城、清安、延豐諸邑に通する道路を有するも途上概して良好ならず住民は農業を主とし傍ら商業を營むものあるも特種の産物なき爲め金融圓滑ならず移出貨物の重なるものは米、大麥、小麥、大豆にして移入貨物は鹽、干魚、煙草、麻布、甘菴等とす内地人の居住するもの少からず郡廳、警察署、郵便局、學校組合、小學校、私立普通學校等在り

第八節 報恩郡

沿革 新羅の初め三年山郡と云ひ景德王の時三年郡と改め高麗朝保齡と稱し顯宗王の時慶尙道尙州に屬し明宗王監務を置き李朝太宗王に至り今の名と爲し

縣監を置きしか尋て慶尙道より本道に移隸せしむ後ち郡と爲し今日に及へり  
郡勢 本道の中部東方に位し東は慶尙北道尙州郡に境し南は青山郡に、西は懷仁  
郡に、北は清州郡に接す東西六里餘、南北五里半あり俗離山郡の東部に聳立し餘  
脈各方に起伏するも川流多くして灌漑の利に富み耕地一萬一千町歩を越へ米  
一萬五千石、麥一萬石を産す郡民の生活状態は他郡に比し裕なりとす管内朝鮮  
人七千餘戸三萬二千百餘人、内地人六十餘人あり米、麥、大豆、棉花、麻、煙草、明紬を産  
し又黒鉛を出す

報恩邑 郡の東部邑内面に在り四隣各邑に通する道路を有するも車を通せざる  
か爲め運輸交通は人肩馬背に倚らざるへからず邑の市場は本道中第三位を下  
らざる大市場にして毎市來集人三千を算し取引高二千圓を超ゆ邑民は農を主  
とし副業として綿糸、明紬、莞蓆の製造に従ふ移出品は米、大豆、棗、煙草、明紬、綿、蜂蜜  
にして移入品は鹽、干魚、甘藷、金巾、麻布、石油、燐寸等なり郡廳警察署、郵便局、守備隊、  
學校組合、地方金融組合、小學校、普通學校等あり

俗離山 邑東三里に在り九峯突兀天空を摩す故に又九峯山と云ふ地幽邃にして

奇峯あり怪岩あり清泉あり鬱林あり風景本道に冠たり山中に法住寺の巨刹あり  
新羅眞興王の時僧義信の建立したるものなり幽寂の靈地にして奇勝に富み  
小金剛山の稱あり

俗離寺 邑の東北三里半、俗離面に在り本道中の大伽藍なり山より寺に至るの道  
は楓樹左右に並ひ溪水之に沿ふて流れ幽靜の地境たり寺内に大雄殿あり新羅  
朝の建造に係り中に三體の大座佛を安置す高さ一丈五尺、腰圍一丈二尺に達す  
其他五百羅漢、漱水臺、石佛、鐵釜等賞觀すべきもの多し

#### 第九節 堤川郡

沿革 高句麗の奈吐郡にして新羅に至り奈堤又は義原と稱し高麗の初め堤州と  
爲す成宗王の時刺史を置きしか穆宗王之を廢し顯宗王の時原州(江原道)に併せ  
睿宗王に及び監務を置けり李朝太祖王初めて堤川と名け縣監を置き後ち本道  
に移隸し郡と爲す

郡勢 本郡は本道の北端に位し東は永春郡に、北部一帯は寧越及び原州の兩郡を  
以て江原道に境し西は忠州郡に、南は清風、丹陽二郡に隣す東西六里餘、南北五里

餘あり雉嶽山脈は北方原州郡より來り郡の北部に於て紺巖山となり支脈各處に起伏す郡内細流多く合して周浦となり清風郡に入り漢江上流を爲す地勢此の如くなるを以て道路險惡にして車輛を通ずる能はず交通不便なり耕地は郡の中央部の山間溪谷に散在し總面積五千町歩を超わ義林池は堤川邑の北方に位置して灌溉の源をなす住民は農を以て生業とすれども耕地概して豊饒ならず戸數六千四百餘人口二萬七千九百餘あり産物は米、麥、大豆、棉花、大麻、煙草、荏等なり

堤川邑 郡の東部に位し東は永春、嶺越に南は丹陽、清風に西は原州に北は原州の各地に通ずる要衝に當ると雖も路上峻阪多くして交通便ならず邑民は農を主とし副業として商工に従事するものあり毎月二、七日を以て開市す綿布、綿唐木、牛米等の賣買盛にして年額五萬圓を超ゆ朝鮮人百三十戸五百餘人内地人二十餘人居住す郡廳警察署、郵便局、公立普通學校、農工銀行出張所、地方金融組合等在り

義林池 邑の北方一里に在り周回五千八百尺の大池にして道人千勸の築く所なりといふ池邊千勸堂の基址今尙ほ存す其東北崖下に千勸井あり常に清水を湛ふ

第十節 清安郡

沿革 元と清塘及び道安二縣の地なり清塘は一名清淵と稱し高句麗の屬地にして高麗朝の初め清州に屬し監務を置けり道安縣も亦元と高句麗の屬地にして道西縣たり新羅此地を畧し黑壤郡(舞川)の領縣と爲せしか高麗の初めに至り道安の名に復し顯宗王の時清州に屬せり李朝太宗の代に至り兩者を併せ名を清安と命し監務を置きしか近世郡に改め以て今に至る

郡勢 本郡は本道の中央に位置し東は槐山郡に南は清州郡に西は鎭川郡に北は陰城郡に接し東西五里南北三里の廣袤を有す郡の東部に七寶山西南部に頭陀、柵城、金大也峯、座龜の諸嶺あるも又耕地に富み地味膏腴にして農耕に適す礮灘川は北方陰城郡に發源して郡内に入り南方座龜山より發する支流を併せて流域一帶の地を灌溉し清州郡に入る郡内水面積一萬六千町歩ありて其大さ本道に冠たり道路は概して平坦にして交通比較的便なり住民は専ら農業に従事

し經濟狀態圓滑なるか如し産物は米、麥、大豆、小豆、粟、黍、蕎麥、荳蔻等にして重に京城地方へ移出す戸數四千三百餘人口二萬餘あり

**清安邑** 郡の畧々中央に位し東槐山に、南清州に、西鎮川に、北陰城に通する道路を有し旅客の往來比較的繁し邑内土地肥沃にして耕地多く邑民は農業を主とし養蠶を副とするものあり又商業を兼營するものを見る生活狀態概して順境なるか如し産物は米、麥、棉、莞、蓆、木綿等なり邑内朝鮮人六百五十餘戸三千人にして内地人十一戸二十二人あり郡廳郵便所、公立普通學校等あり

第十一節 永同郡

**沿革** 新羅朝の吉同郡にして景德王永同と改め高麗朝成宗王の時禧州又禧山と稱し刺史を置きしか穆宗王之を廢し顯宗王尙州に屬せしめしか明宗王に至り監務を置き後ち縣とし又監務に復せしか尋て之を罷む李朝太宗王の時縣監と爲し慶尙道より移して本道に隸せしめ近世に至り郡と爲し今に至る

**郡勢** 本道の南端に位し東は黃澗郡に接し南は全羅北道茂朱郡に、西は錦山郡に、境し北は沃川青山二郡に隣す廣袤東西五里半、南北六里餘あり郡内山嶺起伏し

流亦少からざるも耕地は田畑を併せて五千六百町歩に達す京釜鐵道郡内を横貫し郡邑を集點として四隣各郡に通する道路を有するも改修を施さざるか爲め交通便ならず朝鮮人七千餘戸二萬七千四百餘人、内地人二百二十人あり産物は米、麥、大豆、棉花、煙草、陶磁器、牛、豚等にして又金、黒鉛を出す

**永同邑** 京城釜山間の略々中央に位する一驛にして釜山を距る北方百四十哩餘なり南に天摩山、笠山、北に朴達山、西に摩尼山ありて山岳四周す毎月四、九の日開市し市況稍々賑ふ朝鮮人一千四百餘、内地人二百五十餘人居住す産物は米、大豆、牛皮、薪炭、柿等にして郡廳、區裁判所、警察署、郵便局、守備隊、學校組合、地方金融組合、小學校、公立普通學校等在り

**深川驛** 邑の北方七哩に在り京釜線の一驛にして山を負ひ川に臨めり附近より石灰石、黒鉛を出す農産物は穀物、蔬菜、果實なり内地人六十人、朝鮮人二百八十餘人居住す

**落花臺** 永同驛の西方二十町餘、錦城山一名芙蓉山の山腹に在り懸崖聳立川に溢み風致に富めり

玉山瀑布 深川驛を距る里餘、玉山々中に在り、高さ十間、直下岩を劈き、噴沫雪を飛はす山頂の眺望頗る佳なり、納涼の好適地たり

第十二節 文義郡

沿革 百濟の時一牟山郡と稱したる地にして、新羅朝燕山郡と改め、高麗朝には清州の所屬たり、明宗王監務を置き、高宗王の時縣令と爲し、初めて文義と稱す、忠烈王に至り一ひ嘉林(林川)に併せしか、尋て復舊し、李朝之に因る文祿役後再び清州に隸屬せしか、光海君の時又縣と爲し、近世郡に改めて今に至る

郡勢 本郡は本道の西南部に位し、東は懷仁郡に隣し、南及び西は忠清南道の懷德公州、燕岐の三郡に境し、北は清州郡に接す、東西凡そ四里餘、南北五里あり、俗離山の支脈東方より來りて本郡に入り、支裂して倭山、丘阜と爲り、各地に蟠在す、京釜鐵道は郡の東部を過り、文義邑より四隣各都邑に通ずる道路ありて、交通比較的便利なり、耕地面積は田一千三十町歩、畑一千三百町歩にして、住民は農業を主とし、傍ら養蠶、養蜂に従ふものあり、管内朝鮮人四千七百餘戸、二萬二千三百餘人、内地人百五十人あり、物産は米、麥、大豆、棉、煙草及び莞草にして、又陶磁器、金、砂鑛を出す

す

文義邑 京釜線美江驛を距る三里餘に在り、邑内戸數五百人口二千三百餘あり、邑民は農業を主とし、傍ら商業を營むものあり、産物は穀物、果實、明紬、蓆なり、郡廳守備隊、郵便所、巡查駐在所等在り

美江 京釜線中の一驛にして、京城より南方八十七哩に在り、驛は公州、燕岐、文義三郡の境界に跨れり、附近は河川多く、沿岸の平野は地味肥沃にして、農産饒多なり、市場は停車場を距る南方五町、錦江河畔にあり、江景より舟楫の便ありて、本道中清州に次く大市場たり、集散品の重なるものを鹽及び穀類とす、内地人五十戸、百六十人、朝鮮人四百七十餘戸、一千八百餘人あり、學校組合、小學校、巡查駐在所在り、**獨樂亭** 文義邑に在り、錦江の清流に蒞み、堂宇莊麗にして、境内風致に富めり、大院君曾て此に遊ひ、觀月の宴を張れりと云ふ

芙蓉寺 美江驛の南方八町に在り、觀月の勝地たり

第十三節 懷仁郡

沿革 百濟の時未谷縣たり、新羅味谷と改め、燕山郡(文義)の領縣と爲す、高麗朝に

至り今の名に改め顯宗王の時一度清州に屬せしか尋て分て懷仁縣と爲し監務を置く李朝太宗王に至り縣監を置き其後更に郡に改む

郡勢 本郡は本道の南部に位し東は報恩郡に、北は清州郡に接し西は文義郡に、南は沃川郡に隣す東西三里、南北四里總面積二萬三千餘町あり俗離山脈東方より來りて本郡に入り九龍山を爲し支脈全部に蜿蜒す楓岩江は南方沃川郡より來り郡の南部を横貫し峨嶺山川は北方より入り中央を過りて楓岩江に注ぐ道路は一般に險阪多く交通不便なり地味は概して礫確にして耕地少く殊に水田に乏しく産米は郡の需用を充たすに足らず住民の生活状態困難なり産物は米、麥、大豆、煙草、棉、黑鉛等とす郡内戸數二千六百餘、人口一萬一千七百餘あり

懷仁邑 郡の略々中央に位し南方沃川及び懷德に、東方報恩に、北清州に、西文義の各郡に達する通路を有するも狹隘にして車を通せず交通不便なり朝鮮人六百戸二千四百餘人、内地人五戸十五人居住す郡廳、憲兵分遣所、郵便所、私立普通學校等在り

第十四節 丹陽郡

沿革 高句麗の赤山縣一名赤城縣にして新羅朝奈堤郡(堤川の領縣たり高麗恭愍王の代丹山縣と改稱し顯宗王の時原州(江原道)に隸し後ち忠州に移屬し監務を置く忠肅王の時今の名に改め郡と爲し李朝之に因り現今に至る

郡勢 本道の東北部に位置し東及び南は豐基、順興、聞慶の三郡を以て慶尙北道に境し西及び北は清風、堤川、永春三郡に接す東西七里、南北四里の廣袤を有す郡内峯嶺重疊し僅に西南部に於て耕地を見るのみにして其面積千三百町歩に過ぎず而も灌溉の便少く水田に乏し道路は險惡にして交通不便なり住民は概して淳朴にして農業に従事し傍ら養蠶を爲すものあり食物は米、麥、雜穀を用ふるも米は漸く半歲を支ふるに過ぎず生計一般に困難なり産物は穀類、麻布、蓆、土器、紙、木炭等にして戸數三千七百餘、人口一萬五千三百餘あり

丹陽邑 郡の中央に位し豐基、聞慶、清風、忠州、堤川、江陵、三陟等四方各邑に通する道路あるも狹隘にして高低多く車を通せず邑民は農業を主とし傍ら商工業に従事する者あるも商況不振にして金融圓滑ならず生活困難なるが如し朝鮮人四百戸、一千七百餘人、内地人三十餘人あり郡廳、守備隊、巡查駐在所、憲兵分遣所、郵便

所、私立普通學校等在り

島潭 邑北二里半にあり水中に三石峯を有し上に石門あり兩邊の巖石柱形を爲し其上相連る其狀虹霓の渡るに似たり附近一帶奇景多し

第十五節 永春郡

沿革 高句麗の乙阿且縣にして新羅朝、子春と稱し奈城郡(寧越)の領縣たり高麗朝永春と改稱し原州(江原道)に隸し李朝の初め割て本道に移し監務を置き太宗王の時改めて縣監を置く太皇帝の世郡と爲し今に至る

郡勢 本道の最北隅に偏在し東は慶尙北道の順興郡に境し南は丹陽郡に、西は堤川郡に接し北は江原道の寧越郡に界す東西七里餘、南北五里餘あり郡内山嶽連互して國望絶高、白阿谷、大華、於羅、加羅等の諸峯聳立す郡の中央部を流れて漢江上流に注ぐ北津、南津二川の流域を除く外は地勢峻嶮にして水田に乏しく交通亦不便なり住民は専ら農業に従事するも米の産出少く生計困難なり戸數三千五百餘、人口一萬五千百餘あり産物は穀類、蜂蜜、石茸、麻、煙草、紙等なり

永春邑 郡の中央に位し寧越、豊基、丹陽、堤川の諸邑に通する道路あるも概して狹

小にして凹凸甚しく交通便ならず多く草芽葛根を食するものすらあり産物は大麻、煙草、木綿に過ぎず朝鮮人二百餘戸一千七百餘人にして内地人は十人を超わす郡廳、巡查駐在所、郵便所、私立學校等在り

玄々門 邑南十町餘温達古城下に在り巨窟豁然として流水之より出つ高さ十餘丈廣さ數間あり舟に乗て入るべく窟内の形狀奇を極む窟門に玄々門の三字を刻せり

第十六節 黃澗郡

沿革 新羅時代の召羅縣なり景德王黃澗と改め永同郡の領縣とす顯宗王の時京山府(慶尙北道星州)に屬し後ち監務を置く恭愍王の時又京山府に還屬せしか恭讓王再び監務を置き李朝太宗王に至り慶尙道より割て本道に移し青山と併せて黃青縣と爲し後ち又分ちて縣監を置きしか文祿役後再び青山に隸し光海君に及びて縣に復し近世に至り郡に改め今日に至る

郡勢 本道の南隅に位置し北及び東は慶尙北道の尙州、金山二郡に、南は知禮郡に境し西は永同郡に接す東西凡そ五里餘、南北七里半の廣袤を有す地勢高峻にし

て東南部秋風嶺は實に南鮮の最高地點を占め山脈の樞軸を爲す郡内到る處峰巒重疊し溪川其間を繞て西北に流下す地勢此の如きを以て京釜鐵道を通するの外一般の交通極めて不便なり耕地は各流域に點在し總面積二千町歩あり郡内朝鮮人三千九百餘戸一萬六千七百餘人内地人二百五十人あり米麥煙草莞草を産し鑛産に黒鉛鑛あり

黃澗邑 京釜鐵道黃澗驛を距る半里に位置す驛は釜山の北百三十一哩に在り附近山峯に鎖され四隣との交通不便なり内地人七十餘戸二百三十餘人居住す産物は薪炭黒鉛等なり郡廳郵便所憲兵分遣所學校組合巡查駐在所小學校在り

秋風嶺 京釜線中の一驛にして同名の山嶺の中央に位置す忠清北道慶尙北道の交界點にして又分水嶺たり嶺と稱するも停車場所在地一帯は坦々たる平野を爲す文祿の役黒田長政此嶺を超て清州方面に向ひたりと云ふ守備隊學校組合小學校等在り内地人百五十人朝鮮人三千人居住す

張智賢碑 秋風嶺驛を距る約半里に在り文祿の役に戦死したる張智賢の碑なり題して司憲府監察贈兵曹參議三槐堂張公殉節之碑と曰ふ

大徳山 秋風嶺驛を距る十町の處に在り巍峩たる峻山にして奇岩怪石重疊す登臨すれば四方の眺望雄壯絶佳なり

寒泉八景 古來黃澗には寒泉八景の稱あり使君峯月留峯山羊壁龍淵臺冷泉亭花軒嶽青鶴窟法尊庵是なり皆岩石岬岨として奇景に富めり

校村 黃澗邑の東方六町に在る一部落なり城址あり頗る形勝の地にして其高處に孔子廟及び駕鶴樓あり

### 第十七節 青山郡

沿革 新羅の屈山縣にして一に突山と云ふ景德王着山と改め高麗朝の初め青山と名け尙州(慶尙北道)に隸す李朝太宗王に至り監務を置き後ち本道に移屬し一年にして更に黃澗に合し尋て復舊し慶尙北道の一部を割て之に併せ郡に改めて今に至る

郡勢 本郡は本道の南部に位置し東は尙州郡を以て慶尙北道と境し南は永同郡に西は沃川郡に北は報恩郡に接す廣袤東西四里半南北三里半あり已城徳義千苞道家文珠等の諸峯郡の四境を繞り邑内川は源を報恩郡俗離山より發し郡内



を西南に斜流して錦江の上流を爲す地勢高峻にして耕地少く交通便ならず住民は専ら農業に従ひ僅少の兩班を除く外貧賤にして生計困難なる者多し産物は柿、棗、棉等にして米麥は地方の需用を満たすに足らず鑛産には黒鉛、砂金あり齊山邑 郡の略々中央に在り邑内川に沿ひ南は永同及び深川に、西は沃川に、北は報恩に東は尙州の各邑に通ずる要路に位するも道路何れも狹隘にして交通便利ならず邑民は農を生業と爲せども特種の産物に乏しく生計概して困難なり朝鮮人二百六十戸一千五百餘人、内地人七戸三十餘人あり郡廳、憲兵分遣所、郵便所、私立學校等在り

虎穴巖窟 邑の南方一里餘に在り巖口漸く一人を通す入ること數歩にして石門あり門内の坑窟際涯なきもの如し

備岩 邑南一里に在り奇岩怪石簇立すること數百仞下に一帶の清潭ありて幽邃の境地たり

### 第十八節 延豊郡

沿革 高句麗の上峯縣なり高麗朝顯宗王改めて長延とし長豊縣と共に忠州に屬

す李朝太祖の時長延、長豊を併せて長豊縣と稱し監務を置く太宗王に至り初めて今の名に改め縣監と爲す世宗及び成宗の時孰れも忠州の一部を割て本郡に附屬せしめ近世に至り郡に改む

郡勢 本郡は本道の東部に位し東及び南は慶尙北道の開慶郡に境し西は槐山郡に、北は忠州及び清風兩郡に接す廣袤東西約四里、南北五里餘あり山脈は慶尙北道より來り主として郡の東部に連互し、鳥嶺、公正、曠陽、馬本、朴達、鷄立等の諸峯を爲す伊火川は源を鳥嶺より發し鷄立川は鷄立山より起り忠州郡に流れ金川江に注ぐ地勢東南部に高く西北に向て漸く低下す地味概して膏腴ならず交通亦不便なり住民は専ら農耕に従事し産物は米、麥、大豆、棉花、麻、煙草等なるも穀類の産額は地方の需用を満たすに過ぎず郡民の生計は一般に困難なり戸數三千百餘、人口一萬三千百餘あり

延豊邑 郡の東南に偏在し槐山、開慶、忠州等に達する道路あるも人馬を通ずるに足るのみ邑民は農を業とし商工業を兼營するものあり、木綿、煙草、莞、蔴、油等を産し生計状態概ね裕ならず邑内朝鮮人八百八十戸三千五百人、内地人は十人を出

てす郡廳憲兵分遣所郵便所等在り

島嶺 邑東二里餘に在り險阻要害の地たり文祿の役小西行長忠州城を陥るるの前尙州より北進して此險を越へたり

### 第三十九章 忠清南道

沿革 古へ馬韓の域なり三國の世百濟其大部を領し高句麗其東北部を占據し新羅部を領し互に爭奪を事とせしか新羅終に之を併す高麗全國を統一し成宗王半島を分けて十道と爲すや本道は當時の河南道たり睿宗王の代には中原道(忠清北道)と合併して楊廣忠清州道と爲り忠肅王改めて楊廣道と爲し恭愍王の時忠清道と稱せり李朝太祖竝に太宗王の時其區域に變更ありしも依然忠清道の名を襲へり後ち公清道洪忠道と改稱して再び忠清道に復せしか太皇帝(明治二十八年)の時道を廢し半島を二十三府に分ち各觀察使を任差し之を管領せしめたる時本道は公州洪州二府の所管たりしも翌年又府を廢し十三道を置くや始めて忠清南道と名け公州を以て其首府とす爾來三十七郡三百九十三面を管し

今日に及ぶ

位置廣袤 北は京畿道に東は忠清北道に南は全羅北道に境し西は黃海に面す廣袤五百七十六方里あり

地勢 道内山陵起伏すと雖も又平原廣野に富めり海岸線延長三百餘裡に及び沿海には島嶼星羅棋散するも潮汐干満の差大なるか爲め船舶の出入及び繫船に便なる大港灣を有せず

交通 京釜鐵道東部を縦貫し湖南線南部を過きり中央には錦江の大河貫流し西北には牙山灣ありて運輸交通の便を助け沿海の津浦には仁川港よりの定期汽船の寄港あり道路は舊來に比し頗る面目を改め挽車を通するもの既に延長七十餘里に達せり

住民 一般に淳朴の風ありと雖も古來兩班多く著名の官吏輩出し京城との關係密接して餘弊稍々常人に及び華美を貴ひ實業を勵むの念慮に乏し儒教及び佛教共微々として振はす基督教信者多し小農者小作人日稼人多數にして生活の程度低し管内朝鮮人十九萬三千七百餘戸八十八萬一千七百餘人内地人七千三

百三十人、外國人七百九十餘人あり

産業 本道は概して氣候溫和にして地味肥沃農耕に適す殊に江景の平野は著名の米産地たり道内水田面積七萬五千五百餘町歩、畑三萬餘町歩を有し米産年額七十八萬七千五百石、麥十九萬石、大豆十萬石等あり

養蠶は農家副業の主なるものにして道内養蠶戸數五千二百に及へるも從來の蠶種は劣等なる三眠蠶にして收繭量少く又絲は手を以て抽出するに過ぎず最近養蠶傳習所、稚蠶共同飼育所の開設と共に漸く新業改進の氣運に向へり

牧畜は牛馬豚を主とし中農以上の副業として毎戸之を飼養せざるはなし

封山として禁伐せられたる處又は僻遠にして運搬の不便なる地に於て森林狀態を爲すに止まり其他は到る處赤裸々たる楮山を見る近年苗圃を設け植樹造林獎勵に努めつつあり

朝鮮人は邑内に於て間々店舗を開き商買を行ふものあるも十中の八九は市場に於てすること他道に於ると同じ道内市場數九十箇所ありて商業取引の中心たり内地商人は大田、公州、江景、鳥致院、論山、洪州等を本據とし清國人は禮山、公州

論山、瑞山等に於て發展せり工業として見るべきものは麻布陶器の製造業なるも共に手工業たるに過ぎず

沿海各郡は製鹽事業に従事する者多く釜屋數三百九十、鹽田三百九十一町歩にして一年の産額二千四百四十八萬斤に及び漁獲高は十萬圓を超わす

鑛物は金、銀、銅及び黒鉛等主なるものにして就中稷山は金産地として名あり採掘法は朝鮮古來の慣行に依るものを多しとす

産物 米、麥、大小豆、粟、蜀黍、棉花、大麻、煙草、荏、牛馬豚、鶏、平目其他の魚類、鹽、麻布及び陶器等なり

### 第一節 公州郡

沿革 元と馬韓時代熊川の地にして百濟に及び國都を此地に置く新羅新文王に至り熊州と改稱し高麗太祖の朝、名を公州と改め李朝仁祖王の時一度公山縣と爲せしか尋て公州に復し其後郡に改め郡守を任置し今日に至る

郡勢 本道の中央より稍々東南方に偏位し東は懷德、燕岐二郡に北は全義、天安、溫陽、禮山四郡に隣し西は大興、青陽、定山三郡に、南は扶餘、魯城、連山、鎮岑四郡に接し東

西八里南北十里面積約六十三方里の大郡なり南部には鷄籠山脈重疊するも其の他は概ね平地を爲し所々に丘陵の起伏あるのみ錦江の本流郡内を横断して舟楫及び灌溉に利し耕地面積一萬二百餘町歩の内水田其過半を占め米麥の産共に道中各郡に冠絶す主要なる道路は公州邑を中心として京釜線鳥致院及び小井里の二驛に通ずるもの竝に魯城を経て江景に達する三條にして何れも車を通ずるに足り尙ほ京釜線芙蓉江驛より錦江の水路に倚り邑を通し扶餘、江景等を経て群山港に達すべく水陸兩運の便比較的便利なり住民の多數は農を以て生業とし商業及び日稼人の數之に次く産物は米、麥、大豆其他雜穀、棉花、煙草、明紬、木綿、生牛、金、銀、黒鉛等を主とす郡内戸數二萬一千六百十、人口九萬三千九百七十あり

**公州邑** 別に熊浦と稱し百濟の故都たり鳥致院驛より六里の間道路平夷にして馬車を通し其他小井里驛及び江景に挽車を通し芙蓉江驛よりは帆船にて達すへし市街は四方山陵を以て圍繞し錦江に臨み頗る要害堅固なり附近平野廣く米穀の外棉花の多産地として著はる又本道中第一の商業地にして春秋二季の大

市は大邱等と竝んで半島中首位を占む市場は毎月一六の日を以て開市し煙草、木綿、酒、牛皮、魚類、生牛、穀菽、雜貨、薪炭類を集散し取引頗る盛なり邑内朝鮮人七萬、内地人千餘人居住す産物は米穀、春布、班紬、仙羅及び柿等なり忠清南道廳郡廳地方裁判所、區裁判所、憲兵分隊、守備隊、警察署、郵便局、監獄、慈惠醫院、日本人會、地方金融組合、農工銀行支店、小學校、農林學校、公立普通學校等在り

**公州山城** 邑の東北方錦江に沿ふ小丘にして昔時唐の熊津都督府のありし所なり仁祖王平安兵使李适の難を此地に避け當時丘上に設けたる雙樹亭今尙ほ存す又三國鼎立の時百濟王の居城となり文祿の役小西行長の屯所たり山上に文祿役の事蹟及び行長敗衄の記事を勒せる三基の石碑あり丘上より公州市街を俯瞰し一方錦江に臨み風光愛すへし今は公園たり

**鷄籠山** 邑の東南四里に在り山上風氣暢開一望公州を瞰下するの概あり山中寺院多く東鶴寺、岬寺等最も大なり岬寺には高さ五十餘尺の有名なる銘塔あり

**麻谷寺** 邑を距る西五里、寺谷面に在り三韓時代の古刹なるも建造物は凡そ百年前に再建せるものなり寺中十二層の石鐵塔あり峰巒嵯峨として樹木森鬱絶勝

の地にして騷人墨客常に絶へず

蒼壁 邑より錦江を溯ること約二里左岸奇岩絶壁楓樹躑躅等鬱蒼とし江流碧淵なる處春秋の景最も愛すへし支那の赤壁に比し古來蒼壁と稱す

第二節 洪州郡

沿革 高麗朝の運州にして成宗王都圍練使を置き顯宗王知州事と爲し後ち今の名に改め恭愍王の時牧と爲せしか再び知州事とし尋て又牧に復す世宗王に至り鎮を置きしか後世廢して郡と爲し今に至る

郡勢 本郡は忠清南道の西方に位し東は鳳首山脈を以て大興郡に、西は月山を以て結城郡に、南は烏棲山脈を隔てて保寧青陽二郡に、北は八峰山により徳山郡に隣し東西七里餘南北九里餘に渉る郡内丘陵起伏するも其間平野に富み地味肥へ農業に適し殊に金馬川兩岸の地は沃野茫茫たり畑地面積は本道各郡中第二位を占め古來農産地として名あり然れども灌漑の利少きと交通運輸の不便なるを遺憾とす人民は概して質朴にして農耕に努め又蠶を飼ふもの少からざるも富裕者稀にして生活に困難なる者多し市場三箇所を有するも取引額大な

らす朝鮮人八千七百餘戸四萬餘人内地人四十餘戸百二十餘人あり産物の重なるものは米、麥、大豆、棉花、大麻、煙草、絹布及び金鐵等なり

洪州邑 郡内州北面に在り往時忠清道か公洪道、忠洪道又は洪忠道と稱せられしより見れば此地か忠州、公州及び清州と共に忠清道に於ける主要の都會なりしを想はしむるも明治二十七年東學黨の災禍並に三十九年閔宗植の亂等の爲め人民離散して今日の狀態を呈するに至れるものとす邑より大興、青陽、徳山、結城等四隣各郡邑に達する道路あるも未だ挽車を通せず市場は毎月六回開市し各市の取引高平均二百圓なり邑民は農を主とし又商業を營むものあり戸數二百五十餘人口千三百あり郡廳、警察署、區裁判所、郵便局、守備隊、學校組合、小學校、公立普通學校、地方金融組合等在り

月山 邑の西方に在り李朝第十四世宣祖王の時鴻山の人李夢鶴亂を作し兵數萬を率ゐて洪州を襲ふ時の牧使洪可臣、民兵を集めて守城の計を爲す幾許もなくして援兵至り李は圍を解て去り終に陣中に斃る時人洪の徳を頌し月山に其木像を造りて功を傳ふ像は今尙ほ現存せり

伽倻山 邑の北方に在り城趾を存す慶長の役加藤清正、鍋島直茂の攻落したる所なり

### 第三節 瑞山郡

沿革 百濟の基郡にして新羅宮城と改め高麗仁宗王縣令を置き忠烈王十年今の名に改め知郡事に陞せ三十四年更に瑞州牧とす忠宣王二年瑞寧府と爲せしか尋て瑞州事とし李朝太宗王十三年再び瑞山の名に復し郡と爲し爾來引續き現今に至る

郡勢 本道の西北に位し東は海美郡に、西は泰安郡に接し北は豊島海に面し南は淡水灣に瀕し本道の北西に斗出せる一半島の中部にして南北西岸共に灣入屈折に富めり東方海美郡より來る山脈は郡内を横斷して泰安郡の界に峙てる八峯山となり支脈南走して搗飛山を隆起し共に相當の高さを有するも其他は大槪丘陵にして耕地多く就中瑞山邑附近の平地は泰安の平地と共に本道沿岸に於ける主要の農産地なり然れども河川乏しく灌漑の利を得ること尠きを以て畑地反別は水田に約六倍せり南岸は干瀉擴延して船舶の出入に不便なるも北

岸泰安郡と共に相擁して形成せる「カロン」灣は兩郡の出入口にして水深七尋を有し仁川との交通頻繁なり陸路は邑を基點として北東唐津に、南東海美に、西方泰安に通するものを主とす住民は多く農を業とし沿岸地方にありては漁鹽業に従事するもの少からず郡内戸數八千三百餘、人口三萬九千餘あり産物は米、麥、大豆、小豆、麻、煙草、煙管、家畜、白魚、烏賊、蛸、牡蠣及ひ食鹽なり

瑞山邑 郡の中央より南に偏位し海美邑を距る三里、泰安邑へ三里、河川邑へ五里を隔つ市場ありて毎月二、七及ひ四、九の日に開き集散貨物は雜貨、布帛、魚藻、陶磁器、牛等を主とし盛なるときは來往者二千を超へ取引高千五百圓に及へり住民は農業又は商業に従ふ民家二百八十餘あり産物は米、穀、麻、煙草、煙管を主とす郡廳、警察署、區裁判所、地方金融組合、郵便所、公立普通學校等あり

### 第四節 河川郡

沿革 百濟の檣郡なり新羅景徳王檣城郡と改む高麗顯宗王運州(洪州)に屬せしめ後ち監務を置けり忠烈王陞して知州事とす李朝太宗王今の名に改め郡と爲す郡勢 本道の西北部に位置し東方の一部は禮山郡に、南は徳山郡に、西は海美郡に、

西北は唐津郡に接し東北一帯牙山灣に瀕す南部に伽倻の山脈連亘し其他山陵少からすと雖も東部には廣袤數里に亘る平野を有し遠く徳山及び禮山の原野と連接し本道中江景に次くの大平野なり郡内耕地面積五千九百五十町歩に及び米産額は道中第二位を占む交通は未だ便利ならず住民は多く農を營み沿海に在りては漁鹽を業とするもの多く生計は概して富裕ならず戸數八千二百五十餘、人口三萬九千四百餘あり産物は米、麥、大豆、鹽、魚貝及び牛豚等なり

沔川邑 郡の東南隅、邑内面城内里に在り洪州邑に六里、唐津邑に二里、最近驛たる天安を距る十一里にして沿海航行汽船の寄港地たる富里浦との間四里を隔つ行路の改修未だ完成せず交通不便なり邑民は農業又は商業を營み毎月六回の開市あるも商況微々たり朝鮮人五十戸、百七十餘人内地人五戸二十餘人居住す特殊の産物なし郡廳、郵便局、憲兵分遣所、公立普通學校等在り

蒙山城 邑内面蒙山に在り三韓時代の築造に係り後ち軍營の所在地たりしか今は頽廢す

#### 第五節 泰安郡

沿革 百濟の省大吟縣なり新羅景徳王蘇泰と改め富城郡(瑞山)の領縣と爲す高麗顯宗王一ひ運州(洪州)に屬せしめ忠烈王に至り今の名と爲し知郡事を置き李朝之に因り後ち郡と爲し今日に及ぶ

郡勢 本郡は本道の西北部に突出せる半島にして東方瑞山郡を以て陸地に接続し安眠島及び附近數多の小島嶼を併轄し南北兩面灣入を爲す郡内丘陵少からざるも平地亦多く地味膏腴にして農産豐穰たり然れども灌漑の利に乏しく早魃の患あるを以て水田少く荒蕪地及び干瀉地多し内陸の交通は便ならず住民は農を主とするも小作人其過半を占め製鹽及び漁業を兼營せり生計一般に困難なり産物の主なるものは鹽にして年産額三百萬斤に達す又米穀類を産すれども土地の需用を充たすに過ぎず鯛、鱈、石首魚、海苔、貝類等の漁撈稍々盛にして鑛産物に鐵あり戸數六千七百餘、人口三萬一千餘あり

泰安邑 郡の東部郡内面に在り北に白華山を負ひ各面に通する道路は小徑にして交通不便なり邑民の過半は農業に従事し又少數の商業を營むものあり窮貧者少からす邑北二里に在る東内里は郡内貨物の集散地にして仁川との間毎月

數回汽船の往來あり日用品は仁川より移入し鹽及び海産物を移出す朝鮮人三百四十餘戸千八百三十餘人内地人六戸十餘人あり郡廳郵便所巡査駐在所公立普通學校及び私立學校在り

**安眠島** 郡の南方に在る大島にして本と派監の駐紮せし處なり島は過半國有地に屬し森林多く就中中部以南は松樹鬱蒼たり巡査駐在所在り

**安興城** 安興面に在り昔時水營鎮を置きし處山嶽鼎立して天然の城廓を爲す風景頗る佳なり

#### 第六節 懷徳郡

**沿革** 百濟の雨逆郡一名朽淺郡にして新羅比豊郡と改め高麗の初め懷徳と名く顯宗王公州に屬せしめ明宗王監務を置く李朝太宗王に至り縣監を置きしか明治二十七年郡に改め三十五年鎮岑郡を併せしか翌年又分離し以て今日に至る郡勢 本道の東南隅に位置し北は忠清北道文義郡に東は同道沃川郡に境し西は公州郡及び鎮岑郡に隣し南は全羅北道珍山郡に界す郡内山陵起伏するも其間廣漠たる沃野多く且つ灌溉の利に富み田四千五百町歩畑二千町歩合計六千五百

町歩の耕地を有し米、麥、大豆の各産額は何れも本道各郡中第三位を下らす京釜鐵道は郡の略々中央を斜めに縦貫し湖南鐵道又分岐して其南部を過るの外四隣各郡に通する道路を有し交通運輸上樞要の地を占む郡民の多數は農業に従事するも商業を營む者亦少からず戸數九千四百餘、人口三萬八千餘あり主なる産物は米、麥、大豆、棉花、煙草、生牛にして鑛産に金、鐵及び黒鉛あり

**大田** 郡内外南面に在り京城を距る南方百四哩、釜山を距る北方百七十哩にして郡廳の所在地たり京釜沿線中京城、釜山、大邱に次ぐ貨物集散地にして又湖南鐵道の分岐點たり此地忠清南北道及び全羅北道の境界に遡く前後廣漠たる沃野を控へ一面には直接公州に通し他面には美江を経て清州に達し又連山、錦山、珍山、鎮岑の各郡邑に通することを得交通商業上の樞要地點たり氣温は最高華氏九十五度、最低三十二度の間にあり驛前は純然たる内地的市街を成し運輸、通信、教育、宗教等の機關を設備し市日には四方數里の地より商賈雲集し頗る殷賑を極む内地人七百九十戸二千七百人、朝鮮人三百餘戸千三百人居住す産物は米、穀、清酒、醬油、味噌、麥粉等にして郡廳の外、區裁判所、警察署、日本人會、地方金融組合、公



立普通學校、銀行、各種の會社及び組合、小學校等在り

新灘津 郡内北面に在り、京釜線中の一驛にして、大田の北九哩を隔て、錦江に沿ひ舟楫の便を兼ね、肥沃なる耕地を有し、蔬菜の栽培盛なり、産物は米、蔬菜、木材、果實等にして、附近より砂金、黒鉛を出す、移入品の重なるものは紡績糸、石油、魚類等に於て、學校組合、小學校、巡查駐在所等在り

#### 第七節 韓山郡

沿革 百濟時代の馬山縣にして、新羅の朝嘉林郡(林川)の領縣とし、高麗朝韓山と改め、明宗王監務を置き、鴻山を兼任せしめ、後ち知州事に陞す、李朝太宗王十三年郡に改め、爾來今日に至る

郡勢 本郡は本道の南端に位置し、東は林川郡に、北は鴻山郡に、西は舒川郡に接し、南は錦江を隔てて、全羅北道の咸悅、臨陂兩郡に對す、郡の中部以北は峰巒重疊し、南部錦江流域及び西部舒川郡に接して、廣き田野を有す、韓山邑を基點として、東林川郡に、西舒川郡に通ずる陸路竝に、錦江を上下する水路を主要なる交通路とし、運輸交通共に甚しき不便なし、住民の大部分は農を業とし、女子は苧布の製織

に従ふを常とし、割合に勤勉にして、生活の程度比較的高し、郡内戸數四千七百七十餘、人口二萬七百餘あり、産物は米、麥、大豆、麻、苧布、白魚及び石炭なり

韓山邑 郡の中央、北面内上里に在り、北西に小丘を負ひ、東南平地を控ふ、群山とは陸路一里、海路三里を隔て、江景に八里、舒川に三里、林川及び鴻山に各四里あり、て交通は概ね便なり、邑民は農業を主とし、機械を副とし、生計裕ならざるも、金融は稍々圓滑なり、内地人の居住者四十餘人あり、産物は略々郡に同じ、郡廳、郵便所、巡查駐在所、公立普通學校、私立學校在り

新場 下北面に在り、邑より一里を隔つ、市場所在地にして、毎月三、八日を以て開市し、取引の盛なる、近隣各市に優越す

#### 第八節 舒川郡

沿革 百濟時代の舌林郡(一名南陽)にして、新羅景德王、西林郡と改め、高麗顯宗王の初め、嘉林縣(林川)に屬せしか、後ち監務を置く、忠肅王に至り、陞して知州事と爲し、李朝太宗王今の名に改め郡とす

郡勢 本道の西南端に位し、東は韓山郡に、北は鴻山郡に接し、西方一部は庇仁郡に

隣し一部海に面し南は錦江を隔てて群山府に對す廣袤東西三里餘、南北六里あり郡内山岳あるも高峻ならず傾斜地又は平地多く東部は所謂舒川の平野を成す本郡は本道の咽喉部を占め對岸に群山港を控へ地味亦肥沃にして耕地面積二千四百五十町歩、米産額三萬石を越ゆるも交通機關不完全なるか爲め未だ發展の機運に際會せず住民は農を主とし貧窮者多く生活程度亦頗る低し郡内戸數五千百餘、人口二萬三千あり物産は米、麥、豆類、麻布、煙草、魚類及び金、黒鉛なり

舒川邑 郡の中央に位し西方沿岸を距る約二里、群山港の對岸なる龍堂津との間三里を隔て東韓山邑、西庇仁邑に各三里餘、北鴻山邑に五里餘あり邑民の生業は農商相半はし米穀麻布を産す朝鮮人戸數百二十戸、人口千人、内地人三十餘人あり郡廳、郵便所、巡查駐在所、地方金融組合、私立學校在り

龍堂津 又龍塘とも云ふ群山港の對岸に在る渡船場にして附近交通の要衝に當り旅客常に絶わす住民は農を主とし漁を副とす

第九節 徳山郡

沿革 本郡は本と徳豊及び伊山の二縣を合併して成立したるものなり、徳豊縣は

百濟時代の今勿縣にして新羅今武と改め伊山郡の領縣と爲す高麗の初朝徳豊と改め顯宗王の時運州(洪州)に屬し明宗王に至り監務を置く、伊山縣は百濟の馬尸山縣にして新羅朝伊山と改め郡と爲す高麗顯宗王洪州に屬せしめ尋て監務を置く、李朝太宗王二縣を合併して徳山縣と改稱し監務を置きしか近世郡に改め今日に至る

郡勢 本郡は本道の西北部に位し東は禮山郡に、西は海美郡に接し南は洪州郡に、北は河川郡に隣す地勢概して平坦なるも道路狹隘にして車を通するを得ず交通不便なり耕地面積三千町歩を有し灌溉の利あり住民は農業を主とし生計一般に裕ならず戸數四千七百餘、人口二萬二千二百餘あり産物は米、麥、大豆、川魚、砂金等なり

徳山邑 郡の中央に位し北河川、南洪州、西海美の各邑に通する道路あるも狹隘にして高低多く挽車を通せず邑民は農耕を主とし間々商業に従事するものあるも何れも生活上困難なる者多く毎年春夏の二季には金融逼迫し人民困窮に陥るを例とす朝鮮人百三十戸、六百餘人、内地人は二十人を超へず特産物なし郡廳

憲兵分遣所、郵便所、私立學校等在り

第十節 林川郡

沿革 百濟時代の加林郡にして新羅嘉林と改め高麗朝林州と稱し刺史を置けり。顯宗王縣と爲し令を置く李朝太祖に至り府と爲し太宗王縣とし後ち府に改めしか尋て林川と改稱し郡と爲し以て今に至る

郡勢 本道の南部に位し北は扶餘郡に、西は鴻山韓山二郡に、東は石城恩津兩郡に接し南は錦江を隔てて全羅北道の礪山郡及び龍安郡と相對す郡内山陵少からざるも南部は平地に富み地味肥沃にして灌漑の便舟楫の利を併有し且つ運輸交通に益し又古來旱水の被害比較的僅少にして頗る農營に適す郡民は農を業とし婦女の内職として麻布の製織に従ふもの少からす戸數五千四百餘、人口二萬二千餘あり

林川邑 郡の中央に在り北西に山を負ひ西方鴻山郡より江景に通する道路に沿ひ鴻山韓山兩邑へ共に四里餘、扶餘郡窺岩里に二里半を隔つ何れも車を通するに至らざるも南方江景に達する道路は既に改修を畢へ挽車を通す邑民は農を

本業とし飲食店を兼營するもの多し生活の程度は中位にあり金融は概して圓滑なり朝鮮人百四十九戸、六百四十五人にして内地人は十人を超へす物産は米、麥、大豆及び麻布にして郡廳郵便所、巡査駐在所、私立學校等在り

笠浦 邑の西南二里、大洞面に在り錦江沿岸に位置し開市場たり秋季米穀の取引盛なり内地人十餘人居住す巡査駐在所在り

七山浦 邑北一里、錦江に沿ひ群山江景に舟楫の便あり米穀の移出地たり

頌詔院浦 邑の東南二里、錦江沿岸に位す亦米穀の移出地なり

聖興山 邑の北方に聳ゆる山嶺にして嶺上に城趾あり百濟朝の築造に係る要害の地にして昔時軍倉を置けり

第十一節 鴻山郡

沿革 百濟の大山縣たり新羅景德王翰山と改稱し嘉林郡(林川)に屬せしむ高麗朝の初め今の名に改め明宗王監務を置き李朝太宗王に至り縣監を設く後ち一ひ韓山郡に合併せられしも尋て復舊し明治二十七年郡と爲す

郡勢 本道の南部に位置し東は林川扶餘二郡に、南は韓山舒川兩郡に接し西は庇

仁郡及び藍浦郡に隣し北は青陽郡洪州郡に界す地勢西北部は山岳連亘し東南部に平野多く耕地總面積二千五百町歩あり道路は概して狹隘にして高低多く交通便ならず住民は農業を主とし生計困難なるもの少からす戸數五千二百餘、人口二萬五千七百餘あり産物は米、麥、大豆、煙草、苧布等なり

鴻山邑 郡内而北村に在り南方群山港へ七里、西藍浦灣へ四里、東恩津郡江鏡浦へ六里を隔つ邑民は農耕に従事し女子は機織に従ふ生活状態裕ならず朝鮮人戸數百七十餘人口九百四十餘、内地人八十餘人あり産物の主なるもの米、大豆、苧布にして郡廳區裁判所、地方金融組合警察署、郵便局、養蠶傳習所、學校組合、小學校、私立普通學校等在り

無量寺 外山而無量里に在り百濟時代の剎建にして大法殿、極樂殿、靈山殿、世王殿、五重塔及び石燈在り結構壯大古色愛すべく殿内三佛體五百羅漢を安置す

#### 第十二節 恩津郡

沿革 本と德恩、市津の二縣を併合したるものなり、德恩縣は百濟時代の德近郡にして新羅景德王德殷と改め高麗初朝德恩郡と稱す、市津縣は百濟の加知奈縣一

名加乙乃縣にして新羅景德王市津と改め德殷郡の領縣と爲し高麗朝顯宗王の時德恩と俱に公州に隸屬せしか李朝太宗に及び二縣を併せて恩津と稱し監務を置き世宗王の代縣監に改め後世郡と爲し今に至る

郡勢 本道の南端に位し東は連山郡に、北は魯城石城二郡に、西は錦江に面して林川郡に對し南は全羅北道の高山及び礪山兩郡に境す南東部に丘陵起伏するの外概ね平坦にして所謂江景の大平野を成す此平野は恩津を中心として連山、魯城、石城、扶餘、林川、龍安、礪山の八郡に亘り耕地面積水田二萬町歩畑一千五百町歩を有し南鮮に於て全北の平野に次く廣地にして地味肥沃灌漑の便備はり道路概ね平夷にして交通便利なるのみならず錦江の水運を控へ農業上の優位を占め農産年額約百八十五萬圓に達す此平野中本郡に屬するものは田二千八百町畑三百町歩なり住民の多數は農を業とし商業に従事するもの亦少からす生計の程度は他の地方に比し稍々高し戸數六千四百五十、人口二萬九千餘あり産物の重なるものは米、麥、大豆、雜穀、棗、柿、栗及び鱈其他の魚類なり

江景 別名を江鏡と云ふ本郡と礪山郡との界に位置し東北に本道の首都公州を、

正南に全羅北道の首府全州を控へ東方大田に通し西方錦江の流に倚りて群山港に連り何れも十里内外の處に在り錦江流域中屈指の浦口にして南東北三面一帯は廣袤二十五方里に亘る江景の大沃野を擁し西方江々たる錦江の流に接し南鮮首要の産業地にして耕地の大部分は水田なり氣温は最高華氏九十五度最低三十五度なり平坦なる道路四通八達し群山とは水路二十四哩を隔て日々小蒸汽船の往復あり京釜線英江驛まで舟楫の便ありて近隣十六郡に對する物資の集散場たり最近湖南鐵道開通し人氣大に引立てり此地古來大邱平壤と相並んで朝鮮の三大市場と稱せられ毎月六回の市日には來集者一萬人に及び頗る熱鬧を極む街衢は錦江の左岸に突出する玉女峰の東南を繞り商業頗る盛なり移入品中の重なるものは金巾、紡績糸、石油、燐寸、陶器、鐵類雜貨、食鹽、麻布、魚類にして移出品は米、大豆、小豆、棉花、牛皮、牛骨を主とす近年四五の金融機關設けられたるか爲め資金の融通頗る潤澤となり金利亦口を逐ふて低落す唯土地の卑濕なると飲料水の良好ならざることは此地の一大缺點なり朝鮮人戸數一千五百五十人口四千五百餘内地人三百餘戸千三百餘人あり恩津郡廳の外區裁判所警察

署、郵便局、日本人會、農工銀行支店、京城倉庫會社出張所、地方金融組合、小學校、公立普通學校、各種の會社組合等在り

**論山** 古昔市津の地たり花枝山面に屬し魯城郡界に位し論山川に跨る川の北部は魯城郡に屬し南部は恩津郡なり兩岸を連絡するに石橋を以てす市津橋之なり恩津へ一里半、魯城へ二里半、連山へ三里半、石城へ二里を隔つ附近に所謂論山の大平野を控へ舟楫の利、陸路の便兼ね備はり以北數郡の貨物集散地たり産物は米、大豆、麥、荏を主なるものとす朝鮮人五百八十餘戸、二千四百餘人、内地人八十餘戸、二百七十人、清國人二十餘人あり學校組合、巡查駐在所、憲兵分遣所、郵便所、小學校在り

**恩津** 郡の中央に位し四邊一帯丘陵地にして平地は狹小なり北論山に一里半、西江景に二里餘を隔つ元と郡衙所在地たり巡查駐在所在り

**灌燭寺** 花枝山面に在り江景より三里、論山より三十町を隔つ境内に彌勒大石像あり高麗朝高宗王五十九年僧慧明の建立に係り身長五丈、周圍三丈、首長八尺、花崗石より成り湖西三巨物の一として著はれ其作崇高雄大なり

彩雲山 彩雲面に在り恩津と約半里を隔つ風光佳にして百濟王遊樂の古址たり

第十三節 青陽郡

沿革 百濟始祖建國の當時此地に古夫良里縣を置きて府使給養の地に充つ新羅に屬してより青武縣と改め任城郡(大興郡)の領縣たり高麗初朝に至り始めて青陽縣と稱す顯宗王の時天安府に屬し後ち洪州に移屬す李朝太祖監務を置き太宗王縣監と爲し顯宗王定山に併合せしも十年の後再び分離して縣監を設け洪州鎮衛の所管たり明治二十八年郡と爲し郡守を置き爾來今日に至る

郡勢 本郡は本道の中部に於て稍々西側に偏在し東は公州定山二郡に、南は扶餘に、西南は鴻山保寧兩郡に、西北及び北は洪州郡大興郡に接す東西六里南北四里の廣袤あり郡の北方を除くの外山嶽を以て圍繞し郡内亦丘陵高原多く耕地面積少し然れども山嶽多くは樹木に富み水源豊なり道路は隣接各郡に通ずるものあるも北方大興禮山方面に達するもの外大抵急阪あるか爲め交通不便なり民情は高地帯と低地帯との住民に於て差異あるを見る即ち高地帯に屬する地は耕地に乏しく生計困難にして人氣不良なるも低地帯は前者に比し耕地多

く人情順朴なり一般に農を業とし傍ら養蠶機械等に從ふ物産の重なるものは米、麥、大豆、棉花、果實、薪炭、木綿、蔴、陶磁器、砂金にして戸數四千三百二十餘、人口二萬一千餘あり

青陽邑 郡の中部に位し山を負ひ川に溢み平野を控へ形勝の地を占む交通は概して便ならず市場あるも取引盛ならず住民は農を業とし富の程度に比して華美を好むの弊風あり米穀、織物等を産す朝鮮人戸數三百、人口二千、内地人十人居住す郡廳郵便所、公立普通學校等在り

牛城山 邑北に在り山の中腹より頂上に及び周回約六町の城址を有す百濟時代の築造に係り南端の巖面に龍巖の二字を刻す築城當時の作なりと云ふ

長谷寺 邑の東南二里半、東上面長谷里に在り辨韓時代の創建にして山を負ひ溪に臨み幽邃の境たり寺背の山嶽に登臨すれば眺望壯快言語に絶す

第十四節 連山郡

沿革 本と百濟の黃等也山郡にして新羅改めて黃山郡とし高麗の初朝今の名に改む顯宗王九年公州に屬し後ち監務を置き李朝太宗王十三年縣監に改め近世

に至り郡とし郡守を任し今日に至る

郡勢 本郡は本道の東南邊に位置し東は鎮岑郡及び全羅南道珍山郡に境し南は同道高山郡に、西南は恩津郡に隣し西は魯城郡に、北は公州郡に接す地勢東南に高く西方に向て漸く傾斜し有名なる論山平野に連亘す地味概して豊饒にして農作物を多産す湖南鐵道は東方大田驛より岐れ郡の中部を横貫し最近荷客の輸送を開始せり道路は概して平夷にして四方郡邑に通す住民は専ら農を業とし生活の程度普通にして生計困難なるもの罕なり産物は米を第一とし麥大豆及び其他雜穀之に次く戸敷六千三百餘、人口二萬八千五百餘あり

遼山邑 大田の西方二十四哩餘を距つる遼山停車場は邑より七八丁を離れて設けられ四方丘陵を以て繞らす江景街道の宿驛に當り旅客の來往頻繁なり其他北魯城に東鎮岑に、南高山に通する道路は邑内を過ぐ概して急坂少く來往甚しき困難なし邑民は農業を主とし生計狀態概ね順境なり郡廳郵便所、普通學校等あり

馬九坪 邑の西方夫人處面に在り附近地味肥沃にして農耕に適し近來連山水利

組合を組織する等農事經營に意を注ぐもの多く内地人居住者逐年増加す學校組合、小學校あり

儒城里 温泉所在地にして大田の西方七哩餘なる佳水院驛の東北約二里に在り

冷泉泥田より湧出す土人は之を藥水と稱へて珍重す

鷄籠山 北方魯城より論山に通する道路に沿ひ大田より十六哩餘を隔つる豆溪停車場より凡そ二里の所に在り巍然として雲表に峙つ山容鋸狀を呈し山嶺に到れば風氣暢開一望八州を瞰下すへく山中鷄籠寺と稱する古刹あり堂宇總て十一庵を有し幽邃の境地にして風光掬すへし就中甲寺附近は觀楓の勝地とす山は李朝太祖か天下の要害として築城を企てたる處なりと云ふ

鐵釜 邑の西方凡そ一里の圃中に在り湖西三巨物の一に數へられ直徑九尺三寸餘深二尺八寸餘、厚一寸、周圍二丈九尺八寸餘あり其由緒詳ならずと雖も口碑に依れば今を去る千年前より既に存置せりと蓋し寺院の炊釜なりしならん

#### 第十五節 扶餘郡

沿革 百濟朝の所夫里郡一名泗洲なり第二十六世聖王熊川(公州)より移りて此に

都し南扶餘と號せしか三十一世義慈王の時新羅攻めて之を滅し所領を併す新羅文武王、摠管を此地に置き景德王扶餘と改稱し郡と爲す高麗朝顯宗の時公州に屬せしか明宗王監務を置き太宗王縣監に改む近世郡に復し以て今に至る

郡勢 本道の南部中央に位し東は魯城郡に、南は石城、林川二郡に接し西は鴻山郡に、北は定山郡に隣す東西約五里、南北二里の廣袤を有す白馬江郡内を貫流し江景浦に注ぐ水陸交通の便畧々備はる耕地面積二千三百町歩あり地味肥沃にして其三分の二は水田たり住民は主として農を業とし戸數四千五百餘、人口二萬三千餘あり農産物は米、麥、大豆、棉花、麻、蔬菜等にして鑛産に黒鉛あり

扶餘邑 別に半月餘州の名あり百濟半月王城の所在地たるか故なり此地郡の中央より少しく西に偏し白馬江の東岸に在り定山邑を経て公州に至る七里を隔て附近各邑に通する道路は比較的平坦にして水陸交通の便を有す邑民は農耕に従ひ養蠶を行ふものあり未だ遊逸の風習を脱せず往々生計に窮するものあり朝鮮人戸數九十餘、人口四百五十、内地人十五戸六十人あり特産物なし郡廳、郵便所、憲兵分隊、公立普通學校等在り附近風光に富めり

百濟義慈王二十年新羅の將金庾信、唐軍の總管蘇定方と共に水陸軍十數萬を率ゐて來侵し本都を攻落して遂に百濟を滅し王を擒にして還るや遣臣恢復を謀り王子扶餘豊の日本に質たりしを迎へ立て、王と爲し日本又數萬の兵を發して之を援けたるも唐將劉仁願等兵船百餘艘を聯ねて白馬江を扼するに遭ひ我軍之と激戦して利を失ひ主將上毛野稚子を始めとし全軍殆んど敗滅に歸したる古戰場なり

窺岩里 白馬江沿岸の一要津にして江景、公州の中間に位置し邑との間十五町は道幅四間にして坦々たること砥の如し住民は半農半漁なり戸數八十餘、人口三百あり學校組合、郵便所、巡查駐在所、小學校等在り附近古蹟多し

落花巖 邑北扶蘇山の北麓に在り新羅の來侵により百濟の都城陥るや王宮の妃嬪等夜間徒跳して大玉浦に至り斷崖より白馬江に墜落して死したりと云ふ爾來落花巖の名あり

釣龍臺 扶餘山の北麓に在りて白馬江に懸れり傳へ云ふ唐將蘇定方百濟を滅すの時此臺に上りて蛟龍を釣れりと



天政臺 窺岩里の巖上に在り百濟王の宰相を任するに際り親ら天を祭りたる所なりと云ふ

大哉閣 窺岩里の北約五町に浮山あり白馬江に臨み山の中腹に小廟在り大哉閣と云ふ閣中「日暮道窮至痛在心」の八字を刻める碑あり百濟の末葉に至り王か時勢の非なるを嘆したる句なりと

卓蘭寺 扶蘇山腹に在り百濟時代の古刹にして白馬江巖の上に建ち山水の風景最も佳なり

第十六節 藍浦郡

沿革 百濟の代寺浦と稱し新羅朝始めて今の名と爲し西林郡(舒川)の領縣とす高麗顯宗王嘉林縣(林川)に移屬せしめ後ち監務を置く辛禎の時倭寇に因り住民四離浪散す恭讓王に至り鎮城を置き流亡を招集す李朝太祖兵馬使を置き判縣事を兼ねしめ世祖王改めて縣監と爲す後世郡とし以て現今に至る

郡勢 本郡は本道の西南端に偏在し東は鴻山郡に、南は庇仁郡に、北は保寧郡に隣し西方一帯海に面す東西南北共に四里餘の廣袤を有す山嶽北方より來りて郡

内に連互し沿海の外平地に乏しく交通便ならず住民は農業を事とし海岸地方には漁業を營むものあり生計は概して困難なり穀類は郡内の需用を充すに足るのみ其他の産物は苧、石材、魚貝、海草等なり戸數四千八百餘、人口二萬四千百餘を有す

藍浦邑 郡の稍々北部に位し西一里半にして保寧灣に至り東鴻山邑に二里餘、南庇仁邑に四里、北保寧邑に約半里を隔つ道路何れも平坦ならず交通の便少し邑民は農を主とし傍ら機械に従事するものあり貧賤者多し産物は米、麥、苧布等とす郡廳、郵便所、憲兵分遣所、地方金融組合、公立普通學校在り

白雲寺 邑東約一里、聖住山に在り寺内に塔あり唐の名僧大朗慧和尚の頌徳文を刻す崔致遠の選する所なり今を去る千二百年前の建設にして美文名筆を以て名あり山は西海の諸島を展望し風景頗る佳なり

第十七節 結城郡

沿革 百濟の結已縣にして新羅潔城郡と改め高麗顯宗王の時運州(洪州)に屬し明宗王二年結城郡と改稱し監務を置く李朝太宗十三年縣監と爲せしか太宗帝建

陽元年郡に改め郡守を任置す

郡勢 本郡は本道の中部西邊に位し東は洪州郡に、北は海美郡に接し南は保寧及び蒼川二郡に隣し西は海に面し地形南北に長く東西に短し郡内丘陵多くして平野少きも廣川龍臥遠川の三流域は田野開け地味亦概ね肥沃なり耕地面積二千六百二十餘町歩の中水田は其半を超ゆ沿岸は屈曲に富むと雖も大抵は泥堆を以て圍繞せらる灣入の最も大なるは南方に於ける結城灣にして凹入五哩餘に及び小船の出入に十分なり水陸の交通未だ頗る不便なるも近く郡道の改修に伴ひ群山仁川間定期船の寄港を見るへき豫定なり民情概して順朴にして大部分は農業に従事し少數の商工漁業者及び製鹽業者あり郡内戸數四千八百四十、人口二萬二千四十餘あり物産は米、麥、大豆其他の雜穀並に若干の陶磁器及び鹽なり

結城邑 郡の西端海岸に近き所に在り後に山を負ひ前面に鹽田あり水陸の交通不便なるも近き將來に於て郡道を開き又附近星湖浦に沿岸航行船の寄港を見る豫定なり邑民は農業を主とし多數は極めて貧賤にして戸數は逐年減少の姿

なり特種の物産なし朝鮮人八十餘戸、四百三十人あり内地人居住者は未だ十人に達せず郡廳巡查駐在所郵便所私立學校あり

廣川 廣川面場釜里に在り附近平野を擁し米穀の産地たり殊に廣川大豆は其質良好を以て聞ゆ洪州に三里結城及び保寧に二里ありて道路は割合に險ならず戸數六十餘、人口三百餘を有し住民は飲食店業を營むもの多し附近著名の市場ありて毎月四、九の日開市し集散貨物は穀類、魚類、木綿、鐵器、土器、紙を主とし一年の取引高四萬圓に及ぶ

星湖里 結城灣の北側中央に位し縣内面に屬し邑を距る一里なり後に丘阜を負ひ南方に斗出して其内方に弓狀の小灣を爲す幅一、二町に過ぎざるも波浪を遮り碇繫に安全なり住民は主として農業及び商業を營み又船乘に従事するもの多し物産は麻、木綿及び海藻にして民家百餘戸あり近く定期船の寄港地たるへし

#### 第十八節 保寧郡

沿革 百濟朝の新村縣一名沙村縣にして新羅新邑と改稱し潔城郡(結城)の領縣と

爲す高麗初朝今の名に改め顯宗王九年運州(洪州)に屬し睿宗王元年監務を置き李朝太宗王縣監と爲せしか太宗帝建陽元年郡に改め以て今に至る

**郡勢** 本郡は本道の西南邊に位し北は結城鰲川二郡に、南は川を隔てて藍浦郡に對し東南は鴻山郡に隣し、東は洪州青陽兩郡に接し西は海に瀕す地勢概して東北部に高く洪州結城二郡との界に聳立する鳥棲山を其主山とし西南に至るに従ひ平地にして沃野あり院隅伏兵の二川合して大川と爲り灌溉に資す北方洪州より本郡を縦貫して南方遠く群山方面に通ずる道路は首要の陸路たるも未だ挽車を通ずるに至らず沿岸港灣を有せず僅に朝鮮小形船にて群山間の往來を爲す住民の約九割は農業、一割は商工業を以て生業とし外に少數の漁鹽業者あり農民の過半は小作人にして生計に苦む者頗る多く金融機關を缺くか爲穀類産出期を除くの外は金融常に逼迫す郡内戸數四千五百五十、人口二萬一千九百八十あり産物は米を第一とし鹽、苧麻、大麻、木材、之に次ぎ又若干の魚貝を産す**保寧邑** 郡の中部西方長尺而上里に在り北方洪州邑に、東青陽邑に、南藍浦邑に通ずる道路あれども路幅狭く高低一ならずして交通概して便ならず邑氏の過半

は農を業とし其他は商業に従事す金融機關なく商況振はす生計狀態劣等なり朝鮮人百三十餘戸六百五十餘人内地人十餘戸三十人居住す特種の産物なし郡廳郵便所警察署、公立普通學校在り

**大川浦** 西岸木忠面に在り青所面瓮岩浦と共に沿岸に於ける市場所在地にして孰れも群山との間小帆船の往來あり内地人十戸三十餘人居住す

第十九節 海美郡

**沿革** 高麗朝の貞海、餘美二縣の地なり、貞海は運州(洪州)の屬縣たる高丘縣の一部なりしか高麗太祖割て貞海縣を創置し顯宗王九年運州に隸し後ち監務を置く、餘美縣は百濟の餘村縣にして新羅餘邑と改め檣城郡(河川)の領縣と爲し高麗の初め餘美と號す顯宗王の時運州に移隸し睿宗王に至り監務を置く李朝太宗七年二縣を併せて今の名とし貞海を以て治所とす數年の後縣監に改め建陽三年郡と爲し郡守を置きて今日に至る

**郡勢** 本道の西北部に位する狭長の一郡にして西南は淺水海灣に臨み北方牙山灣に延ひ以て泰安半島を擁し東は徳山河川の兩郡に、南は結城郡に、西は瑞山郡

に北は唐津郡に接す東南一帯は丘陵起伏し東方には伽倻の高峯聳立す郡内耕地に富み且つ膏腴にして農産豊穰す交通は概して不便なり住民は農を生業とし西北兩海岸附近は漁業に従事するもの少からず生計一般に裕ならず産物は米を主とし大麥、大豆、麻、煙草、柿、牛、食鹽及び魚類にして就中大豆の産額は本道中第二位を占む又銀鐵鑛を出す戸數五千七百餘、人口二萬五千九百餘あり

海美邑 郡の南部に位し東洪州、南結城邑へは共に四里を隔つ其他瑞山、徳山等に通する道路あるも何れも不完全なり邑民は専ら農を業とし生活の度低く金融多くは逼迫す特殊産物なし邑内内地人八戸、二十餘人居住す郡廳、巡査駐在所、郵便所、私立學校等在り

伽倻山 邑の東方に屹立し山巔に城址あり慶長の役日本軍再征に際し加藤清正鍋島直茂の攻落せし處なりと云ふ

#### 第二十節 牙山郡

沿革 百濟時代の牙述縣なり新羅景徳王陰峯と改め温井郡(温陽)の領縣とせしか高麗朝に至り仁州と號し又牙州縣と名け天安府に隸す李朝太宗王改めて今の

名と爲し後世郡とす

郡勢 本道の北邊に位し北東は平澤郡に、東は稷山郡に、東南は天安、温陽二郡に、南は新昌郡に接し西北は牙山灣に面す郡の東部は山嶽連互し其他は丘陵の起伏するあるも又平地多く道中屈指の農産地なり耕地は地味肥沃三分二以上は水田にして耕地總面積四千五百町歩に及へり内陸の交通は便ならず住民は主として農を業とし沿海地方は製鹽及び漁撈に従事するものあり戸數四千七百九十餘、人口二萬三千七百餘あり産物は米、麥、大豆、鹽及び魚類なり

牙山邑 郡の中央、縣内而上里に在りて牙山灣に臨み西北一帯所謂牙山の平野を控ふ平澤、天安、温陽、新昌諸邑に達する道路あるも狹隘にして凸凹多く未だ挽車を通するに至らず邑民は農又は商を以て生業と爲し勤勉の風あるも生活状態は裕ならず朝鮮人戸數百七十人口八百餘、内地人戸數二十餘あり米穀、鹽、魚類を産す移入品の重なるものは金巾、石油、煙草、雜貨なり郡廳、警察署、郵便局、學校組合、地方金融組合、小學校、公立普通學校等在り

屯浦 郡の北端に在り牙山平澤兩邑の中間に位する市場にして三面水を廻らし